

384-43
1200501455402

384
43



始



163

384

43

384-43



蘇峰德富猪一郎著

明治天皇御宇史

第四册

[皇政復古篇]





(影撮年初治明) 眞寫勳茂野淺
〔藏所氏之長野淺雷侯〕

皇政復古篇 刊行に就て

現代史家の
觀察

現代の史家は餘りに個人の力を輕視するの傾向がある。皇政の復古も、畢竟内外形勢の變遷、氣運の推移、人心の動向によりて、自然に成就せられたるものとして觀察し、殆んど其間には、如何なる英雄、豪傑、偉人、巨漢あるも、其の手腕を施すの餘裕も無ければ、必要もないもの、如く、論斷する者も鮮くない。

個人の力、
の大

然も、これは大なる僻見である。固より個人の力のみが、其の唯一の動力とは云はない。けれども假りに若し慶應の末期より、明治の初期にかけて、我が所謂維新の元勳、諸功臣の若干名無かりしとせば、其の運行は如何なりし乎。我等は決してその儘、徳川幕府が従前通りに、居据るものとは思はない。けれども少くとも、其の改革が、我等の現有する維新史とは、多少の趣きを殊にしたる改革であるべかりしを豫想するに難くない。今少しく端的に云へば、假りに此際上に岩倉なく、下に

大久保微りせば、それが善にもあれ、惡にもあれ、到底現在の歴史とは、同じからざる歴史が出て来りたる可きを豫想するに難くない。

個人の働
分可き領

内外の形勢は、徳川幕府をして、其の江戸幕府の開祖家康の舊に仍る能はざらしめた。然もそれは問題ではない。問題は如何にせば、之を改革す可き。如何にして之を改革すべき。將た如何なる改革を實行す可き乎に存する。而して此處が則ち個人の働く可き領分である。自然は氣運を與ふれど、更らに溯りて之を考ふれば、その氣運すらも、悉くとは云はぬが、其の一半は、人力によりて出で来りたるもの。例せば、皇政復古の思想などは、決して一朝一夕に出で来りたるものではない。多くの先正、前賢が、滴々相ひ傳へて、以てこの汪洋汎濫滔々、滾滾たる洪流、巨波を生ずるに到つたものだ。

形勢個人
の力に左
右さる

慶應三年十月十四日、徳川慶喜が、將軍職辭職、政權返上以來、十二月九日の大號令、渙發、而して慶應四年—明治元年—正月三日鳥羽伏見の開戦までは、所謂る維新

史の絶頂と云ふ可く、極所と云ふ可く、實にその刻一刻、瞬一瞬、我も人も手に汗を握る場合が矢繼早に發生し、實に緊張を重ねたる連幕である。而して此の場合に於ける出來事の一大半は、個人の意志によりて左右せられたるものにして、他の一小半は、寧ろ偶然、突發の出來事であつた。而して何れも我等は之を形勢とか、氣運とか、動向とかに歸す可きものではなかつた。例せば、連日の比叡おろしの烈風が、京都目掛けて進攻し來れる東軍をして、面を仰ぐ能はざらしめ、官軍東軍の勝敗の機に、鮮からざる關係を來したるが如きも、宛も博多灣に於ける神風同様、偶發の出來事にして、何人もそれを豫期したる事ではなかつた。

偶發事件
の影響

兎角歴史を一種の科學化たらしめんとし、更らに進んで哲學化たらしめんと欲する者は、須らくは慶應三年末期より明治元年の初期に互る約六個月間の歴史を熟讀せよ。然らば如何に個人が歴史の流域を左右するに有力である乎、將た偶發突發の事件が、如何に歴史の流勢に大なる關係を持つかを、自得するに於て、思ひ半ばに過ぎるものあらむ若し小御所會議に岩倉、大久保なくば、大號令の渙發

も龍頭蛇尾に終りしならんも、未だ知る可からず。若し西郷と勝とが官軍東軍の主腦として互ひに立會ふことなかりしならば、少くとも江戸城は灰塵に委し、百萬の生靈は、半は鬼となりしならんも、未だ知る可からずだ。

武力解決
派の無理

我等は公平に考察して、所謂る武力解決派に、大なる無理が存したるを否むことが出来ない。彼等は之を自然の大勢に一任しては手緩しとし、更らに人為的に、種の工作を加へた。その工作を加ふるに際しては、彼等は所謂る背に腹は換へられぬ場合に屢々遭遇した。斯る場合に於て純一の理想家よりも、寧ろ現實的政治家である岩倉と大久保とは、何等の顧慮もなく、何等の懸念もなく、何等の思案分別もなく、その必要の前には、有理でも、無理でも、ドシ／＼やつて除けた。此處に彼等の大なる無理が出来た。此處に彼等の大なる横車が押し行かれた。

苟も其智と、其力とあらば、無理も有理として通すことが出来、然らざれば無理は無理なりに通すことが出来る。彼等、岩倉、大久保の徒も、大の蟲を活す爲めには、目

をつぶつて小の蟲を殺さねばならぬ場合に遭遇した。而して彼等は思ひ切つてそれを実行した。恐らくは、當時に於ては、彼等としてこれが尤も賢明なる方策であつたであらう。然らざるまでも、彼等は自から斯く信じて、斯く斷行したのであらう。而して彼等は死に抵るまで、之を悔ゆるが如きことは無かつたであらう。假りに彼等は閻魔の廳に引き出され、大王と對審しても、決して自ら懺悔するが如きことは無かつたであらう。けれども、無理は其の目的が有理なればとて、矢張り無理である。その無理は、何れの日にか、それが清算さる可き時節の到來せねばならぬ。

無理の代
價

要するに、維新の大業が、その極所に至りて、退却しなかつたのは、我等は之を武力討伐派の力に歸せねばならぬ。就中岩倉と大久保―その中でも殊に大久保―に感謝せねばならぬ。然も彼等は決して無代價に此の偉業を成就したものでは無かつた。その無理は、維新政府の後來に至りて、多大の煩累を來した。その怨靈は後日に至りて、其祟をなした。而して岩倉も、大久保も、個人としても其の大なる比類

なき崇勳、豊功と共に、其の災禍を免かるゝ能はなかつた。人衆き時は天に勝つ、天
定りてまた能く人に勝つ。我等は必ずしも因果應報の佛説を擔ぐものではない
が、歴史上に於てこれを無視する譯には參らない。

個人の力
の實物教訓

凡そ世の中に、形勢とか、氣運とか、動向とかにのみ藉口し、手を袖にして傍觀する
は、臆病者の遁辭にあらざれば、横著者の飾言である。歴史は大勢の如何ともす可
からざるを示す場合もあるが、如何なる大勢でも、個人の力が之を左右する乎、然
らざるまでも、能く之を牽制して、其の運動を個人の意の如く、若くは意に近づか
しむるの實物教訓を與ふるものが少くない。即ち慶應三年末期より明治元年の
初期が最も之を然りとす。

昭和十五年四月十四日 大森山王艸堂、新葉方さに
展せんとする南窓の下に於て

老蘇 七十八 叟

例言

- 一 本篇は修史第三期、即ち近世日本國民史著作の目的である明治天皇御宇史第
四冊、織豊徳孝明天皇時代以來通算第六十五冊。
- 一 本篇は昭和十一年十二月一日起稿、昭和十二年一月三十日脱稿。
- 一 現在明治天皇御宇史第五冊、皇政一新篇第六冊、官軍東軍交戦篇第七冊、官軍東
下篇第八冊、新政内外篇第九冊、關東征戦篇第十冊、奥羽和戦篇第十一冊、奥羽戦
争篇第十二冊、會津籠城篇第十三冊、北越戦争篇第十四冊、奥羽平定篇第十五冊、
函館戦争篇第十六冊、明治政務篇第十七冊、新政扶植篇第十八冊、法度制定篇第
十九冊、薩長内政篇を稿了し、第二十冊、内政統制篇の四分の三を脱稿しつゝ、あ
り。
- 一 著者は新年三個月を熱海樂閑莊に送り、修史精進の功空しからず、方さに今夏
秋の際には、第一萬回を突破せんことを期して居る。

一 本年は昨夏秋の大患の餘を承け、一切の旅行を廢し、夏秋期は山中湖畔に閑居して、修史に専念せんことを期す。

昭和十五年四月十日 大森山王草堂に於て

蘇峰 七十八叟

二

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第四冊 目次

第壹章 形勢の停頓

一 逆轉乎、進轉乎

大政返上後の京都〔一〕 責任朝廷に歸著〔二〕 幕府側の期待〔三〕 實權を失はざるの覺悟〔三〕 西周編著の法制〔三〕 謎の土藩活動〔四〕 坂本を失ふたる損失〔四〕

二 武力解決派としての岩倉具視

薩長の大味方〔五〕 維新史上の大立物〔五〕 岩倉の自力〔六〕 岩倉大勢を左右す〔六〕 岩倉の膽勇智略〔七〕

三 政權中途に迷ふ

大政運用難〔八〕 松平春嶽の質問〔八〕 板倉答辨〔九〕 世上の非難〔一〇〕 何れにしても嫌疑〔一〇〕 春嶽上京希望〔一〇〕 諸侯會同案〔一一〕 慶喜思ふ儘にならず〔一一〕

第二章 大久保、岩倉の協商

目次

一

一二

四 大久保、岩倉の運動(一) 一二
 大久保急遽入京(一二) 大久保岩倉同身一體(一二) 大久保岩倉への参上通知(一三) 岩倉訪問(一五) 岩倉大久保訪問(一四) 大久保密勅堅持の方針(一五) 岩倉來訪通知返事(一五)

五 大久保、岩倉の運動(二) 一六
 大久保正三卿に短銃を贈る(一六) 大久保短銃を岩倉に贈る(一八) 近藤勇に對する敵愾心(一九) 大久保の正三卿訪問(一九) 正三大久保訪問(二〇)

六 大久保、岩倉の運動(三) 二一
 大久保尾藩士と會見(二一) 岩倉大久保訪問(二二) 品川との評議を岩倉に報告(二二) 藩主の上京報告(二三) 大久保岩倉に來訪を求む(二三) 岩倉運動の不自由(二四) 兩人の苦心努力(二四)

七 大久保、岩倉の運動(四) 二五
 薩土上京を待つ(二五) 三家深謀の噂(二六) 會津歸國勸説策(二六) 大久保尾藩交渉嫌疑せらる(二七) 岩倉決意(二七) 尾越利用(二八) 尾越と薩との關係(二八)

八 大久保、岩倉の運動(五) 二九

九 土藩と越前

大久保岩倉出會概略(二九) 會桑怒すべからず(三〇) 公明正大の要(三〇) 薩長合體動かす(三一) 斷然一通の要(三一) 土州近々上著(三一) 現状に安著せず(三一)

一〇 越前の周旋、薩會意見の對立

春嶽大久保を引見(三七) 大久保の意見(三七) 大久保後藤の相違(三八) 春嶽手代木を召す(三八) 手代木亦懷疑(三九) 手代木舊制維持論(三九) 會藩士信條(四〇)

第三章 大號令渙發準備殆ど成る

一一 群疑滿腹の形勢

多數大名茫然自失(四一) 恃むは議院制度(四一) 慶喜の郡縣論(四二) 郡縣論の由來(四二) 抜本的改革論者(四三) 右顧左眈者(四三)

一二 廟議促進運動

朝廷内部の運緩(四四) 中山正三を鞭撻(四四) 大久保正三訪問(四五) 同じく中山を訪問(四五) また正三を訪ふ(四六) 大に正三を説く(四六) 大久保説破の效(四七) 岩倉満足

〔四七〕 後藤に超乗〔四七〕

一三 大久保、中山卿を説破す……………四八

中山邸會合〔四八〕 岩倉意見〔四八〕 中山異論〔四九〕 大久保不満足〔四九〕 大號令漢發の議決定〔五〇〕 大久保日記の記事〔五〇〕 大久保の押し〔五一〕

第四章 薩長兵士の東上……………五二

一四 薩藩主三田尻に到る……………五二

西郷隨從〔五二〕 三田尻入港〔五二〕 長藩の接待〔五三〕 島津忠義毛利廣封會議〔五三〕 決議要件三條〔五三〕 約定書〔五四〕 親書交換〔五五〕

一五 島津忠義の上京と西郷隆盛の書簡……………五六

島津忠義入京〔五六〕 西郷の黒田村田宛狀〔五七〕 西郷薩道會見〔五八〕 西郷桂宛狀〔五八〕 毛利世子と會見狀況〔五九〕 藝侯依然確乎〔五九〕 佐土原藩に對する配慮〔五九〕 佐土原旗幟不鮮明〔六〇〕

一六 長藩藝藩を督勵す……………六一

藝藩決心を示す〔六一〕 藝藩論不歸一〔六二〕 藝の出兵些少〔六三〕 廣澤の監視〔六三〕 大藩可憐〔六四〕

一七 長藩の兵士東上す……………六四

出兵準備〔六五〕 準備完了〔六五〕 軍令狀〔六五〕 諸隊乗船〔六六〕 藝州御手洗に入る〔六七〕 藝人と時宜協約〔六七〕 攝州打出に到る〔六八〕

一八 長藩の兵士西宮に抵る……………六八

打出上陸〔六八〕 幕府歩兵と應接〔六九〕 藝藩世子届書〔七〇〕 内情報告〔七〇〕 敵本主義口實〔七一〕 長藩自由進退は藝の力〔七一〕

一九 長藩の兵士西宮に駐屯す(一)……………七二

長兵それなく駐屯〔七二〕 長兵東上朝廷に届出〔七二〕 東上理由〔七三〕 長人の理窟〔七四〕 朝廷批答〔七五〕

二〇 長藩の兵士西宮に駐屯す(二)……………七五

品川西宮滞陣勅告〔七五〕 朝廷内の歸國發令論〔七六〕 山田の京情報告〔七七〕 尼ヶ崎藩に上阪趣旨を通知〔七七〕 薩藩土佐引入の策謀〔七八〕

二一 榊取、國貞の書簡……………七八

本陣西宮に移轉〔七九〕 山田の京報〔七九〕 尾道口一手停止〔八〇〕 山陰口亦進撃差控の要〔八〇〕 西宮見合の理由〔八〇〕 一會戰覺悟〔八一〕

第五章 長藩の意氣込……………八三

二三 時局に對する木戸の書簡(一)……………八三

長藩意氣旺盛(八三) 藝藩の手緩さ(八三) 藝使達面持來(八四) 諸事覺束なし(八四) 薩に對しての不平(八五) 大機を失すべし(八五) 長人拍車の役目(八五)

二三 時局に對する木戸の書簡(二)……………八六

玉を抱へ奉る要(八六) 主上御坐處の大局的關係(八七) 眞の大眼目(八七) 備地へ御勅坐の策(八八) 急遽片付けの要(八八) 毛ほども油斷の不可(八九) 思慮周密(八九)

二四 薩土の交渉……………九〇

大號令渙發の進行(九〇) 大久保等後藤訪問(九〇) 大久保説明の箇條(九一) 後藤差延申出(九一) 大久保後藤會談後正三訪問(九二) 大久保中山意見一致(九三) 大久保頑に奔走(九三)

第六章 朝廷の長防處分問題評議……………九五

二五 朝廷幕府及び長防處分(一)……………九五

長州家老上阪に付慶喜届出(九五) 朝廷批答(九五) 朝旨を毛利氏に傳達(九六) 長藩聲言(九六) 會桑憤慨(九六) 長兵退去發令を迫る(九七) 正三等の阻止策(九七) 登阪許容(九七) 慶喜の容保諫告(九七) 藤堂氏の伺書(九八)

二六 朝廷幕府及び長防處分(二)……………九八

中根梅澤に眞相質問(九八) 梅澤答辯(九九) 長藩の不義(九九) 上京抑留問題(一〇〇) 抑留勿論(一〇〇) 總而朝廷思召次第(一〇〇) 春嶽二條登城(一〇一) 在京薩人運動の便(一〇一)

二七 生溫るき朝廷の態度(一)……………一〇二

朝廷皆穩健派(一〇二) 二條攝政と賀陽宮の態度(一〇三) 賀陽宮御見込(一〇四) 攝家邊多くは現状維持派(一〇四) 依然幕府の鼻息を覗ふ(一〇五) 朝廷詰問案(一〇五)

二八 生溫るき朝廷の態度(二)……………一〇六

慶喜慶勝慶永への下問書(一〇六) 朝廷憤々焉(一〇七) 左右大臣の變更(一〇七) 近衛忠房の不平(一〇七) 中山正三等の前途洋々(一〇八) 公卿居措に惑ふ(一〇八) 長兵入京に關する二派(一〇八)

二九 朝議と長防問題(一)……………一〇九

長州問題未決遷延(一〇九) 防長寛大論(一〇九) 殿下尹官御不承知(一一〇) 春嶽の配慮

〔一一〇〕 會藤懸念〔一一一〕 會藩鎮撫〔一一一〕

三〇 朝議と長防問題(二) 一一二

 寛典決定工作〔一二二〕 二條邸評議〔一一三〕 慶喜の意見を問ふ〔一一三〕 慶喜奉答〔一一四〕 戸田御使状況〔一二四〕 城中衆議紛々〔一一五〕 戸田復命〔一一五〕 朝廷津藩への批答〔一一五〕

第七章 大號令換發期日決定経緯 一一七

三一 大號令換發の期日問題 一一七

 大號令換發期日打合せ〔一一七〕 後藤の延期申入〔一一七〕 大久保八日固執〔一一八〕 岩倉中山商議〔一一八〕 會津不容易〔一九〕 岩倉大久保に同意〔一二〇〕

三二 期日に關する大久保日記の數節 一二〇

 大久保中山を説く〔一二〇〕 八日に決定〔一二一〕 周旋來往頻繁〔一二一〕 執中九日となす〔一二二〕 岩倉尙痒がり〔一二三〕 大久保の岩倉激勵〔一二三〕 大久保岩倉互に依存〔一二三〕

三三 大號令換發に關する大久保、岩倉、中山の交渉 一二四

 大久保大企畫〔一二四〕 攝關兩役國事掛廢止〔一二五〕 兵士戎服參入之事〔一二五〕 中山苦情〔一二六〕 期日に關し岩倉中山宛狀〔一二六〕 中山の勢力〔一二七〕

三四 大久保の京情報告(一) 一二八

 要領よき京狀報告〔一二八〕 新撰組の静さ〔一二八〕 紀州大垣漸次屏息〔一二九〕 熊本藩の現状〔一二九〕 山内容堂の上京延引〔一三〇〕 土佐に對する協調〔一三〇〕

三五 大久保の京情報告(二) 一三一

 換發期日確定不動〔一三一〕 改革要領〔一三二〕 慶喜に對する處置〔一三二〕 會桑處理〔一三三〕 一戰準備の要〔一三三〕 即今狀況の良好〔一三四〕 小松上京希望〔一三五〕

三六 西郷の京狀報告(一) 一三五

 西郷養田宛狀〔一三六〕 容堂未著〔一三六〕 其理由〔一三六〕 後藤の立場〔一三七〕 後藤正論に復す〔一三七〕 藩藩狀況〔一三八〕 尾張越前狀況〔一三八〕

三七 西郷の京狀報告(二) 一三九

 紀州反正〔一三九〕 安藤帶刀正論〔一三九〕 諸藩勤慕者屏息〔一四〇〕 會桑失望〔一四〇〕 會桑不安心〔一四一〕 西郷大久保者眼點の相違〔一四二〕

三八 期日に關する岩倉、中山の交渉(一) 一四二

 後藤換發期日延期懇願〔一四二〕 岩倉後藤約定〔一四三〕 尾越へ沙汰の時刻〔一四三〕 斷然

八日と申切〔一四四〕 延日不可能〔一四六〕 斷乎決定要望〔一四六〕 岩倉念入〔一四七〕

三九 期日に關する岩倉、中山の交渉(二)……………一四七
 中山九日固執〔一四七〕 具定何書〔一四八〕 中山答書〔一四九〕 岩倉釋明〔一四九〕 岩倉融通〔一五〇〕 一身取計にあらず〔一五〇〕 岩倉苦心〔一五〇〕

四〇 岩倉の中山に與へたる釋明書……………一五一
 中山に手こすり〔一五二〕 中山に薩土直接交渉要望〔一五一〕 總督短慮の遺憾〔一五二〕 薩土兩藩宜しき様〔一五二〕 薩土へ申報辭令に就き〔一五三〕 直接面談要望〔一五三〕 大久保等落膽の様子〔一五三〕 決定難餘儀なき事情〔一五四〕

四一 中山より岩倉への返書……………一五五
 中山や、釋然〔一五五〕 中山返書〔一五五〕 面談承知〔一五五〕 中山九日固執〔一五六〕 外の件々賛成〔一五六〕 正三日記〔一五七〕 正三中山談話〔一五八〕

四二 大久保と尾越内示の時期……………一五九
 大久保の意見〔一五九〕 大久保の資質〔一六〇〕 幕尾に對する掛念〔一六〇〕 明日尾越内示要望〔一六一〕 岩倉中山正三へ回示〔一六二〕

第八章 後藤と西郷、大久保等の懸引……………一六四

四三 後藤象二郎の運動(一)……………一六四
 土藩建白の動機〔一六四〕 土佐の佐幕〔一六五〕 薩の土佐利用策〔一六五〕 薩土佐の力を知る〔一六六〕 土佐の武力〔一六六〕

四四 後藤象二郎の運動(二)……………一六七
 後藤の資質〔一六七〕 後藤家老職となる〔一六八〕 非常の技擧〔一六八〕 後藤の反對者〔一六九〕 坂本の死と後藤の痛手〔一六九〕 薩藩馳走滿喫〔一七〇〕

四五 後藤象二郎の運動(三)……………一七一
 後藤の大説令贊成氣持〔一七一〕 後藤の薩摩利用〔一七二〕 後藤對藝州〔一七二〕 尾越引入策〔一七二〕 後藤延期希望の理由〔一七三〕 中山固執理由の二〔一七四〕

四六 後藤象二郎の運動(四)……………一七四
 後藤春嶽に内談〔一七四〕 春嶽慶喜に報告〔一七五〕 慶喜驚かず〔一七五〕 慶喜會桑に告げず〔一七五〕 會桑に移したる利〔一七五〕 慶喜の消極的貢獻〔一七六〕

四七 岩下、西郷、大久保の意見書(一)……………一七七
 大なる噴進ひ〔一七七〕 後藤運動の效〔一七八〕 大久保等の對策〔一七八〕 死中活を得るの策〔一七九〕 戦ひ好むべからず〔一七九〕 戦争豫期〔一八〇〕

四八 岩下、西郷、大久保の意見書(二)……………一八〇

對徳川策(一八二) 徳川處理論(一八二) 尾越徳川説得條件(一八二) 寛大處置大不可(一八二) 一たび赤裸と爲すの要(一八三) 右意見書の効果(一八四)

第九章 大號令渙發準備完成……………一八五

四九 岩倉、薩、土、尾、越、藝の重臣等に通達す(一)……………一八五

兩派大活動(一八五) 越前藩への案内(一八五) 尾越藩士岩倉邸參集(一八六) 岩倉演説(一八六) 岩倉公實記事(一八七) 藝同列外(一八八)

五〇 岩倉、薩、土、尾、越、藝の重臣等に通達す(二)……………一八八

禁裡守衛部署通告(一八八) 守衛覺悟條々(一八九) 當日覺悟條々(一九三)

五一 警備の手順……………一九四

準備周到(一九四) 西郷の禁門警衛部署覺書(一九五) 御所警衛武門の冥加(一九六) 大久保岩倉への呈書(一九七) 禁裡守衛主力(二〇〇)

五二 各宮家への照會……………二〇〇

官方堂上への手廻(二〇〇) 大久保岩倉への報告(二〇一) 帥宮參朝出來兼ね(二〇二)

帥宮參朝手順(二〇二) 仁和寺官御賛成(二〇三) 山階官賛成勿論(二〇四)

五三 中御門經之の書簡……………二〇四

中御門正三宛狀(二〇四) 出席斷り(二〇五) 其の理由(二〇五) 中御門大原照會の次第(二〇五) 中御門大原從來の交渉(二〇六) 明朝參朝制限を問ふ(二〇七)

五四 準備最後の岩倉の書簡……………二〇八

朝廷倉皇(二〇八) 重ねて岩倉中山宛狀(二〇九) 高野山舉兵計畫(一一一)

第十章 朝議の狀況……………二一三

五五 十二月八日の朝議(一)……………二一三

二條攝政邸會議(一一三) 毛利氏赦免(一一三) 慶喜容保定敬不參朝(一一四) 朝議決定傳達(一一四) 正三日記(一一五) 毛利氏以下赦免仰出(一一六)

五六 十二月八日の朝議(二)……………二一六

肥後藩士の觀察(一一六) 肥後藩答申(一一八) 諸藩士答申(一一八) 決定案交附(一一九) 諮詢形式のみ(一一九)

五七 十二月八日の朝議(三)……………二二〇

慶喜に諸士談論を命ず〔二二〇〕 勅救面々〔二二一〕 群議紛々夜を徹す〔二二三〕 春嶽再参内〔二二三〕 山内容堂入京〔二二三〕

五八 尾州兵期に先んじて動く……………二二四

朝議未だ了らず〔二二四〕 尾藩兵動く〔二二五〕 正三岩倉に急報〔二二六〕 岩倉の處置〔二二六〕 丹羽淳太郎謝罪〔二二六〕 岩倉の膽勇〔二二七〕

第十一章 皇政復古大號令の渙發……………二二八

五九 十二月九日の大改革……………二二八

最も記憶すべき日〔二二八〕 岩倉參朝を命ぜらる〔二二九〕 岩倉參朝〔二二九〕 實行上奏〔二三〇〕 薩藩守備に就く〔二三〇〕 正三日記〔二三〇〕 春嶽側記事〔二三一〕

六〇 新政の第一聲……………二三二

勅諭を賜はる〔二三二〕 皇政復古諭告〔二三三〕 舊官制廢止〔二三四〕 三職人體〔二三四〕 一切御一新〔二三四〕 和宮御迎使者仰出〔二三五〕

六一 新政の餘勢……………二三六

官廷女官への談論〔二三六〕 放恣を戒しむ〔二三六〕 女官の舊弊〔二三七〕 女官利用の防止〔二三七〕 賀陽宮以下の參朝停止〔二三八〕 禁門守衛御沙汰〔二三八〕 在朝當局一掃〔二三

第十二章 小御所會議……………二四〇

六二 小御所會議に關する越前側の記事(一)……………二四〇

武力平和兩派決戦〔二四〇〕 問題の中樞〔二四〇〕 勝負決定の要〔二四〇〕 兩派中心人物〔二四一〕 御前會議〔二四一〕 會議坐次〔二四二〕 容堂の憤激〔二四二〕 福岡無斷出兵〔二四三〕 容堂参内〔二四三〕

六三 小御所會議に關する越前側の記事(二)……………二四四

會議狀況〔二四四〕 容堂疾呼〔二四四〕 春嶽賛成〔二四五〕 大久保申陳〔二四五〕 岩倉賛成〔二四六〕 尾侯容堂に賛成〔二四六〕 岩倉大久保強辯〔二四七〕

六四 小御所會議に關する越前側の記事(三)……………二四七

諸藩士諾々〔二四七〕 後藤の言説〔二四八〕 將軍辭表許容決定〔二四八〕 窮極四人の闘争〔二四九〕 福岡参列〔二四九〕 西郷参列せず〔二四九〕

六五 小御所會議に關する岩倉側の記事(一)……………二五〇

中山勅旨を宣す〔二五〇〕 大原容堂發議を駁す〔二五一〕 容堂抗辯〔二五一〕 岩倉叱駁〔二五三〕 容堂恐悚〔二五三〕 岩倉颯爽〔二五三〕

六六 小御所會議に關する岩倉側の記事(二)二五三
春嶽容堂に加擔(二五四) 岩倉駁論(二五四) 大久保岩倉に加擔(二五五) 發言の先後(二五六) 岩倉大久保の力(二五六)

六七 小御所會議に關する岩倉側の記事(三)二五七
後藤論辯(二五七) 島津岩倉に贊成(二五七) 藝侯岩倉贊成(二五八) 辻後藤を説く(二五八) 後藤君侯を説く(二五九) 會議決定(二五九) 此會議の重大(二五九) 新政府基礎決定(二六〇)

第十三章 薩長兵と會桑兵との動き二六一

六八 大久保日記より見たる側面觀(一)二六一
大久保の力(二六一) 會議模様(二六一) 大久保頻りに奔走(二六二) 大久保等參朝(二六二) 薩兵官門守備(二六三) 薩士狂喜(二六三)

六九 大久保日記より見たる側面觀(二)二六四
會桑登城を警戒(二六四) 大久保岩倉に感伏(二六五) 越土扶幕(二六六) 後藤に動かされず(二六六) 越尾終に御受(二六六) 西郷實力の覺悟(二六七)

七〇 西郷の書簡より見たる十二月九日二六八
西郷大久保對談(二六八) 西郷大久保の分業(二六九) 會議不安(二六九) 尾兵機を誤る(二七〇) 會桑仰天(二七〇) 會桑手後れ(二七一)

七一 會津と十二月九日(一)二七一
會桑出足運引の因(二七一) 春嶽謹慎(二七二) 薩戎裝兵動く(二七二) 戎裝理由を問ふ(二七三) 會兵の守備引渡(二七三) 土兵差向の適宜(二七四)

七二 會津と十二月九日(二)二七四
會兵拱手(二七五) 容保二條登城(二七五) 會藩偵察不行届(二七六) 京都雜沓(二七六) 容保定敬辭職(二七六) 會兵輕舉を慎む(二七七) 悉く機先を制せらる(二七七)

七三 徳川慶喜と十二月九日二七八
慶喜運命を映つ(二七八) 會桑兵の憤激(二七八) 慶喜慎重(二七九) 岩倉の諭告(二八〇) 慶喜消極の力(二八一)

七四 長兵入洛(一)二八一
長兵入京陳文(二八一) 入京期通告せらる(二八二) 長全軍進發(二八二) 西郷の關門通行安全通告(二八三) 西郷進發中の長兵に通報(二八三) 防長救免令(二八四)

七五 長兵入洛(二).....二八五

山崎關門通過(二八五) 粟生光明寺著(二八六) 朝命拜受(二八六) 薩藝に諸兵到着報告(二八六) 諸兵到着届書(二八七) 品川よりの來狀(二八七)

七六 長兵入洛(三).....二八八

毛利内匠入京(二八八) 内匠參内(二八九) 叡旨を拜す(二八九) 國元への報告(二八九) 報告追加(二九〇) 同別紙(二九一)

七七 長兵入洛(四).....二九二

薩兵の親切周旋(二九二) 西郷袋田宛狀(二九二) 勤王兵道々増加(二九二) 改革派氣勢加はる(二九三) 京人驚喜(二九三) 長藩後継隊入京(二九四) 毛利父子召命(二九四)

第十四章 二條城内の激昂.....二九六

●七八 尾越二藩主二條城に赴く(一).....二九六

尾越の立場(二九六) 兩藩の働(二九六) 尾越兩藩に鎮靜依頼(二九七) 二條城兵の意氣込(二九八) 慶勝春嶽二條登城(二九八) 兩藩にとりて難題(二九八)

七九 尾越二藩主二條城に赴く(二).....二九九

城中鼎沸(二九九) 慶喜に密談(二九九) 兩侯苦境(三〇〇) 春嶽參内報告(三〇一) 尾侯復命(三〇一) 尾越二侯の善處難(三〇一)

八〇 尾越二藩主の復命.....三〇一

二條城中形勢不穩(三〇二) 御談延引(三〇三) 御請催促(三〇三) 幕士の期待はづれ(三〇四) 人心鎮定迄猶豫願(三〇四) 西郷等不承知(三〇五) 二侯兩端(三〇五) 幕府將軍辭職通達(三〇五)

八一 二條城内の形勢.....三〇六

和戦の鍵を握る者(三〇六) 幕士激昂(三〇六) 慶喜の戒諭(三〇七) 勇士二條城に鐘詰(三〇七) 下阪相談(三〇八) 城中鎮壓に努力(三〇八) 手代木の焦躁(三〇九)

八二 松平春嶽の手記(一).....三〇九

春嶽懷舊録(三一〇) 慶喜春嶽面會の狀況(三一〇) 參内服装一變(三一〇) 春嶽等の板挟み(三一〇) 二條城の景況(三一〇) 春嶽決死(三一〇) 春嶽の志諒すべし(三一〇)

八三 松平春嶽の手記(二).....三一三

城中戦闘準備(三一三) 春嶽戦意の有無を問ふ(三一三) 春嶽疑念の當然(三一四) 十一日決死登城(三一五) 慶喜戦意無し(三一五) 域内外兵隊整列(三一五) 道具片付(三一六)

第十五章 德川慶喜の下阪……………三二八

八四 下阪乎、滯京乎(一)……………三二八

下阪の理由(三二八) 倉澤右兵衛意見(三一八) 松平正質意見(三一九) 二條城中十一日軍議(三一九) 薩邸襲撃の議(三三〇) 竹中丹後激語(三三〇) 慶喜味方に苦しむ(三三二)

八五 下阪乎、滯京乎(二)……………三三一

板倉在府同列に出兵催促(三三二) 慶喜闕知せず(三三三) 會桑二藩主御暇(三三三) 慶喜會桑に賜暇(三三三) 慶喜下阪を決す(三三三) 二百萬石獻納命令實行難(三三四) 下阪の心狀(三三四)

八六 德川慶喜京都を去る……………三三五

會士の下阪阻止策(三三五) 慶喜會士を慰諭(三三五) 水滸士に二條城留守を命ず(三三六) 慶喜等出城(三三七) 鳥羽村休息(三三七) 枚方朝餉(三三七) 慶喜容保に語る(三三七) 大阪入城(三三八)

八七 德川慶喜下阪の奏狀……………三三八

慶喜奏狀(三三八) 朝廷若干の議論(三三九) 尾越二侯附奏(三三〇) 慶勝の努力(三三一)

八八 下阪に關する板倉閣老の内報(一)……………三三三

再舉を思ふ(三三三) 江戸への報告(三三三) 京都大變革(三三三) 戰意勃々(三三三) 國持譜代振はず(三三三) 加州兵歸國(三三四) 前田氏上書(三三四) 籌算立兼(三三五)

八九 下阪に關する板倉閣老の内報(二)……………三三五

輕々舉兵難(三三五) 朝敵たるの恐れ(三三六) 二條在城の不利(三三七) 下阪止むを得ず(三三七) 二條留守兵の覺悟(三三七) 著阪報知(三三八) 出兵催促(三三九)

第十六章 穩和派の斡旋……………三四一

九〇 山内容堂の意見書……………三四一

京都の政情(三四一) 多數は平和解決派(三四一) 容堂上奏(三四二) 諸侯會議案(三四三) 戒嚴無用(三四三) 春嶽へ委任案(三四三)

九一 在京諸藩重臣等の上書……………三四四

肥後藩士の發起(三四五) 上書本文(三四五) 一面岩倉等に抗議(三四六) 署名者(三四七) 穩和派多數(三四九)

九二 在京穩和派の觀測……………三四九

穩和派引ずらる(三四九) 肥後藩士報告(三四九) 薩孤立(三五〇) 東歸阻止の考案(三五〇)
東歸の不得策(三五二) 穩和派の安心(三五二)

第十七章 辭官納地問題に關する折衝……………三五三

九三 岩倉諮問の二方策……………三五三

武力解決派の心配(三五三) 薩藩の思惑(三五三) 長藩の憂慮(三五四) 岩倉大久保に諮問
(三五四) 諮問案(三五五) 大久保岩下西郷と相談(三五五) 第二策決定の理由(三五六)

九四 兩派の對立……………三五六

武力派最小限要求(三五六) 平和派受諾難(三五七) 大政復古布告(三五七) 朝廷會議の狀
(三五八) 布告本文(三五八) 改革大綱(三五八) 交讓の結果(三五九)

九五 兩派の折衝(一)……………三五九

岩倉辭官納地催促(三六〇) 春嶽寛大を求む(三六〇) 後藤岩倉に再考を求む(三六〇) 岩
倉肯せず(三六一) 春嶽申條(三六一) 折合困難(三六三)

九六 兩派の折衝(二)……………三六三

尾越兩藩主の苦心(三六三) 辭官納地催促書案(三六四) 尾越への添書案(三六四) 岩倉懇
談に應ぜず(三六五) 山内の案(三六五) 岩倉依然不承知(三六五) 後藤激語(三六五) 岩

倉不屈(三六六) 後藤再提案(三六六)

九七 兩派の折衝(三)……………三六六

中根命令書内拜見(三六七) 中根君侯に復命(三六七) 春嶽土侯と岩倉に直談せんとす(三
六八) 後藤の反對意見(三六八) 辻後藤に同意見(三六九) 漸く決定(三六九)

九八 大久保一藏の京報(一)……………三七〇

大久保意氣込(三七〇) 岩倉長兵を待つ(三七〇) 飽く迄現狀打破策(三七一) 岩倉越公に
周旋催促(三七二) 後藤岩倉交渉(三七二) 越土運動無効(三七三)

九九 大久保一藏の京報(二)……………三七三

岩倉後藤を説破(三七三) 平和派氣死(三七四) 尾侯下阪許可(三七四) 尾越共に下阪の願
出(三七五) 辭官納地確斷不動(三七五) 大久保岩倉の參朝催告(三七六) 尾越亦參朝希望
(三七六)

一〇〇 大久保一藏の京報(三)……………三七七

尾越土必死運動(三七七) 岩倉大久保斷然譲らず(三七七) 一字一點添削を許さず(三七八)
尾越より妥協申入(三七八) 後藤調停案(三七九) 文面改め(三八〇) 後藤運動奏効(三八〇)

第十八章 舉正退好上表……………三八一

一〇一 平和解決派の腹背兩難……………三八一

和平派の困難(三八一) 調停案成る(三八一) 中根永井内談(三八二) 宮中御困惑(三八二)
永井冷笑(三八二) 調停案提出(三八三) 永井意見(三八三) 永井放言(三八四) 永井の戦
意(三八四) 後藤に永井説得を依託(三八五)

一〇二 平和解決派の努力……………三八五

先づ永井曉諭の要(三八五) 永井落意周旋に決す(三八六) 後藤の永井會談報告(三八六)
尾館の會議(三八七) 慶喜上京手順決定(三八七) 岩倉後藤對談の結果(三八七) 慶喜參内
手順(三八八)

一〇三 大阪側の人心激昂……………三八八

會桑虎視眈々(三八八) 尾越への達書(三八九) 尾侯御請(三八九) 舉正退奸上表起草(三
九〇) 幕府方の兵力(三九〇)

一〇四 舉正退奸の上表……………三九二

上表を春嶽に示す(三九二) 上表本文(三九二) 御沙汰と相違の数々(三九三) 聖明欺罔
(三九四) 外交取扱の理由(三九四) 列藩衆議の主張(三九五) 右意見要領(三九五)

一〇五 上表停頓……………三九六

和平派の當惑(三九六) 春嶽容堂に周旋依頼(三九六) 後藤岩倉會談(三九七) 尾越士頼り
に周旋(三九七) 越前邸の會合(三九八) 戸川歸阪(三九八) 一戦免れ難し(三九八)

年表並人物概覽

其一年表……………一—四
其二人物概覽……………五—一八

挿入繪圖

一 淺野茂勳寫真……………卷首

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第四冊 (通計第六十五冊)

皇政復古篇

蘇峰學人



第一章 形勢の停頓

【一】 逆轉乎、進轉乎

大政返上
後の京都

大政返上は、首尾克く行はれた。然も前將軍慶喜は、依然として二條城に龍蟠虎踞してゐる。會津(松平容保)は、依然として守護職である。桑名(松平定教)は、依然として所司代である。新撰組も、見廻組も、それぞれ其の持場や役目に就てゐる。而して朝

一 逆轉乎進轉乎

一

廷は返上せられたる政權を殆んど施爲するに當惑の模様だ。然も折角に全國の諸侯を京都に召集して、會議を開かんとするも、或は病に托し、或は事故に托し、中には公然徳川氏の臣たるが爲めに、朝命を奉ずる能はずと公言し、出京を理るものも少くなかつた。

責任朝廷
に歸者

斯る情態が何時まで持ち續き得べきものである乎。若し此のまゝに時日を経過せば、大政返上は有名無實、折角將軍慶喜の大決心、大英斷も、事實の上には、寸効無きものとなるは必定だ。否な從來は幕府が朝廷の委託を承けて、政權の掌握者であつたから、同時に其の責任者である可きは、勿論であつたが、既に政權を奉還したるからには、何と云うても責任は朝廷に歸せねばならぬ。

幕府側の
期待

されば大政返上の結果は、政權は實力の幕府に存し、責任は虛名の朝廷に歸するとなり、寧ろ幕府に取りては、案外の僥倖を贏ち得たるものとなる譯合だ。されば幕府側では、恐らくは形勢が逆轉して、曩きに奉還したる政權を、再度幕府へ交付になる時節が遠くあるまいと、期待したる者もあつたらう。否、それ程横著なる了見を懷かざる迄も、幕府は尙ほ名を捨て、實を失はざらんことを期待したも

のと察せらるゝ。

實權を失
はざるの
覺悟

若し此の儘にて改革が進行するとしても、徳川慶喜は、關白たらざる迄も、其の地位には据る可きもの。關白が何人であらうとも、彼は從來の攝關の家柄と云ふに過ぎない。されど徳川慶喜に至りては、只だ征夷大將軍の官職を罷めたるのみにて、従前の實力は、依然として存してゐる。將軍と云ふも、將軍と云はざるも、事實に於ては、殆んど擇ぶ所は無いのだ。されば大政返上を賛成したるものも、決して之を以て徳川氏の亡滅など、は、夢にも思はなかつたであらう。而して徳川慶喜其人の氣持も、決して自から赤裸々となつたものとは、思つてゐなかつたであらう。彼が西周をして編著せしめたる法制に據れば、全國政府の元首は、徳川當主を尊奉して、行政權は悉く之に屬せしめ、同時に徳川當主は、上院議長となり、三個の投票權を有し、更らに下院の解散權をも有するとなり、關員は萬石以上の諸侯より採用すと云ふのであつたから、若しその通りに實行せられたらんに、大政返上によりて、幕府は殆んど何等損する所なきばかりでなく、寧ろ却て大いに得る所あるが如く察せられた。但だそれが果して慶喜其人の意向であつた乎、否乎は、

西周編著
の法制

謎の土藩活動

今茲に斷言する限りでない。
要するに慶應三年十月以降の形勢は、決して其儘に経過するを容さなかつた。或は逆轉して、徳川氏中心政府の擁立となる乎。或は進轉して、維新政府の創立となる乎。而して逆轉派と云ふ可きは、會桑及び其他幕府側の硬派であり、進轉側は、申す迄もなく薩長であつた。而して大政返上論の首唱者たる役を買つて出掛けたる土佐が此の中間に在りて、如何なる働らきを做す可き乎は、此れは一個の謎題であつた。

坂本を失ふたる損失

然も其の謎題を解く可き坂本龍馬、中岡慎太郎の兩人は、既に無慙の最後を――十一月十五日――幕府見廻組の手にて遂げた。而して中岡は姑らく措き、坂本を殺したのは、幕府自から長城を壊したるも同様であつた。そは坂本は必らずしも進二無二、武力解決に頼らねばならぬと云ふ程、武力解決には、執著しなかつたからだ。若し當時に於て廣き意味に於ての純に幾き日本人あらば、その一人は正さに坂本龍馬であつたからだ。自餘の志士は或は幕人であり、或は薩長人であり、或は公卿人であり、銘々の立場に執著する所があつたからだ。

何れにしても形勢は、刻々に變化しつゝある。逆轉乎、進轉乎。

二 武力解決派としての岩倉具視

薩長の大味方

幕府側と薩長とは、其の勢力の權衡に於て、先づ互角と云ふべきであつたらう。乃ち朝廷に對する一點に於ても、二條攝政、賀陽宮（久通宮朝彦親王）の如きは、寧ろ幕府側の同情者であつた。然るに此處に薩長側に取りて、大なる味方が出で來つた。それは岩倉具視であつた。一個の岩倉具視は、幕府側に對しては、隱然一敵國の看を做さしめた。然も彼等は未だ岩倉がそれ程迄に、重大なる勢力の持主であることに氣付かなかつた。否、薩長側でさへも、極めて少數なる二三子を除くの外は、唯だ彼を有爲にして、策謀を好む公家の一人として受取つてゐたに過ぎなかつた。若し個人として、尤も大なる役目を、維新回天の史上に勵めたる者を求めば、恐らくは岩倉其人の上に出でたるものはあるまい。強ひて求むれば、それに匹する者はあらう。それに近きものはあらう。それに次ぐものはあらう。されど彼よりも抽

維新史上の大立物

んでたる者は、一人もあるまいと思はるゝ程、彼は偉大なる働らきを成就した。而して彼と申合せて、秘謀密策を與にし、其の鬼壽神略を同うしたるものは、實に大久保利通其人であつた。然も如何に大久保あるも、若し岩倉微りせば、到底其手を朝廷の奥まで延すことは不可能であつたらう。而して如何に西郷吉之助の雄略と威名とが、武力解決派の中心勢力として存在しても、岩倉と大久保と微りせば、之を施し、之を行ふに、其地なかつたであらう。

岩倉の目

惟ふに岩倉具視其人は、所謂る公家中の傑物であつた。若し彼にして攝家たらざるまでも、清華家たらしめば、彼に取りては、定めて便宜多かつたであらう。されど彼は久我家の一支流にして、彼にして若し門地の便宜あつたとせば、そは單に公家の一人であること云ふ丈のことにて、それ以上の便宜はなかつた。彼が幽囚の身でありながら、公家仲間の一大有力者となり、内外有志の士と交通し、結托し、而して其の辣腕を、朝廷の表裏に揮揮するに到りたるは、畢竟彼の自力の效す所であつたと云はねばならぬ。

岩倉大勢を左右す

若し彼にして平和解決論者であり、心からの土佐の大政返上論の賛成者であつ

たならば、如何に薩長の志士が、其の兩藩の勢力を背景として、武力解決に焦躁しても、それが容易に物になる可くもなく、假りに彼等が事を擧げて、或は元治甲子禁門の役に於ける、長藩の二の舞を做すに過ぎなかつたかも知れない。和戦の決は、只だ岩倉一人の向背如何に存すとは云はない。岩倉無きも、平和解決派は、平和解決派であり、武力解決派は、武力解決派である。されど彼の向ふ所如何によりて、兩派のバランスは、自から變更するを免れなかつたことは分明だ。乃ち武力解決派が、慶應三年十月から慶應四年正月（明治元年戊辰）にかけて、著々機宜に適するの運動を逞うし、著々平和解決派をして、應接に違あらざらしめ、彼等を極所まで引ずり行きたるは、殆んど岩倉具視其人が、武力解決派としての力に頼つたと云ふも、決して過當の言ではあるまい。

岩倉の膽
勇智略

西郷、大久保、木戸、廣澤、自餘薩長の諸有志は、個人としても、固より出群の士であつたに相違ない。されど彼等は薩長なる偉大の勢力を背景としてゐた。彼等の一言一行には、摠て薩とか、長とかが存在してゐた。相手に取りては、彼等の一言一行は、薩とか、長とか、彼等を透して語り、且つ行ふものであつた。然るに彼れ岩倉に到

りては、只だ洛北の幽棲より、漸く入洛を容されたる一貧乏の隱居公卿に過ぎなかつた。而して彼が薩長兩藩に相ひ匹する勢力を揮ふたのは、實に彼の熱心と膽勇と、智略とに是れ據ると云はねばならぬ。

【三】 政權中途に迷ふ

大政運用

大政返上は、殆んど空名に止つた。そは返上してもそれを受取る者もなければ、それを受取りて運用する者も無かつた。攝政關白の二條齊敬は、其位に在つたが、彼では大政の運用は出来なかつた。されば幕府側でも、其の内情は、能く之を洞察してゐた。乃ち在福井の松平春嶽は、其臣酒井十之丞をして、板倉閣老に左の如く質さしめた。

松平春嶽の質問

天下之公議を御待被遊候御趣意には、御座候得共、差當り萬機之御政道如何被遊候哉。是迄之小朝廷とは、御様子も違ひ、乍恐御當惑にも可被爲在歟と奉想察候。萬一夫等之邊より、又々御戻しに相成候様之御義に被爲運候而は、以之外な

る御不都合と申、且一時之御權謀にて、朝廷御蔑如被爲在候御姿にて、天下之心も服し申間敷、愈騒擾を醸し可申歟。第一此末御實踐之御見込は如何被爲在候哉。

此れは尤なる心配だ。朝廷には其の準備も無ければ、用意もない。然るに卒然大政を返上せられては、當惑の極。又たしも逆戻しとならんとも期し難いのだ。

板倉答辯

板倉殿御答には、御尤至極之御尋にて候。元來此度之御一舉、土州に御迫られ、無御據御場へ被爲運候様にも相聞可申候得共、決して左様之譯には無之、政權一途に歸せずしては、御國內治り兼候と申は、前日よりの御著眼にて、時機を御見合せ被遊候處、此度時勢に乘じ、土州之建白、好機會到來に付、日比持滿之強弩を御切發ち被遊候御義にて、實に公平正大、只管天下之安全を被爲量候台慮にて、一毫御鄙吝之御念頭は、不被成御座候。

此れは板倉閣老が、前將軍徳川慶喜の爲めに辯ずるもの。彼は決して土佐の大政返上論に壓迫せられて、然かしたのではない。此れが彼の本來の志望である。但だそれをこの機會に於て、利用したるに過ぎないのである。

世上の非

然る處老公(松平春嶽)を斥す御賢察之通り、朝廷にては、是迄更に御手覺不被爲、在御義故、一小事之御裁決も御六ヶ敷候故、矢張是迄之如く、御相談之御模様有之、此處甚御困窮之御場合にて、其御相談に御乗り被遊、御差支無之様御取計有之候へば、御奉還は虚名にて、其實は御威權を御手離し無之と申輿論も可差起勢も有之。

固より斯る非難の出で来る可きは必然のことだ。

何れにしも嫌疑

又截然と御振離れ、一切御取合無之候得ば、御立派之様には候得共、朝廷にて今日之御差支と相成候得ば、又奉還を名とし、結局は朝廷之御迷惑を、御引出被遊、朝廷御窮窮之所より、再び御依頼御委任之時を、御待被遊候と申嫌疑なきにしもあらず。

是亦た固より斯る嫌疑を生ず可きは、必然のことだ。

春嶽上京希望

此の如く若し朝廷の御依頼に應じて、従前よりの政務に干係すれば、名を避け實を取る奸策と云ひ、之に反し一切手を引けば、故らに朝廷を究地に陥れ、やがて返上したる政權の再委任を期待する悪謀なりと云ふ。それ故前將軍慶喜には、特に

諸侯會同案

此際松平春嶽の上京を希望すると云ふのだ。

御進退御谷り被成候御運びに付、朝廷の御様子も、御功者之御義と申、幕府は申迄も無之候得ば、此中間之御扱を、御頼み被成、御私なく御奉還之御盛意も相立、朝野之嫌疑消除いたし、諸侯會同を御待付け、公議に付せられ候様被成度と之趣意之由。

此れは板倉閣老から酒井十之丞に對し、速かに松平春嶽の上京して、朝廷幕府の間に斡旋し、折角將軍慶喜が大政奉還の盛意を、水泡に歸せしめざる様、善處の道を講せられたき旨を語りたるものだ。

慶喜思ふに

以上所記したるものは、幕府側の本筋だけのことに過ぎない。幕府側にも本筋の他に幾筋もある。或は坐して返上したる大政の復歸を待たんとするものあれば、積極的に一旦返上したる政權を取り戻さんとするものもある。紛々又た擾々、到底慶喜其人の手にて、思ふ様に所置は出来なかつた。

第二章 大久保、岩倉の協商

【四】大久保、岩倉の運動 (一)

大久保急
遷入京

扱も小松帶刀、西郷吉之助と共に、十月十七日京都を發し、三田尻を經由して——小松と西郷とは山口に、大久保は風邪にて三田尻滞在——廿六日鹿兒島に歸著したる大久保一藏は、三人一同久光、茂久(忠義)父子に謁見し、漸く藩主の兵を率ゐて上京するの藩議を纏め、大久保は十一月十日晚豊瑞丸にて鹿兒島を發し、十二日土佐浦戸港に入り、同日夕高知旅宿にて、後藤象二郎と會見し、藩主父子の意を傳へたる所、山内容堂には、廿三日迄に發船、後藤は十七日發船の旨を聞き、彼は遂ひに容堂を見ずして同晩開帆、十四日大阪に著船し、十五日著京した。彼が此の如く急遽高知を去りたるは、京都の事情頗る切迫するものあるを感知したるが爲めであらう。

大久保岩

大久保と岩倉とは、正しくシテと脇師である。或時は大久保が前者で、岩倉が後者

倉同身一
體

たり、或時は岩倉が前者で、大久保が後者たり、然も兩人は此の期間に於て、殆んど同身一體の働らきを做しつゝ、あつた。されば岩倉も大久保の歸京を待ちかねて、あつたものであらう。

大久保岩
倉への参
上通知

御直書難有奉拜見候。然ば坂本、中岡異變之儀に付、早々御示諭被爲下、實不堪遺憾次第奉存候。何も後刻參殿之上、萬端可奉窺、其内御請迄、早々如斯御坐候。宜敷御披露被成下候様奉願候。已上。

十一月十六日

大久保一藏

岩倉老公

近侍中様

大久保の著京は、宛も坂本、中岡兩雄遭難の當日であつた。此書は岩倉から其事を報告し、且つ會見を要められたる返事である。

今ま大久保日記を按ずるに、

一 十五日著京。

一 十六日北岡公に參る。秘物云々に付、御内慮云々申上る。

岩倉訪問

四 大久保岩倉の運動(一)

とある。秘物とは討幕の密勅だ。京都の事情は、十月十三日、密勅下附の當時とは、變更するところあり、されば其の應變の所措に就て、岩倉は大久保の意見を徴したものと察せらるゝ。尙ほ如何に大久保が活動したるかは、左記によりて想像が出来る。

- 一 十七日中卿に參殿、同斷。
- 一 十八日正卿に同斷。

とある。中卿とは中山忠能であり、正卿とは正親町三條實愛である。兩人ともに密勅と至緊至切の干係ある公卿である。同斷とあるは、岩倉との談話と同様の事に就ての會見であることが判知る。

岩倉大久保訪問

- 一 十九日北岡公弊宿に入來、云々相談す。

北岡公とは申す迄もなく岩倉具視だ。彼は自から駕を枉げて、大久保の寓所を訪問して、密議した。

御直書被爲成下、難有奉拜見候。新撰組云々之一條、態と尊諭被仰付、委曲拜承仕候。且亦過刻は珍鋪御品拜領被仰付、難有奉存候。今朝は兩卿に參殿、遂言上置申

候。

右御受御禮迄早々如此御座候。宜鋪御執成被下候様奉願候。拜首

十一月十七日

大久保一藏

北岡様

執事 中様

大久保岩倉の
執事堅持の
方針

新撰組云々とあるは、岩倉が大久保に向て、新撰組の刺客に付き、其の身邊を警戒せんことを注意したるものであらう。兩卿とあるは、固より中山、正親町三條兩人のことであらう。正議派公卿中にも、慶喜の態度に付き、最早密勅の必要なものと認めたる向もあつた様だ。されど大久保は飽迄慶喜其人が反正の實を表せざる限りは、密勅の主旨は、渝ふ可からざるを主張し、痛論したるものと察せらるゝ。

尙々今日は、尾より是非面會いたし度との事にて、晝より出會仕筈に御坐候。今朝は御直書拜領被仰付、難有拜見仕候。今晚云々之一條、何も差支無御坐候。付、以都合從此方御案内可奉申上候。石川もなくなり候由、實に以可慨、可惜事に奉

岩倉來訪
通知返事

存候。此段御受答奉申上候。勿々宜舖御執成可被下候。已上。

十一月十八日

大久保一藏

岩倉老公

近侍中様

今晚云々とあるは、同夜岩倉の大久保寓所訪問の件だ。石川とは中岡慎太郎のこと。彼が遂ひに負傷の爲めに不歸の客となりたるを、痛惜したのだ。日記には十九日夜とあるが、此の書翰では十八日夜である。

【五】 大久保、岩倉の運動 (二)

大久保の歸京後、岩倉との交渉は、殆んど寧日無かつた。

大久保三卿に短正
を贈る

唯今歸宿仕、御書奉拜見候。夜前は御入被爲下、難有奉存候。

一 長家老末家召之處、被止候義實否奉伺置候處、正三卿(正親町三條實愛)より云

云之義、爲御知被下候由奉拜承候。此條誠に無存掛事にて、大に手順齟齬仕候事に御坐候。

一 正三卿短筒之儀、委細奉畏候。當時第一之御方様、必要之御品御坐候間、片時も無くては不叶事と奉存候に付、私持合之品可差上、從此方爲持上候而可然哉。御都合も可有之に付、一應奉伺候。

一 坂本首め暴殺之事、彌新撰に無相違向被聞申候。近日來益暴を働候由、第一近藤勇が所爲と被察申候。實に自滅を招之表かと被存申候。

右御受奉申上度、早々如此御坐候。以御序可然御披露奉願候。以上。

十一月十九日

大久保一藏

老公

執事 中様

此れは大久保が岩倉の來書に答へたるもの。此れにて岩倉の大久保訪問は十八日の夜であつたことが、彌よ確められた(大久保日記には十九日とあるけれども、元來長

大久保短銃を岩倉に贈る

兵の上方に出張は、長藩家老末家召喚の随伴としての口實を假るつもりであつた。それが止められては、手順の齟齬は已むを得ぬ次第だ。尙ほ短筒とあるは、ビストルのこと。右は正親町三條實愛の護身用として、岩倉よりの照會に付、大久保所持品を呈上す可しとのことだ。因に云ふ、大久保は曾てビストルを岩倉に贈つてゐる。岩倉の十月十六日付大久保に與へたる書翰中に、

今朝は不存寄、兩士より奇品、外に二種目錄之通り惠贈、扱忝存候、受納も不本意候得共、當今急務之品柄、忝申受候。

とある。奇品とはビストルのこと。二種とは金と品物のこと。而して其の追伸に、尙々後刻來會とは存候得共、御品(ビストル)取扱心得之人、一日北山(岩倉村)へ御苦勞頼度存候事に候也。

とあれば、岩倉は大久保へ其の使用方の傳授人を申受けたる事が判知る。されば此れにて自から安全を覺えたる岩倉が、在朝の要人正親町三條實愛の爲めに、之を得んことを骨折りたるも、決して不思議はあるまい。而して大久保が慨然自家の所持品を贈りたるも、大久保としては相應の事だ。

近藤勇に對する敵愾心

當時坂本等遭難の下手人が新撰組であつたとは、岩倉、大久保等も確信してゐたものと察せらるる。何れにもせよ、近藤勇に對する敵愾心は、強烈のものであつた。尙ほ十一月十九日付にて、岩倉より左の一書がある。

一見候、秘冊正令入手候。

正卿短筒之事、速に承知、嚙々喜悅と存候。足下より直に御廻し頼度候。坂(坂本龍馬)横死云々、臣(岩倉)自から云ふも實に遺憾切齒之至り、何卒眞先に復讐致し度ものに候。

即時

北岡正治

大久保様

北岡正治とは、申す迄もなく岩倉の變名である。

大久保の正卿訪問

尙ほ正親町三條實愛の日記を按ずるに、
十六日

一 友より來狀、大く來のこと申來。

友とは友山即ち岩倉のこと。大くとは大久保のこと。

十七日

一 大一來談。

一 不容易御下御禮、以□□蓋を決のこと。

一 悔反に付、先盡力不奉戴ば、其時以御趣意可行のこと。

大一とは大久保一藏のこと。御禮とは討幕密勅御下の御禮だ。幕府が反正すればよし、然らざれば密勅を奉じて、討伐す可しとのこと。此れは大久保との對話の要旨と察せらるゝ。

正三大久保訪問

十八日

一 大く邸入のこと。

此れは大久保寓所に、正親町三條實愛が訪問したことであらう。

一 左公談、大く昨日來談のこと。

一 何れ可動干戈と、皆々見込のこと。

一 復古の字のこと。

左公とあるは、左大臣近衛忠房のこと。即ち近衛の語りたる所を記したるものだ。

此れにて近衛邸に大久保が赴き、忠房に謁して語りたる要旨が判知る。

廿二日

一 大より進短銃一挺。

とある。此れを大久保岩倉往復の書翰と照合すれば、彌よ大久保が短銃を、正親町三條實愛へ贈進したることが確めらるゝ。

【六】 大久保、岩倉の運動 (三)

大久保尾藩士と會見

大久保日記によれば、彼の、京都に於ける活動は、日一日より旺んであつたことが判知る。

一 廿日(慶應三年十一月)成瀬面會。

一 廿一日田中國之助、丹羽純之助、尊太郎入來、云々相談す。

成瀬は尾州國老、大山城主成瀬隼人正正肥、田中、丹羽共に尾藩の士。如何に大久保が尾藩と共に謀る所あつたか、判知る。尾藩は三親藩中、當時は全く紀藩とは正

六 大久保岩倉の運動(三)

反對にて、専ら朝旨奉承の一點に傾いてゐた。乃ち前大納言徳川慶勝が、田中國之助を使者として、松平春嶽に建白の草案として交付したる文句中にも、今日之世態を以て、皇統皇國を保つを以、第一之先務とし、時機に隨ひ、宗家を維持するを旨とすべしとあるを以ても知らる。大久保は出來得るだけ同志の勢力を増大にし、萬一の際、彼等をして去就に惑ふなからしめんことを期してゐた。

一 廿三日太守公御著京。

此れは島津茂久(忠義)の著京だ。

一 廿四日晚北岡公入來、御草稿拜見、云々承知。

此處に御草稿とあるは、近く來る可き朝廷大改革の草案にして、固より岩倉の意を承けて、玉松操が起草したるもの。乃ち岩倉當人が自から之を携へ來りて、大久保を訪問し、協議する所あつたのであらう。

一 廿五日於岩下家評議、飛脚今日被差立。

於岩下家とは、岩下佐次右衛門方平の寓所に於てのこと。彼は薩の重臣の一人だ。
一 廿六日品川に云々相談、北公に參り、評議之趣云々申上る。御質問云々。

品川との

岩倉大久保訪問

評議を岩倉に報告

品川は品川彌二郎にして、彼は長藩の代表者として在京中であつた。評議は何事ぞ。評議の趣を言上したるは何事ぞ。推察するに困難ではない。薩藩では増兵の件、長藩に對しては出兵の件、彌よ實力を以て、大改革の衝に當る實行の第一歩を踏み出さんとのことであつたと想はる。北公とあるは、岩倉のこと。

薩藩主の上京報告

御前益御機嫌克被遊御座、恐悦奉存候。然ば寡君にも昨廿日著坂、明後廿三日京著仕候。答御座候間、以御序達、御聽候様、御取計被下度奉願候。以上。

十一月廿一日

大久保一藏

岩倉老公

執事御中様

如何に岩倉が項を引き、薩藩主の兵を率ゐて上京するを待ち受けつつあつた乎、而して此の一報を得て、如何に満足したる乎は、想像に餘りある。

大久保岩倉に來訪を求む

今晚御出會奉申上候付ては、參殿仕候て可然や。別て奉恐入候得共、弊宿方へ、御入被爲成下候哉。何分御伺之上、爲御知被下候様奉願候。以上。

十一月廿四日

六 大久保岩倉の運動(三)

大久保一藏

北岡様

近侍中様

追て御入被爲下候はゞ、夜入候得ば、御都合次第、何も差支無御坐候。

岩倉運動の不自由

此れを日記と對照すれば、自から分明だ。當時彼等兩人の間に、如何なる秘策が評定せられつゝあつたかは、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。當時の岩倉は、漸く歸洛が叶うたばかりにて、固より親しく朝廷の上に趨走す可き身柄では無かつた。彼は唯だ同志の中御門經之、正親町三條實愛、中山忠能等の諸卿を經由して、其志を行ふに過ぎず。されば若し萬一是等の諸卿の中に、異論を唱ふる乎、或は其の熱心の冷却するが如きあらば、折角の計企も、忽ち水泡に歸するの虞れあり、岩倉、大久保兩人の心配以て想ふ可しだ。

兩人の苦心努力

されば此の兩人は、互ひに申合せて、彼等を刺戟し、彼等を鞭撻し、彼等を支持し、以て當初の目的を果す可く、努力した。同時に大久保は薩長二藩は固より、苟も氣脈の相ひ通ずる範圍に於ける諸藩とは、互ひに其の聲息を通じ、或者は之を味方と

す可く、或者は之を敵とせざる可く、諸藩の動皇色の淡濃如何によつて、それぞれ措置を怠らなかつた。

【七】 大久保、岩倉の運動 (四)

薩土上京を待つ

當時岩倉が大久保と如何なる交渉を作しつゝあつたかは、左記十一月廿二日付、岩倉より中山忠能への一書が、其の一斑を語りてゐる。

拜承御清榮恐悅存候。

一 其後格別替り候事無之、萬々薩土藝上京揃の上、何か直に言上所置と申事にて、只々上京待候事也。

一 明廿三日朝修理(島津忠義)登京候。右昨日大久保書狀和卿(中御門經之)へ申入、御兩卿(中山、正親町三條)へ可被入尊覽候筈、尤昨夜故今朝言上と存候。

一 二藩上京則大久保話に而、尤無相違存候事也。土藩之船都合にて、少しく延引候哉の由也。

二藩とあるは、薩と土のこと。

一 藝藩説、外より傳承、紀守所勞、月末にも可相成か、残念の事也、何卒早く〜と申居候旨に候。

紀守とあるは、藝藩世子紀伊守茂勳(侯爵淺野長勳)のこと。

三家深謀の噂

一 尾の件小子にも如何と存候。尤親藩互解論に起り候事也。既に藤堂十七日舉國上京の所、十五日に至り俄に斷り、是より會合津にも三論に分れ、種々の趣に候。乍去兩家ともに御下問の事、尙列藩上京の上に、御斷申上候哉にも傳承如何に候哉。此方より可存居候所に候。亦少々子細有之、紀安藤内々尾合體致し、三家之邊にて、何か深謀も有之由にて、林左より被頼、和卿周旋次第も有之候間、同卿に御聞可給候。

此處に安藤とあるは、紀州藩家老安藤飛驒守直裕のこと。林左とあるは、尾州藩林左門のこと。

會津歸國勳説策

且此比尾老會肥招之事、彌不日出會之由、是は骨肉情を以て、大に説、夫より退役、歸國の運び専務かと被存候。

尾老とあるは、尾州老公慶勝のこと。會肥とあるは、會津肥後守容保のこと。骨肉情とあるは、尾公と會侯とは兄弟であるからだ。

既に會より先尾に兵を向る、杯、會士にて論ずる者も有之候所、大に鋒先くじけ候哉に承候。

岩倉、大久保等は、尾州によりて、會津を説得し、會津をして守護職を辭し、兵を率ゐて歸藩せしむ可く工作しつゝ、あつたのだ。

大久保尾藩交渉嫌疑せらる

將犬山(犬山城主成瀬正忠)、田宮、丹羽等、頻りに大久始に密會の事に承候。林左嫌疑甚敷、先出行仕りかね候次第、小子方も益嫌疑に付、絶て出會不仕事に候。

此れは大久保が、尾藩の重臣等と交渉、畫策する所あるを云ふ。林左は尾藩士林左門にて、彼は餘りに嫌疑を受けて、當分奔走見合せ居るとのこと。

岩倉決意

一 云々見合否、不出でもとの事、是は小子心得には、正卿、大久出會之事、其邊得と御相談濟と存居候條、安心罷在候。小子見には、斷然一通無之ては、不濟事と被存候。

「云々見合」とあるは、密勅實行見合を斥すのであらう。正卿、大久とあるは、正親町三

條卿と、大久保との會見を斥すもの。如何に此の一件に付き、岩倉の決意が明白であつたかは、最後の一句「斷然一通無之ては、不濟事と被_レ存候」の一句、能く之を語りてゐる。

右早々如此候也。

十一月廿二日

岳

古老公

報

尾越利用

當時大久保と岩倉とは、尾州、越前兩藩主をして、此間に斡旋せしめん事を期したるもの、如くであつた。尾州は第一回征長以來、薩藩と殆んど步趨を一にしてゐた。越前は春嶽と齊彬、春嶽と久光、何れも其の交情は、一朝一夕の故では無かつた。されば尾と越とは、薩に取りては、無二の親友と云ふ可き程では無いとしても、決して尋常一樣の交際では無かつた。従つて大久保と岩倉とは、此の二藩の力を利用せんとするに、少しも拔目が無かつた。而して彼等二藩も亦た薩長對會桑の間に於ける緩衝地帯の地位を占め、當時に於ては出來得る限りに於て、調停的運動

尾越と薩との關係

を爲したる事は、今後の事實に徴して明白である。

【八】 大久保、岩倉の運動 (五)

大久保岩倉出會概略

尙は十一月廿二日付、岩倉が大久保との對話の一斑を記して、之を中山忠能に示したる一通がある。

過日大久保出會荒増。

對云(對は對岳即ち岩倉なり、以下之に做ふ)

一 萬事修理上京の上、御請との事に候得ども、秘大事件見通如何。修理上京とは、島津忠義上京のことを云ふ。當人は廿三日上京の豫定である。

大云(大久保のこと、以下之に做ふ)

一 修理上京と申候ても、三田尻にて云々に付、私只今決て彼是言上仕兼候得共、幸ひ正卿より伺候。御三卿御伺叡慮云々、今一通の邊、符合と存候。右は公正正大云々。

八 大久保岩倉の運動(五)

三田尻にて云々とあるは、十一月十八日三田尻にて、長藩世子毛利廣封(元徳)と會見し、それぞれ約束を定めたることを云ふ。正卿とは正親町三條卿を云ひ、三卿とは同人、中山及び中御門を云ふ。

對云

會桑恕すべからず

一 大樹之所は、大政返上云々理有り、と雖ども、會桑其罪云々いかん。慶喜恕す可きも、會桑は恕す可からず。是れ岩倉の意見。

大云

公明正大の要

一 此上申上候通り、如何可相成哉、難計候得共、右等も高明正大、堂々云々ならでは、事小ならん。依て内々にて、若し堂々議論、情より出る之節、朝廷之御順序如何可然哉、壹人限りにて、見込立幕候様、段々申候。

大久保も大義名分に就て、頗る苦慮する所あつたことが判知る。

對云

一 右等は重大之儀、三卿に内談段々申入候處、明日にも修理上京之處、如何相運べくや、難計儀に付、先對限り、荒増認幕候様、段々頼に付、越尊之義、何共恐入候

得共、見込之ヶ條、少々書付、昨夜出會、大に渡し候事也。(原註、後日入御覽候)

此れは大久保の依頼に付、岩倉一個の意見を認めて大久保に渡したるを云ふ。

對云

一 昨夜彼是議論候得共、兎角正大云々、既に修理上京、兼て之大秘事如何、更に會桑いかんと。

「兼て之大秘事」とは、討幕の密勅を斥すのであらう。

大云

薩長合體動かす

一 修理上京、早速御三卿に參上、御請始め、夫々可申上之處、長も既に同斷合體合力、兼て申上候通也。

薩長の決心は、牢乎として動かす。

對云

斷然一通の要

一 されば今一通斷然不被出候ては、不相濟、亦會桑云々示談におよび候得共、前日同斷也。

到底斷然討伐の師を起さねばならぬ。會桑は如何に説諭しても、到底頑冥にして

移す可からず。

大云

一 今一通云々、御沙汰之通り候得ども、明日主人前にて、一同示談、決定之上、明後日より夫々御三卿に出頭言上心得也。

一 對見込書順序實に粗漏之者、且越樽幕々恐入候、右も明日返上と申居候。

粗漏之者云々は、岩倉の自から謙退の言返上とはその書付を、明日大久保より返上との意味。

土州近々上著

- 一 土州愈大兵にて不日上著。
- 一 藝州同斷。
- 一 長州末家々老、大兵にて、廿八日、廿九日西の宮著。
- 一 五枚建白跡三枚之事、是も明日申上候事。
- 一 尾州云々之事、是も明日吉井より申上候との事。

現狀に安著せず

以上は大久保の言を記したるもの。今ま全書に就て見れば、如何にも前後の事情に通曉せざれば、其の書中の意味を領會するに苦しむ點無きにあらざるも、然も

其の要領は意を以て解するに難くない。詮じ來れば大久保、岩倉等は、現在の有名無實の大政返上に満足し、安著し、朝廷をして長く虚器を擁せしむるを屑とする者では無かつた。

【九】 土藩と越前

岩倉大久保協商大要

當時岩倉と大久保との協商の大要は、十月十四日の密勅、幕府討伐の大義は、徳川慶喜が十月十四日、大政返上の上表によりて、十月廿一日「暫見合」の御沙汰書通りに、當分中止とし、先づ徳川慶喜をして、反正悔悛の實を表せしめ、會桑をして、之を妨害するの地なからしめ、而して尙ほ會桑にして之を妨害し、徳川慶喜にして其の實行が、其の言に副ふ能はざるに於ては、斷然武力討伐を實行せんとするにあつた。而して其の爲めに一方には朝廷の議を鞏固にして、斷然改革の實を擧ぐ可く、其の準備を爲し、他方には尾張、越前の徳川幕府の親藩、若しくは御家門をして、此間に斡旋せしむ可く、尾越兩藩に向つて働き掛けたのであつた。此間に於け

會桑偵吏
氣付す

る兩人の苦心は、實に第三者の想像にだも能く及ぶ所では無かつた。當時彼等の來往したるに際し、幕府及び會桑の偵吏が、絶えてそれに氣付無かつたのは、實に天祐に由る。

京都神符
下る

恰も此時に當り、京師に一大怪事あり。空中より神符翻々と飛び降り、處々の人家に落つ。其神符の降りたる人家は、壇を設けて之を祭り、酒穀を壇前に陳らぬ。知ると知らざるとを問はず、其人家に至る者の酔飽に任かす。之を祝して吉祥と爲す。都下の士女は、老少の別無く、綺羅を衣て、男は女装し、女は男装す。群を成し、隊を作す。悉く俚歌を唱ひ、太鼓を搦ち、以て節奏をなす。其歌辭は、「ヨイジャナイカ、エイジャナイカ、クサイモノニ、紙ヲハレ、ヤブレタラ、マタハレ、エイジャナイカ、エイジャナイカ」と云ふ。衆皆狂奔醉舞し、一隊去れば、一隊又來る。街頭織るが如し。夜に入れば、各其頭上に燈を戴き、綵花を飾る。(岩倉公實記)

此れは八月比から始まりて、其の年末に及んだ。此れが志士の往來に、意外の便宜を提供した。

土藩の苦
境

扱も此際土藩の立場は、決して容易では無かつた。會桑や、紀州、其他佐幕側からは、

土藩を以て、這回の事件を發起したる罪魁であるかの如く看做され、武力改革派からは、土藩が餘計なる差出口をきいたから、折角の獻立を、メチャクチャに紛更したと嫌厭せられ、彼等も到底此儘にて、安著は出來ぬ始末となつた。されば、彼等は或る程度までは、所謂る平和的改革の實行に向つて、努力せねば、彼等立脚の地が無くなることゆゑ、頗る奔走したのは、固より當然の事であつた。而して彼等の目指すところも、亦た越前であつた。

松平春嶽
の周旋

松平春嶽は、十一月八日著京して以來、是亦た周旋に虚日なかつた。乃ち同月廿六日夕には、土藩の後藤象二郎、福岡藤次、神山左多衛等を招き、それぞれ商議をした。今ま後藤が春嶽に對して、告げたる大要は左の通りだ。

後藤春嶽
を説く

一日も早く御上京の各侯丈け御會議相始り、至公至中之大本相立候へば、其上誰彼物數寄立ての出來候ものにも無之、もし物數寄を出し候とて、立行ものにも無之、自然と公論ならでは不相適事と相成候様に押寄せ度、夫も此度の御盛意奉戴、公明正大の同論藩、堂々と旗を立候へば、夫にて勝算は相定り候と申もの。



其上にて公卿方と申中にも、正三（正親町三條）卿は、御格別候得ば、此卿へ熟く入説いたし、先づ上京諸侯を被召、意見御尋に相成、其御答之御次第御簾前の御誓ひに相成候はゞ、夫にて大本相定可申候。夫より議事院等之事に相成、種々條目に亘り、公議可相立儀と被存候由。

乍併公卿方と申は、外より入説に動搖の癖有之、箇様の折柄、必定所々へ煽惑の説も可入候得ば、其の豫防には、同盟藩多勢の力を以正説を先入、固結するが如き事無之、一藩にても同論多き方、力も強く、説も立可申との定見、詳達之。（丁卯日記）

後藤の手

以上は後藤の意見にして、此れが土佐の藩論と見て差支あるまい。而して後藤は、控室に於て、越前の中根雪江、酒井十之丞、青山小三郎等と協議の末、越前より尾州肥後、土州より藝州、薩摩へ申談す可く、因と備とへは、藝より談す可しとの打合をした。

101 越前の周旋、薩會意見の對立

春嶽大久保を引見

越前では、尾張が一切同論であることを確め、肥後にも申談したが、是亦た同論である旨を告げ、更らに廿七日夕には、薩藩の大久保一藏を招き、春嶽自から引見した。

大久保の意見

一 今夕（慶應三年十一月廿七日）薩藩大久保一藏被召呼、拜謁被命、此度有志輩盡力によつて、内府公（徳川慶喜）御反正被爲、在候御挨拶一應被仰聞。夫に付き今後之見込御尋に相成候處、此時朝廷之御基本不相立しては、不相適事候處、兎角朝廷に御人材乏敷、其處甚苦心之由、會議公論之義も、孰れに正大に歸すべき事ながら、御手下しの次第如何相成可然哉、邸議一定不仕、決定の上は、いづれに相伺候心得の由申上之。

大久保は容易に賛同の意を表しなかつた。彼は正しく懷疑的であつた。實際と伴はざる公論には、決して合槌を叩かなかつた。

内府公（徳川慶喜）へ御直に御伺、御英斷之御様子等被仰聞候處、今一層御實行に

不相顯候ては、疑惑難晴、紀會、桑等の雜説も有之候へば、何卒一日も早く御實跡相顯はれ候様、願はしくと反覆申上之。

大久保後藤の相違

春嶽より親しく慶喜に面會し、慶喜英斷の旨を傳へても、大久保はそれをその儘には受納れなかつた。彼は此れも畢竟空言に止まるものと見縊つてゐたらしかつた。彼と後藤等とは、恐らくは根本的に其の對德川の意見を殊にしてゐたものと察せらる。

春嶽手代木を召す

同月廿八日十一月朝、會藩手代木直右衛門を被召呼拜謁被命……肥後守（松平容保）殿御見込等如何有之哉、御家來共に於ては、今後之處如何相心得候哉と御尋之處、直右衛門申上候は、肥後守は元より家來共も一同御同然之義に御座候得共、唯々今後之見込に於ては、甚心配仕候。畢竟肥後守在職已前より存込居候は、德川家之政權は朝廷へ被歸、幕府にては王命を奉じ、順正之御政道に相成候はば可然と存居候處、此度之御一舉にて、年來の誠心も違却仕、失望の極地に御座候。

手代木勝任は、會藩要人の一、彼と大久保とは、互ひに正反對の立場にあるもの、大

久保は德川慶喜が誠意の不足を疑ひ、手代木は寧ろ餘りに一切を抛却したるを不満としてゐる。

手代木亦懷疑

政權を一途に被歸候は、乍恐御尤至極の御儀奉存候得共、幕府迄御捨被成候ては、治り方附き申間敷、公議と申も、如何之運びに可相成哉。更に見詰無之、議事院と申ても、外國の制度通りには、中々急に可相運とも不被存、人材御擧用も御美事には候得共、如何程の人材出候とも、何事も取扱ひ馴れ不申候半では、今日の御用には立不申候。是も舊幕府の御役人ならでは、逆も行き不申。又朝廷とても、乍恐御人材無之、中々王政復古杯、思ひも寄不申候。

大久保が懷疑者である如く、彼も亦た別個の立場に於ての懷疑者である。即ち薩は現状より進一步ならば、會は現状より退一步である。而して其の現状に満足せざるに於ては、即ち其揆を一にしてゐる。

手代木舊制維持論

彼を思ひ是を思候ても、舊幕の御制度より外に、治平の見込は無之、過日御所に於て、大政官初八省御取建の御見込、御垂問の御書付、尾越へ出候との事にて、致拜見候得共、是等も畫餅同様の御儀たるべく杯、唯舊幕制ならでは、難相適意味、反

覆懇々申上之。

會藩士信條

要するに會津は徳川慶喜が大政返上と共に、征夷大將軍を辭したるに、中心より反對したるもの。彼等は政權は朝廷に歸するも、政治は幕府にて施行す可きものと確信してゐた。此れが彼等の信條であつた。されば今更ら其の信條を抛ち去りて、時勢に苟合するを屑としなかつたのだ。

第三章 大號令渙發準備殆ど成る

【一】 群疑滿腹の形勢

多數大名茫然自失

群疑滿腹とは、全く當時の人心であつた。將軍慶喜が大政を返上し、諸侯を召集し、衆議によりて改革の政治を行はんとする旨を、江戸の閣老が諸外國公使に報告するや、彼等は概ね此れを以て、幕府が諸侯會議によりて、再び政權を新たなる方法によりて委任せられんとする爲めの、腹黒き策略であると猜定した (Diplomat in Japan)。而して内輪に於ても、會津や、桑名は勿論、慶喜身邊の者共も、到底此の地震は撼り戻しが來て本の通りになる乎、然らざれば少くとも名を捨つるも、決して實を失ふこと無かる可しと信じて居た。而して多數の大名は、只だ茫然自失、姑らく時運の推移を眺めてゐた。

恃むは議院制度

所謂る平和的解決派に於ては、恃みとするは議院制度であつたから、何れも盜を捕へて繩を縛うと同様、急遽に外人に向つて議院制度を質問し、殊に衆議政治の

本家本元とも云ふ可き後藤象二郎の如きは、或は中井弘藏を江戸に派遣し、或は自から大阪に赴き、英國公使館のミットフォード(Mitford)通譯官サトウ(Satow)を臨時教師となし、遂ひにサトウ其人を顧問として雇入れんと提議した程であつた。

慶喜の郡縣論

されば後藤等の一派は、眞面目に現状をその儘に、議院政治に推移せしめんとし、又た推移せしめ得るものと信じてゐたらしくあつた。恐らくは徳川慶喜も亦た其の一人であつたらう。當時彼は既に郡縣論を唱へてゐた。彼は四十餘年後、其の追憶談の中にて、此事を語りたるばかりでなく、中根雪江の丁卯日記には、

今朝(慶應三年十一月廿七日)永井殿之咄に、日本終には郡縣に可相成との上様(前將軍慶喜)御見込之由。是は英國往古封建なりしが、公議の上、郡縣ならでは強國とは難相成と決し、郡縣と相成候事故、日本も夫に類し可申との御説之由。

郡縣論の由來

とある。永井は若年寄永井玄蕃頭(尙志)にて、當時慶喜帷中の信臣であつた。所謂郡縣論は、決して慶喜の創見でもなければ、創論でもない。幕府の硬派中には、蚤とに幕府を中心として、節度に服せざる諸大名を退治し、郡縣の政を布かんと論

抜本的改革論者

者もあつた。此れも本來は佛國側の入説であつたかも知れない。慶喜其人にはさる大野心は無かつたにせよ、從來諸侯の長であつた代りに、爾後は朝臣の魁たる可きだけの抱負、若しくは期待は、當然持つてゐたものと察せらるゝ。されど岩倉、大久保等の一味は、さる生まやさしき事にて、満足するものでは無い。抜本的に將軍政治を覆し、先づ制度の上から、大改革を施し、徳川幕府二百六十年來の權勢を一掃し、而して幕府側がそれに獎勵せざるに於ては、彌よ大義名分の大旗を翻へして、之を討伐せんとするの仕組であつた。

乃ち眞に其の最後の手段までを考慮し、否な寧ろ其の最後の手段まで漕ぎ附けんことを期待して、前進したる者は、要するに當時に於ては、薩長二藩中の西郷、大久保、木戸、廣澤等を首として、其他は彼等の指導に従ふ諸有志と、公家の仲間にては、斷然岩倉及び其の仲間とに過ぎなかつた。

右顧左眄者

然も岩倉の仲間である公卿中には、動もすれば右顧左眄の徒少くなかつた。彼等は從來政治の實務に係したる經驗なければ、固より機宜に善處するの道を解す可き様もなく、その爲めに岩倉は勿論大久保をも、手こすらせたること少くな

かつた。されど岩倉自身は、今尙ほ日蔭の身である。彼は十一月八日漸く洛中歸住を許されたるのみにて、固より朝廷の上に趨走す可き身分で無かつた。されば折角彼の大策も、他人を通して之を施す可き必要があつた。乃ち此處に岩倉、大久保兩人の苦心は存した。

【二】 廟議促進運動

朝廷内部の遅緩

薩兵は京都に、長兵は西宮に、何れも追々と繰り込み來つた。而して豫て岩倉の手許にて作成したる大改革の實施も、最早目睫の間に迫りつゝあつた。然も朝廷の内部は、その調子が寧ろ遅緩であつた。岩倉、大久保等の焦躁以て知る可しだ。

中山正三を鞭撻

當時中山忠能、正親町三條實愛は、後藤象二郎等が、諸大名の上京を待たず、在京中の諸大名の會議を開催す可く周旋しつゝあるを聞き、攝政二條齊敬に面し、速かに其の朝命を下さんことを要めたが、二條は之を遮りて曰く、予は不敏にして、大事を處分する能はず、近日上表して、攝政の解任を請はんとす。姑らく之を待てと。

此に於て中山、正親町三條の二卿は、已むを得ず、其の攝政解任の日を待つことになつた。岩倉、大久保の兩人は、固より後藤等の在京諸侯の會同に賛成して、之を以て改革促進の一步と認めてゐたから、兩卿の遷延には、聊か當惑し、之を激勵せんことを相談した。而して兩人は互ひに呼應して、兩卿を刺戟し、鞭撻するの事に従ふた。大久保日記に曰く

大久保正三訪問

一 廿七日(慶應三年十一月)朝正三卿(正親町三條)え參殿、云々申上る。今朝岩邸(岩倉)えも參る。山卿(中山)も云々也。

一 今日晝後、依御招、越前邸に參上。老公拜謁被仰付、御質問云々。答云々。内府公(慶喜)御趣意無御動搖云々。後藤も御招にて議論云々。會(會津)は合力同心云々。中根、酒井侍坐。

越前邸訪問一件は既記の通りだ(參照 一〇)。如何に大久保が奔走しつゝあつた乎。此の零碎の文字の裏面を見よ。

同じく中山を訪問

一 廿八日中山卿に參殿、御内使云々演說、機事云々申上る。今日於宮中正三卿御談合云々。岩卿に參殿云々御談じ申上る。

また正三
を訪ふ

一 廿九日、今朝正三卿に參殿。昨日宮中御示談之趣、拜承仕候所、少々因循之御説相起候付、篤と及言上候處、御會得被爲在、今晚北岡公(岩倉)一同、山卿(中山)亭にて、尙御談合可被遊旨之事也。

大に正三
を説く

○御旨趣左右大臣(近衛忠房、大炊御門家信)も御辭表相成、於關白(三條齊數)も御同様之思召故、其上此手順通相運候得ば、漸を以成し、居合も可然旨云々。我曰於兩卿(中山、正親町三條)右様御決定被爲在候得ば、いたし方無之、乍去今般修理大夫(忠義)舉國家上京仕候段は、此機會十分之王政復古之基本を立度旨之見留にて、是非斷然之盡力に非ざれば、成功難致、平々之盡力を以、御基本相立候事は、不存寄候。御旨趣通之御手順にては、中々成功候儀に無之、況乎兵庫港之事、來月初旬には、各國軍艦も到來可致候得ば、其内に神速御運不相成候ては、實に御大事に奉存候。今般兩三藩大兵を引上京仕候義は、偏に朝廷に御兵力を備、至理至當之筋を以、基を開、反命之者可掃蕩之決心に候。如此一大機會と云ものは、千載之一時に無之哉之旨を以、於朝廷も克々御洞察、是に應じたる非常之御盡力無御坐候ては、大に失望可仕事と奉存候云々申上る。終に御了解に成る。

大久保説
破の效

此の如く大久保は、廿八日は中山忠能を説き、廿九日には正親町三條實愛を説き、特に實愛に向つては、崇論高議、頗る剴切を極め、遂ひに彼をして感發、興奮せしむるに到つた。要するに彼等は關白、左右大臣辭職の後を俟つて、徐ろに事を謀る可しと評決したのを、大久保は徹底的にそれを論破し、遂ひにその結果として、正親町三條、岩倉の中山邸會合となつた。

岩倉満足

一 北岡公岩倉に參殿、右之趣具に言上、尙今晚斷然御評決被下度奉願候。別て御満足にて候。

とあれば、岩倉の満足や知る可きである。

一 今晚西郷、伊地知會す。

とあるは、何事であらう。此れは恐らくは軍事上の掛引に付、申合せたものであらう。空言用を做さざることは、大久保は百も承知の事であつた。

後藤に超
乘

惟ふに大久保等の意見は、單に在京諸侯の會同でなく、先づ大改革の號令を換發して、而して後會議を開催せんとの下た心であつた。されば彼等は後藤の手に乗りつゝも、更らに其上に超乘して、後藤をして啞然たらしむるものがあつたと察

せらるゝ。

【一三】 大久保、中山卿を説破す

中山邸會合 岩倉、正親町三條の兩人が、中山忠能邸に於て會同し、三人鼎坐の上、評定したる結果は如何。

岩倉意見

夜に入り(慶應三年十一月廿九日)具視微行して、忠能の邸に抵る。實愛來り會す。共に諸侯會議の事を議す。具視曰く、朝政活機を失ふ今日より甚きは莫し。此の如きの姿態を以て、荏苒經過せば、百事渾て休せん。早已に事情に拘牽し區々たる常軌を墨守すべきの秋に非らざるなり。因て去十月十三日(幕府討征密勅下陸以前)に於て、卿等と熟議する所の籌策に原づき、確乎と決意し、一刀兩斷の處分に出で、大革新を行ふの外、更に良計なし。須らく朝廷より王政復古の大號令を發すべし。蓋し之を行はんと欲せば、癸亥(文久三年)八月十八日の故智を蹈襲し、發令の當日は、攝政、議傳兩役及國事掛の參朝を停止すべし。然らざれば、新政府を

建つるに於て、大に扞格する所あらん。(岩倉公實記)

此れは岩倉としては、當然主持す可き意見。當然提唱すべき議論だ。

中山異論

忠能異論を陳て曰く、先づ尾越二老(德川慶勝、松平春嶽)をして、諸侯の會議を開かんことを攝政に促さしめ、而して議傳兩役交々攝政に迫りて、尾越二老の言を聽かんことを求め、若し之を聽かざる時は、皆同時に退職せんと論せば、攝政は必ず懼れて之に従はん。此時に於て、予は十分に力を竭して、周旋すべし。若し此計にして行はれざるときは、則ち岩倉朝臣の議の如く、一刀兩斷の處分を施行せん。具視、實愛姑く其意に任かす。(同上)

大久保不満足

中山の説も一理あり。岩倉としても強ひてそれを斥くる能はなかつたものであらう。然も大久保は決してそれには満足しなかつた。

翌晦日一藏來り具視に謁し、前夜會商の顛末を問ふ。具視之に告ぐるに、實を以てす。一藏は忠能が事を處するの緩なるを見て、之を憤慨す。

大久保の憤慨も亦た憤慨す可き理由がある。薩藩の大兵は、既に京都に入り、長藩の兵も亦た西宮に屯す。今や機一髮の間にあり、一刻たりとも遲疑し、遷延す可き

大號令發
定の議決

場合にあらすだ。

十二月朔日、一藏復た忠能の邸に詣り、之に謁し、以て具視の議に左袒せんことを勸奨し、反覆其の利害を陳ぶ。忠能大に悟り曰く、予が前論を撤し、當さに岩倉が議に従ふべし。一藏曰く、然らば朝廷より王政復古の大號令を發せらるゝことを、後藤に告げんと欲す。敢て異議なきや。忠能曰く、可なり。是に於て一藏又來り、具視に謁し、之を報す。具視大に悦ぶ。是日忠能は、實愛を宮中に見て、一藏と協商の顛末を告ぐ。實愛亦之を具視に報す。是に於て、王政復古の大號令を發するの議始て定まる。(同上)

大久保日
記の記事

之を大久保日記に徴するに、左の如く前文と照合す。

一 晦日北岡公(岩倉)に參、昨夜御會議之次第拜承候所、中山卿云々異論有之、則山卿に參殿之處、兩度御留守にて候。

大久保は十一月三十日には兩度まで中山邸を訪問したが、遂ひに面會の機を得なかつた。

十二月朔日四つ時(午前十時)中山卿に參殿、御趣意相伺候處、因循之御論相立居

候に付、反復御議論申上、及數刻候處、御了解被爲在、此上は外三卿御合力にて、御盡力可被遊段拜承いたし、大に安心。就ては御決定之上は、土後藤に示談云々申上候處、御許容相成候。

一 今晚北岡公(岩倉)に形行申上候。

一 今晚吉井幸輔所にて、山田市之丞、橋本(品川彌二郎)に云々談す。

大久保の
押し
此の如く岩倉、大久保の運動によりて、大改革號令發の準備は、殆んど八、九分出で來つた。兩人共に押しの強さに於ては、相譲らざるが、毎度其の極所に到れば、大久保がより強さを發揮し來る。

第四章 薩長兵士の東上

【一四】 薩藩主三田尻に到る

西郷隨從 話頭一轉、薩藩の三巨頭、小松、西郷、大久保の討幕密勅を奉じての歸藩は既記の如くである。(參照 六四冊七四、七五)而して大久保は、山内容堂の上京を促す可く、土佐を經由して、先づ入京し、小松は足部の重患の爲めに指宿二月田に於て姑らく療養し、西郷吉之助が、藩主島津茂久(忠義)に隨從し上京することとなつた。而して薩摩にては、隨分反對論沸騰し、それを鎮撫して、藩主の上京まで漕ぎ附くるには、西郷等の努力は、決して容易の業では無かつた。即ち三人の歸著が十月廿六日にて、藩主の鹿兒島出發が十一月十三日であつた。

三田尻入港

藩主は三邦丸に搭乗し、西郷吉之助之に陪乘し、一般の兵士は平運翔鳳、春日采女軍艦に編入せきの三艦に乘組み、島津伊勢、比ろ佛國より歸朝したる岩下左次右衛門之を率ゐ、兵數三千と稱した。斯くて春日は十五日三田尻に著したが、他は風波

に妨げられ、三邦丸は、十七日三田尻に入港した。之に對して、長藩の接待は頗る鄭重であつた。

長藩の接待

十五日朝、薩藩島津伊勢、岩下左次右衛門、黒田嘉右衛門、井上新右衛門、春日艦に駕し、三田尻に入る。因て之を山口及び廣島、徳山に急報す。(廣島は同盟藩、徳山は支藩)十六日朝、木戸、廣澤二人三田尻に至る。十六日未明世子(毛利元徳)山口を發し、午前三田尻に著す。毛利筑前、柏村數馬之に従ふ。薩侯將に至らんとし、公(敬親)病あるを以て、世子代て之れと會見せんが爲めなり。晩に及び徳山世子毛利平六郎亦三田尻に至る。因て毛利内匠及び其の部下の諸士を引見す。翌十七日薩侯島津修理大夫忠義軍艦三邦丸に駕して到る。西郷吉之助艦中に在り。翌十八日午前世子、平六郎公子と共に、修理大夫と貞永準人の家に會見す。世子は修理大夫隨員西郷、黒田二人に謁を賜ひ、修理大夫は、毛利筑前及び柏村、木戸、廣澤に謁を賜ひ、遂に相議して要件三條を決定す。

島津忠義
毛利廣封
會議

決議要件
三條

其の三條なるものは、

要件三條

一四 薩藩主三田尻に到る

- 一 御名代へ兵隊差添、西の宮まで上り、同所にて時機見合。
- 一 十二月廿八日を期し、京都に於て擧兵、其の機に乗じ、西の宮駐在の兵隊入京。

一 前條に引續き、兩公(毛利父子)同御上京、及五卿方御歸洛の用意調次第發途。此れはほんの大要である。尙ほ約定書は別にある。

修理大夫は、世子平六郎公子と共に晝食後、我が東上の文武官毛利内匠、楫取素彦、國貞直人、山田市之允、片野十郎に謁を賜ふ。既にして晚餐及び酒肴を供す。薩藩西郷、黒田及び木藤覺大夫、平田伊助、我毛利内匠以下諸員召されて、席に陪し、歡を盡し、日未だ暮れざるに及び、修理大夫は、其艦に還る。世子平六郎と共に、修理大夫の艦に至て答禮し、杉重二組(原註、菓子及び交肴酒一樽を贈る。〔薩長回天史〕

約定書

尙ほ所謂る約定書なるものは、左の如し。

同日(慶應三年十一月十八日)午後我が東上員毛利内匠及び楫取、國貞、山田、片野、西郷等と議し、向後の方針六條を約定す。

約定書

- 一 三藩(薩、長、藝)共浪華根據の事。
 - 一 根據守衛薩藩二小隊、長、藝の内相加候事。
 - 一 薩侯御一手は、京師を專任とす。
 - 一 長藝の内、一藩京師を應援す。
 - 一 薩侯御著阪二十一日にて、二十三日御入京、二十五日出浮候兵(長兵を斥す)出帆。二十八日、西の宮著、薩藩より京師の模様報知の上進入。
 - 一 ○之義は、山崎路より西の宮へ脱、詰り藝州までの事。
- 最後の一條は、萬一の場合を顧慮して、至尊御遷幸の地を豫定したものと察せらるゝ。而して前記の三條は、悉く後記の六條中に包容せられたれば、前は單に、大要を記し、後にその全面的約定を記したものであらう。

親書交換

世子の書

- 一 至尊を奉守護候事は、申も乍疎大事に付、精々遂心配、十分手筈を合、遺算無之様肝要の事。

一 此度之儀、實に皇國の一大事に付、此方出先之者共へ氣付筋有之節は、萬端存分に教示之儀相願候事。

修理大夫の書

- 一 時期變遷して、處々不可に於ては、細密復考、其宜に叶候様、取計緊要之事。
- 一 兼て處置候通り、勅諭を奉戴し、條理名分を正して、輕舉無謀に不陷事。
- 一 機密四方に露顯せし由に付、尙深く廟議可入念事。

右委細之儀は、篤と黒田嘉右衛門へ申付置候事。同上

此の如く兩藩主は、交互に其の訓令を、親書を以、兩藩の出征將士に與へた。

【一五】 島津忠義の上京と西郷隆盛の書簡

島津忠義
入京

三田尻に於て、島津忠義は毛利元徳と會見し、兩藩の要人等は、商議の上、それぞれ約束を固め、十一月十八日夜、薩船は三田尻を發した。而して長藩の光永新四郎、志道貫一郎、作間神太郎、品川彌二郎、世良修藏等は、何れも薩船に便乗して上京した。

西郷の黒
田村田宛
狀

斯くて島津忠義は廿日大阪に著し、二十二日大阪を發し、廿三日入京した。當時忠義に隨行した西郷、吉之助は、十一月廿一日付にて、在阪中の黒田村田兩人當にて、左の一書を發してゐる。

昨夕品川君より、西之宮邊船付場等の御都合向にて、兩人御上阪相成居候御方、御同伴の義承知いたし居候付、木場傳内は談合いたし置候間、同人え御引合次第差出都合に御坐候付、右の趣御通置被下度候。私には同日二時頃より英人薩道面會いたし度との事にて出掛候間、今日御上京の譯に御坐候へば、得御面會不申かも不計候付、乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

十一月廿一日

追啓上、西之宮邊え御出掛之義、いづれ明日より先に御坐候事かと相考申候付、其手筈に仕置候。此段も卒度申上置候。

西郷 吉之助

黒田 了介様

村田 新八様

要詞

西郷薩道
會見

木場傳内は、大阪薩邸の留守居だ。西之宮は、豫て約束通り、長州兵の上陸點だ。それを臨檢の爲め、長人等が該地に赴くに際し、薩藩の方にて、便宜を計る爲め、斯く申通したものであらう。西郷と薩道との會見に付ては、サトウの著書に西郷を訪問したが、其席には佛人モンブランと與に比ろ歸朝したる岩下左次右衛門も亦在焉と記してゐる。サトウは英國公使館員ミットフォードと共に、公使パークスの先發として大阪に在り、頻りに事情偵察中であつた。

西郷桂宛
狀

尙ほ西郷が十一月廿五日付、在藩の桂右衛門(久武)に寄せたる一書は、能く途中及び京以來の事情を盡してゐる。

太守様(島津忠義)御發船被遊候以來、御機嫌能去廿日御著阪、一日御滞在被遊、廿二日川(淀川)御登、廿三日御著京被遊、上都合にて恐悅の御義奉存候。

全く此通りだ。

三田尻御滯船も都合能中一日にて、十七日(此れは十八日である。參照 一四)御逢被遊、彼方にて世子御一人毛利元德にて、徳山世子(毛利平六郎)御上阪の賦故、御出掛

毛利世子
と會見狀

相成居候て、是以御逢被遊候御事に御坐候。彼方にて至て御丁寧の御釋會にて、御上陸の節は、御側廻少人數にて御坐候處、彼方より兵隊を以、數所警衛被差出、御歸船後も世子には、御召船迄、御禮として御出相成候次第にて御坐候。御安心可被成下候。(參照 一四)

薩侯依然
確乎

長藩の優待には、西郷等も満足の意を表したものと察せらるゝ。京師の形勢等は、大久保より細事可申上候付、文略仕候。藝州世子(淺野紀伊守茂勳)現侯(淺野長勳)不相變、確乎たる御持論にて、大慶の事に御坐候。速に御上京と申譯故、三田尻より御一封、御側役前より彼方御側向迄御差出相成候限にて、御返事不承、三田尻御發船に相成申候。

此れは淺野侯側の返答を待たずして、發船したと云ふことだ。

佐土原藩
に對する
配慮

佐土原詰居の酒匂求馬、能勢次郎左衛門兩人より國元の事情承候て、相驚相談承候には、此中は早朝廷よりの御召にも相成居、若其趣意に相反候様の事に相成候ては、直様朝敵に紛れ無之、是非君侯も御上京相成、御宗藩の後に立て、勤王の道、十分不被相盡候ては、不相濟との趣細々承候付、右の舍に候はゞ、いづれ臣

子の任に候間、兩人共早々罷下候て、京師の事情も、委細言上いたし、得と御腹も相居り候處、可相盡、御出立前御返詞の趣にては、京師の模様次第、御申遣相成べくとの事に候得共、早朝廷よりの御召を以、公論相立候ては、御模様何のと申譯は更に無之筋合にて御坐候故、此御方より御申遣被成候義は、不被成御事に候間、別段被仰越候儀は、不被爲成候間、十分天下の公論を以、御腹も相居候様可盡、勿論御船操の義は、只今不被出來候間、御手船を以、御上京被成候儀は、如何様共可被成、第一君侯御居り相付、御國論正議に相定候處、肝要の趣、委敷申置候事に御坐候。

佐土原旗幟不鮮明

此れは佐土原藩の事に付、如何に西郷其人が心配した乎、心配しつつある乎を報じたるもの、當時の佐土原も亦た旗幟鮮明を缺いてゐたものと察せらるゝ、
いづれ御國元にて、尙又御願申上度含も御坐候由、被相聞候付、宜敷御差圖被成下、臣子の情におひて不便の趣に相見得居申候間、委細御聞取可被下候。此點荒荒奉得尊意候、恐惶謹言。

十一月廿五日

西郷 吉之助

右衛門 様

支藩佐土原尙此の如し、如何に西郷等が鹿兒島に於ける藩論を取り纏むるに苦心したるかは、之を見ても察するに餘りありだ。

【一六】 長藩藝藩を督勵す

藝藩決心を示す

長州では幕府から末藩若しくは家老の上阪を命じたから、それを護衛する名目にて出兵し、藝州では更らに長州の上阪者を監護する名目にて、出兵することに相談が出来てゐた。而して長州より島津忠義三田尻入港の件を、藝州へ報するや、藝州から左の返書を送つた。

御飛札拜見仕候。陳ば修理大夫(島津忠義)様、去る十七日三田尻御著港、同十八日其御許様御會合御濟被成候。就ては云々の儀、委縷被仰下候様承知仕。何も御來意通り相運び候様可仕候付、左様御承知可被下候。此段不取敢御報迄艸々如此に御坐候。

十一月二十日

六二
黒田 益之允
植田 乙次郎

楫取素彦様

國貞直人様

尙以紀伊守様にも、來二十四日御發艦相成候間、左様御承知可被下候。此段御心得までに爲御知申上候。

藝藩論不
歸一

此の如く藝藩では快心の返事をなしたが、其の藩論は必らずしも歸一せず。それには左記廣澤兵助の書翰が能く之を語りてゐる。

以飛檄得御意候。先以各位彌御清適御奉職奉欽慕候。一昨夜慶應三年十一月廿二日夜、植田へ相對奉命の御用筋委曲及議論候處、勿論曖昧の國論、十口無御坐候付、別紙廉書を以得と及示談置候處、今朝飯後於客館石井大夫、植田相對、廉書に當、論定の前、附紙相調差返候事に付、何も御承知可被下候。只々瘦馬の老駑なるたとへ、益々必然片時も油斷は相成り不申。併文明の國柄にて、大義には明候故、如何様にして成共、同志藩に引合、一度死地に陥り候へば、其往相當の武備も相

藝の出兵
些少

整へ可申。畢竟世間の響の爲め、同行と御明らめ肝要に奉存候。藝藩の現狀を評し得て的確。

併兼て當藩第一の知己故、強て引き候譯にても無之候へ共、植乙(植田乙次郎)第一一人にて、是れに石井大夫相加へ候へば、藝本國の事は、假成相整可申。素より兩人共、世子君御上京たり共、御留守藩被命候事に御坐候。……當藩世子公(淺野紀伊守)にも、今曉(十一月二十四日)彌發艦御出發、兵隊も三百位御供と申事に御坐候。誘導一艦にて、人數も誠些少、百二三十と申事。尾の道の出兵は、五六百と申事。追々多數差出され度迫候得共、實に寡兵にて、手式に不任、武鑑前の大藩は可憐事に御坐候。

如何にも其通りだ。

廣澤の監

御國(長藩を云ふ)一定不拔の論、只々于戈を主とし、自然不交于戈、眞の朝威回復相成候へば、天幸不過之と申邊は、飽迄相論置。此往甘言巧辭を以、欺かれ不申段は、十分押詰置。其段は石井、植田も餘程腹に入……只今より誘導の一艦出發に付、乗組御手洗迄罷越兩藩長、藝出兵一定の所承知にて、直に歸國の舍に御坐候。

廣澤は自から藝艦に乗りて、御手洗まで赴き、委細實見の上、歸藩す可しとのこと。誘導艦參謀として、黒田益之允罷越、弟廣澤同道、政府中より北條次郎御手洗迄罷越候都合に御坐候故、彼港發し候後は、更に煩念無御坐候事と相考へ、此餘にごてつき有之候ては、不相濟事と、只々成功萬禱千祈奉祈候、爲其勿略御地の御都合無御遲滯御操出肝要に御坐候。

大藩可憐

之を見れば、如何に廣澤が、藝藩に向つて働らき掛け、藝藩をして是非共武力解決の仲間として、同行者たらしめんと努力したるかゞ判知る。但だ、武鑑前の大藩は可憐事に御坐候とは、獨り藝藩ばかりの事ではなかつた。何れの大藩も概ね其通りであつた。但だ長と薩とは、特殊の位地に立つてゐたから、諸藩の魁となるを得たが、それでもいざ出兵と云ふ間際まで、薩では異論が百出した程であつた。されば今更ら藝藩のみを責むるは、當時の事情に迂濶なるの譏を免れないであらう。

【一七】 長藩の兵士東上す

出兵準備

長藩の士氣は尤も旺盛であつた。彼等は弦上に挿まれた矢の如く、只だ其の放發の機を待つてゐた。而して今や其機は到來した。十一月廿三日には、楫取素彦、國貞直人をして、徳山、岩國兩軍の參謀を兼ねしめ、寺内暢三、桂太郎、木梨精一郎に命じ、上阪員と共に東上し、上國の動靜報道の任に當らしめた。二十四日、檜良助をして、内用の爲めに、寺内暢三に付し上阪せしめ、又た干城中隊をして、二百人を精選し、出兵の命あらば、直ちに之に應ずるの準備をなさしめた。而して薩藩よりは、二十四日を以て、約の如く兵艦を三田尻に廻送し來つたから、之を毛利平六郎の乗艦に充てしめた。

準備完了

二十五日、慶應三年十一月、長藩出兵の準備全く成り、早朝全軍、鞠府に會し、總督毛利内匠軍令を傳へ、八田烏神社を拜し、各隊皆な乗艦した。軍令狀に曰く、

條々々

軍令狀

一 諸手の者、本陣の令に不可背、惣て諸隊惣督、諸兵司令は、本陣の約束を守り、兵卒は其長の差圖を請て進退すべし。背令のものは可爲不忠事。付、惣督司令、時々本陣に至り、存分旨趣無腹藏可申談事。

一七 長藩の兵士東上す

- 一 他國に入る時は、借地の由可申達候、不敵對ものには、信義不可失候事。
- 一 猥に百姓を遣ひ、農業を不可妨、農家の物を押借、掠取、私に分捕致候儀、堅禁止の事。

- 一 諸手互に救應せしめ、一手の功を不可貪、兼て申合する旨、臨事違約不可有候事。

- 一 拔掛は一軍の紀律を亂る基也、縱令雖有功名、背軍令の罪不可遁事。
- 一 司令の命を不用、猥に彈藥を費すを禁す、敵間を計らず發砲し、或は敵間近と雖ども、令亂放ものは、不覺の沙汰たるべき事。
- 一 喧嘩口論、忽て非禮非義の振舞有間敷事。

右の條々堅可相守者也。

諸隊乗船

斯くて總督毛利内匠及び其の屬員等は、鞠府艦に搭じ、整武、振武兩隊は、癸亥艦に、銳武隊は、丙辰艦に、總督付屬の一部は、丙寅艦に、第二奇兵隊は、乙丑艦に、銳武隊は、滿珠艦に、奇兵、遊擊、鷹懸の三隊は、庚申艦に乘じ、砲七發して、齊しく港を出で、癸亥、丙辰二艦は、鞠府艦之を曳き、庚申艦は、滿珠艦、乙丑艦は、丙寅艦之を曳き、一畫三星

藝州御手洗に入る

の旗章を懸して、以て東方に進み、二十六日日没、鞠府艦先づ藝州御手洗港に入り、諸艦之に踵ぐ。時に藝艦既に港内に泊し、諸兵總督岸九郎兵衛、參謀湯川清次郎等在艦し、廣澤兵助は、藝人黒田益之允、平山寛之助、北保次郎、船越洋之助、小林柔吉、川合三十郎等と上陸して、金子某の家に待つてゐた。此に於て毛利内匠及び諸兵上陸し、藝人と會して、時宜五條を約した。

藝人と時宜協約

協定書

- 一 役員數名先發して、西宮に至り、同所警衛の大洲藩と商議し、迎船其他の事を處理する。

但藝藩の艦は、即時揚碇し、先發員は之に便乗する事。

- 一 諸艦は先づ淡路島に繫泊し、過日藝世子紀伊守の上京に隨從せし一艦を迎艦として、同所まで來航せしむる事。
- 一 西宮著船後、小船をして第一兵士、第二器械、第三諸道具を揚陸する事。
- 一 三藩協議の上、蒸氣船一隻を神戸の海邊へ殘し置く事。
- 一 船印は藝薩兩藩の旗章を混用し、二艘丈け長州の旗章を用ふる事。

一七 長藩の兵士東上す

攝州打出
に到る

是に於て國貞直人、石部祿郎、輻重役、神田源兵衛等數人と共に藝藩誘導艦に乗じ、二十七日午前二時先づ發す。藝人岸、湯川、黒田、川合、監察野崎七左衛門、輻重、取締島、本金之助等亦た同乗す。既にして長艦相尋で發し、二十八日夜に入り、約の如く淡路島に達し投錨した。二十九日早朝藝艦萬年丸に到り、直に長艦を誘て攝州打出濱に入る。當初長兵は、西宮に上陸の豫定であつたが、會々國貞直人先づ打出に上り、報じて曰く、關東の歩兵約二百人駐りて、西宮に在り、若し、我兵彼地に進まば、或は紛亂を生せん、若かず、先づ打出に上陸して、其の動靜を窺はんにはと、因つて之に従ふた。

【一八】 長藩の兵士西宮に抵る

打出上陸

打出濱を守衛したる大洲藩は、既に長藩とは好を通じてゐた。されば長兵の打出濱に著するや、輻重運搬荷舟より糧食通信に至るまで、悉く其用を辨せざるなく、幕府の嫌疑などには、一切無頓著の趣きがあつた。長兵は親王寺を本營とし、諸兵

幕府歩兵
と應接

は前街に宿せしめた。夜半薩藩黒田嘉右衛門、黒田了介、村田新八來りて、長艦を訪問し、土州容堂の上京、來月初にあるを以て、來月五日を期し、一動作ある可きを告げ、長兵は此地に駐在して、其報を待つ可き旨を告げて、京に還つた。山田市之允も亦た同伴した。

時に藝藩世子淺野紀伊守は入京し、二十九日を以て、約の如く、長兵東上の事を幕府及び朝廷に届け出でた。幕府は大に駭いたが、今更ら致方は無かつた。晦日拂曉、長兵は既に半ば上陸したが、會々幕府の歩兵、其前を過ぐるものあつた。奇兵隊及び本營守衛の兵出で、之に應接した。幕兵は今回交替し、兵庫より乘艦歸東の旨を告げ、打鼓を停めて急に去つた。長兵の陣所地勢甚だ不可なる爲め、彈藥糧食等は、之を大洲藩に托し、打出濱營庫に藏め、轉じて上ヶ原村に移り、第二奇兵隊は進みて、西宮信行寺に屯し、遊撃隊は上ヶ原の東方大原村に陣し、尼ヶ崎口、昆陽口に備へた。而して毛利内匠及び諸隊順次に上ヶ原に移り、楫取、石部の兩人留りて、親王寺に在り、陣趾を掃除せしめた。

尙ほ藝藩世子より幕府への届け書は左の通りだ。

藝藩世子
願書

先達て長州より以使者申越候書面へ、添書を以申上候通、板倉伊賀守よりの達書行違に相成候哉、毛利淡路名代等一同領内御手洗港へ著仕候付、右達之旨趣委細申聞候處、兼て必至之國情、一旦出帆、中途より引返候ては、大きに闔藩人心に關係仕候儀に付、其儘登阪、何分御沙汰相待度旨申聞候趣に付、任其意、家來附添於西宮、停泊仕候付、家來之者、昨夜著阪仕候旨、只今申越候間、此段不取敢申上候。此段可然御執奏被成下度、相願候。以上。

十一月廿九日

内情報告

而して其翌日付にて、更らに左の一書を以て内情を報じた。

此度長州家老竝末家名代、吉川監物名代共、一同上阪爲致候て、御沙汰相待候様の次第、表向御達申上候へども、參照前文、極内實は、兵庫開港の期日も最早差迫り候に付、此度幕府政權を朝廷へ復歸候に付て、外夷御取扱の儀も、何れ朝廷より可被仰出御儀に候へども、兵庫開港の儀は、先帝へ被爲對候ても、先延引可被仰出儀歟に奉恐察候、然る節外夷共孰れ朝廷へ相迫り、御應接によつて、自然暴擧の儀無しとも難申、幕府には征夷の職掌を被蒙候へども、從來外夷と和睦被

相結候上は、争でか干戈を被爲交可申や、左候は、後日萬一國體御動被爲在候ては、誠以驚愕至極の次第に御坐候。大膳父子殺親元徳未だ御沙汰の通り、實は承知不仕候ても、右様の節に相臨み、誓て傍觀仕間敷、粉骨碎身仕候て、微忠を盡し、一方御防は仕度との寸忠、則ち紀伊守に於ても難默止、此段内々歷尊聽置候事。

十一月晦日

松平紀伊守

敵本主義
口實

長藩自由
進退は藝
の力

理窟は何とでもつくものだ。前書では、上阪中止の御沙汰を承知せずして、御手洗港に來り、同港にて其旨を告示したるも、今更ら引き返す譯にも參らず、上阪して、御沙汰を待つこととなつたと云ひ、後書では兵庫開港期日切迫に付、形勢の變化を慮かり、萬一の時には、朝廷の爲めに、忠義を抽でんが爲めに東上したと云ふ。何れも口實であり、何れも敵本主義である。然も長藩をして、其の進退の自由を得せしめたるものは、一に藝藩の力による。若し萬一藝藩が、長藩と提携せざるに於ては、長藩に取りては、非常なる不自由、非常なる防害を被りたるや知る可きだ。されば第二征長以來、藝藩の努力も亦た十分認識す可き理由がある。

一八 長藩の兵士西宮に抵る

七一

【一九】 長藩の兵士西宮に駐屯す (一)

長兵それ
に駐屯

長兵東上
朝廷に届
出

十二月朔日、上ヶ原に陣したる長兵は、地形持久に便ならざるが爲めに、陣地を西宮に移し、本營を六湛寺に置き、奇兵隊は海清寺に、整武隊は正念寺に、銳武隊は西安寺に、膺懲隊は順心寺に、振武隊は親王寺に屯せしめ、積翠寺を以て、病院に充てた。而して獨り第三奇兵隊を信行寺に屯せしめ、及び遊撃隊をして、昆陽口に備へしめたことは、従前通りにした。二日薩人肥田雄太郎、北郷伴兵衛來りて、西宮の本營を訪ひ、土地の情況、幕吏の接遇等を訊ひ、軍需品の缺乏あらば、春日、平運の二艦もて之を補ふに便にせんと申し出た。當時二艦兵庫にあり、黒田嘉右衛門二人をして此意を傳へしめたのであつた。同日藝藩京都邸より、更らに楫取、國貞兩人の出せる長兵東上に關する書を、朝廷に上つた。

別紙の通、西の宮碇泊罷在候長藩の者共より、松平修理大夫様へ差出候趣、御同方様より被指越候間、不取敢、其儘差出申候。此段奉申上候。以上。

安藝少將内

熊谷兵衛

別紙

先達て從朝廷御召登之段、御達有之候其砌、末家中氣分不相勝罷在、重大の御沙汰筋等閑に打過候儀奉恐入候に付、不取敢家老計發途爲仕候段、及御達置候處、末家の内病氣少々にても快候は、一同大阪表へ可罷出との御事に付、種々保養相加候へ共、今以耽々無之、餘り遷延仕候ては、重々奉恐入候に付、淡路名代毛利平六郎、家老毛利内匠、監物名代宮庄主水、一同上阪爲致度、兼て藝州様御誘引の御約束に付、出張仕候處、御手洗にて、重て朝廷より御沙汰被爲在候迄の間、上阪被止候段、承り候へ共、今般於朝廷、大政被聞召、猶列藩之公議を被盡、御基本可被爲建旨、被仰出候趣奉傳承、皇國之大慶、不過之奉存候。

此れは是迄の事情を言ふ、委細の事は、豫て藝藩と申合せたる狂言の仕組を、其儘實行したるに過ぎなかつたのだ。

東上理由

然る處是れ迄弊藩の儀、奉蒙天譴、意外の干戈に相及候次第、毫末も奉對天朝、異

一九 長藩の兵士西宮に駐屯す(一)

心無御坐、大膳父子に於ては、恐縮に不奉堪候得共、於武門不可止の場合と相成、右及事宜申候。父子勤王の至誠不愧天地、士民一途に思込候情義難默止、屢々御取傳を以て、幕府へ及言上候へ共、微衷更に徹上不仕、必定中間雍閉、暗雲掩天日候儀と、晝夜泣血鬱塞罷在候處、豈計哉、今日の御機會と轉變、實に大旱の雲霓を望之思をなし、西宮迄到著仕、御沙汰相待候間、此上は幾重も、宿志貫徹仕候様奉至願候間、旁の趣、朝廷向宜御取計御頼致候。已上。

長藩 楫取素彦
同 國貞直人

薩州御藩

京詰御當役中様

藝州御藩

京詰御當役中様

長人の理

長州人は一動一舉、必らず自から理窟をつくるばかりでなく、それを他に示し、他をして承知せしめねば、自から禁する能はざる癖がある。されば此際に於ても、一



切の事は、薩や、藝に一任するばかりでなく、亦た自から相當の申分を、自から開陳したものだ。

朝廷批答

尙ほ朝廷では十一月廿九日藝藩より長藩兵士東上の報告に接し、朔日の夜、大に議する所あり、結局暫らく後命を大阪に於て待たしむることに決し、一日夜左の如く批答を下した。

可被仰出儀も被爲在候間、各登阪御沙汰可相待事。
然も彼等は依然西宮に駐屯して、大阪には向はなかつた。

【110】 長藩の兵士西宮に駐屯す (二)

品川西宮
滞陣勸告

長兵が西宮に屯して、動かなかつたに付ては、當時京都薩邸にありたる品川彌二郎が、十二月三日、書を西宮の陣營に致し、縦令朝命にもせよ、數々陣營を轉ずれば、人心に影響する所あるを以て、暫くそれを見合す可しとの意味もて、朝廷へは此方から理り置くから、當分動く莫れと勸告したからであつた。

前略は別紙の通參照 一九夜前御沙汰相成候に付、藝人湯川清太郎今晚より下阪、旅宿其外談合致すとの由申來候に付、當藩(薩藩)申合、湯川下阪差留、當地に於て朝廷へ御届取計ひ等仕候様申合候間、左様御承知可被下候。朝廷への御届は、夜前差出候書面の趣も有之、又候轉陣等仕候ては、大に人心に關係も致候間、西の宮に於て、御沙汰相待候間、宜敷御執奏御頼みと申處にて、來る六日七日の頃に、兩藩(薩藩)より差出す都合に仕置候間、其御合にて御出被下候様奉願候、只様遷延御苦慮の段奉恐察候、巨細今朝山田君(市之丞)御歸陣に付、御聞及も可有之と、略し申候。 極月三日

此れにて見れば、長兵の大阪移轉は、武力解決派に取りては、不利である。寧ろ豫定通り、西宮に滞在して、入京の期を待つを得策としたことが判知る。移轉すれば人心に影響する云々は、朝廷に向つての申譯けにして、要するに一片の辭柄に過ぎないのだ。

朝廷内の
歸國發令
論

猶々昨夜三日の夜の朝議、尹宮(朝彦親王)、攝關(三條齊整)の處にては、是非歸國の命令を出す論にて、餘程烈しく候處、漸く議奏邊の處にて、登阪御沙汰可相待との

山田の京
情報

處に決し候よし、尹宮、攝關の所へは、會津より餘程迫り候よし、會(會津)の周旋至れり、盡せり、感心の至に不堪、御一笑。此れは在京薩邸の品川から報じたる情報だ、恐らくは事實であつたらう。兎も角も會津は、追々と形勢が切迫するにつけて、氣が氣でなかつたであらう。

尙ほ十二月四日夕には、前きに入京したる山田市之允は、黒田了介、村田新八を伴ひ、京都より西宮の本營に歸り報じて曰く、土藩(容堂公)七八日の頃には入京せらる。若し其期に遅れば、朝廷は公の入京を俟たず、直ちに大改革の號令を換發せられ、長州處分を決せらる可し。是れ實に薩長盟約の實を行ひ、一擲大事を決す可き機會である。此れより先き薩藩では、五日を期して、京情を長兵に通ずる約を做したが、容堂公の入京遷延の爲め、餘儀なく七八日となつたから、黒田、村田をして、その旨を通せしむ可く派遣したのだ。

十二月四日長藩は寺内暢三、後藤深造を尼ヶ崎に使し、上阪の趣旨を告げた。尼ヶ崎藩は其旨を諒とし、答使を遣はし、若し軍需品の缺乏あらば、それを補はんと申し出た。

尼ヶ崎藩
に上阪趣
旨を通知

五日西宮駐在の楫取素彦、國貞直人は、山口政廳に當て一書を作り、京攝の近狀を報じ、岩國人古志文藏をして、之を携へ尾道に抵り、杉孫七郎に交付し、之を山口に轉致せしめた。

薩藩土佐
謀引入の策

此の如く薩藩が大事を擧ぐるに就て、遷延したる所以は、是非共土佐を其の仲間に引き入れんとする策謀であつたからであらう。一方から見れば、土藩は平和解決派の魁であり、薩藩は武力解決派の魁である。自然の成行に一任すれば、正面衝突は免かれ難き數であつたに拘らず、尙ほ此の如く薩藩が土藩の爲めに辛抱したる所以の其一は、後藤象二郎杯が薩藩に向つて、容堂公の入京まで待ち呉れよとの依頼にもよつたであらうが、然も薩藩は當初から土藩に向つて、其の協戮を——少くとも途中までは——期待してゐた爲めであらう。

【二】 楫取、國貞の書簡

今ま西宮に駐屯する長藩軍中より、十二月五日付にて、楫取素彦、國貞直人の山口

本陣西宮
に移轉

政廳に與へたる(參照 二〇)書簡を掲げんに、

山田の京
報

梅枝軍(長藩兵士を云ふ)一桶、去る期日(慶應三年十二月)打出村より西の宮驛裏手六湛寺へ本陣を移し、外七八ヶ寺諸隊配り付、整肅京報を相待居申候。最前薩邸知達通にては、今日迄に何分の京報可有之筈に候へども、土州老侯(山内容堂)今に御登京無之に付、太政官臺御取建の御布告埒明兼、昨日薩邸橋八(橋本八郎)即ち品川彌二郎より別紙の通り、又々延期の段申越候(參照 二〇)。尤山田市之允昨宵彼邸(在京都薩邸)より歸陣、巨細の事情報知の趣にては、彌土老公も、七日八日比には御入京に可相成、萬一右期限までに御入京無之節は、老公御登りに不相拘、官臺復故(所謂大號令換登)の御沙汰被相發、御國處分長訪問題解決も、一同被相布可申。此期に當り幕府反省の虛實も判然相顯はれ候儀に付、右の機會に兼て示合候通、一舉に到り可申、右を待吳候様、彼邸より鄭重傳言有之、事機の陽發、三四日の内には可有之、一統奮發相待申候。

以上は山田市之允の京都からの報告を齎らし來りたるもの、機既に眼前に迫りつつある。

尾道口一
手停止

當手の遷延、定て御疑惑にも涉り可申候へ共、前途の梗塞御察可被下候。尾道口一手も、嗚々御待遠可有御坐候へ共、當手一發の御報知仕候迄は、福邸へも御手を不被下候様仕度候。

山陰口亦
進撃差控
の要

尾道口に駐在する堅田軍も、此方の報知を待つて、而して後福山城攻撃を開始す可しとのこと、福山は幕府譜第阿部氏の封地だ。

山陰も御同様
に有之度、重々御一手より、山陰口の出張へも、御傳達被置度候。

當時山陰方面からも、長藩では進軍の計企あつたから、姑らく其の進撃を見合す可く申送つたのだ。要するに何れも事を擧ぐるに際しては、前後なく、同一時機に於て做す可しとのことである。

西宮見合
の理由

別紙御附紙の旨にては、早急大阪へ諸隊操込可申の處、別紙橋八より申越の趣〔參照二〇〕も有之、行形り西の宮にて見合居申候。其内には入京御沙汰有之か、又は一發の警報にて、京都へ駈込か、兩道の内に落著可仕、平公も右模様因り、早速御上り被成候様仕度候。

平公とあるは、毛利平六郎のこと、即ち徳山藩世子である。

何も今一應御報知仕候迄は、平公御進退を始、福印〔福山城〕への御取懸り御見合可被下候。委細は岩國古志文藏と申人差下候。御聞取可被下候。此狀御一覽後、山口表へ直様御送り可被下候。爲其早々謹言。

臘月五日

梅枝軍兩員

侍 御 史

政 局 諸 彦

尙々兵庫港幕艦嚴密相備、山崎關門へは藤堂より千人位も急に差出申候。砲門迄も切り明け、用意は何時も宜敷様豫備仕置候。遷延は仕候得共、多分無事にては結局に到り申間敷候。陸軍の諸隊へ送りし銃を蓄居候様、御申聞せ可被下候。以上。

一會戰覺悟

要するに在、西宮の長藩兵士は、士氣旺盛、只だ其機の到るを翹首して待つてゐた。所謂「其内には入京御沙汰有之か、又は一發の警報にて、京都へ駈込か、兩道の内に落著可仕」とは、彼等の意氣込であつたが、然も彼等の見込は「多分無事にては結局に到り申間敷候」とある通り、一度は幕兵、會桑を相手に、硝烟彈雨の間に相見る

ものと覺悟してゐたことが、前文によりて判知る。

第五章 長藩の意氣込

【三】 時局に對する木戸の書簡 (一)

長藩意氣
旺盛

話頭前に回る。長藩は幕府との葛藤以來、其の情勢よりして、時變を請來せんとの意氣込は、寧ろ他に比して旺盛であつた。乃ち長藩人士の中にて、比較的持重家とも云ふ可き木戸孝允の如きも、其の熱心の程度は、到底想像の及ばぬものがあつた。乃ち彼が十一月廿二日付、山口より在京の品川彌二郎宛の一書の如きは、能く其の事情を曲盡してゐる。

亂筆御免、御熟讀後、御投火可然奉存候。

藝藩の手
緩さ

頓に御著京、引續き不_二形御盡力と想察仕候。爰元も其後無相變、且々芝居之手筈而已に、乍不及骨折申候。于時過る十八日夜御堀(辨助)ども、藝より歸り、直に様子承り候處、誠に大緩み之體にて、諸事不都合不_少切迫に相論じ、漸先き之手筈相詰め、早々罷歸候處、其後津和野藩之人、藝要路に面會之處、此度幕より達有之。

長上阪先見合居候と申事に付、決而上阪は有之間敷、只今上阪候ても、名義が不立と歎、何と歎、迂論申立候由。

此れは藝藩の態度が甚だ手緩く、生温く、齒痒きを云ふ。

藝使達面持來

右達面も、御堀罷越居候ときは、更に噂も不致、御堀歸り候哉否、直様使節を以、右之達面申來り候次第、甚以驚入候事に御座候。依て弟(末戸)と兵(廣澤兵助)と早速使節面會いたし、何故至今日、右之達面藝におゐて御受け込に相成候哉。我策を彼に與ゆべき之處、却て彼の策を我に與へ候御手傳、いかにも落著に不及儀と、嚴敷申論し候得共、今更いたし方も無之候に付、右之達面と喰ひ違ひ、最早上阪之面々出帆いたし候と申都合にて、廿八九日頃に、暮へ爲、相答候次第にして歸し申候。

此れは既記の通り、其の都合に實行せられた(參照 一七一―一九)。

諸事覺束なし

右之外かゝる容體に付、諸事甚以無覺束、被相考申候間、廣兵(廣澤兵助)昨日より罷越候様に相決し候、手筈相立、相發し候までは、見合居候都合に御座候。藝國之大に搖ぎ候も、辻、植田とも歸國後之事と被相察、上國表面之有様にて、只々めで

薩に對しての不平

度し／＼と申様子にて相察、いかにも浩嘆至極に存申候。

此れは藝藩の優柔、緩慢を慷慨したる文句。

右之次第に付、於御地も詰度、其御手筈にて御鞭策無之では、肝要之大機を誤り候は、必然と懸念至極に御座候。此度之御上京も兼て申承り候邊とは、餘程遷延、旁不平之次第に候。吳々も御拔目なく御迫り立、申も疎に御座候。

此れは薩に對しての不平だ。

大機を失すべし

今日の體たらくにては、大機を失し候事は、眼前之様被思、如何にも不安心の至に御座候。

之を見ても如何に木戸等が焦躁に焦躁しつゝ、あつたかゞ判知る。

實以皇國之御大事に相係り申候間、誓而御油斷無之様、奉祈念候。此段大略任幸、便得御意置候。

長人拍車の役目

薩人としては、成る可く其の仕事の破綻の無き様、一から十まで、其の準備を整へ、全きを以て、其の大局を制せんとの計畫であり、長人としては、虎穴に入らずんば、虎兒を得ずとの決心もて、此の大機を捉へて、其の一擲乾坤の快舉を試みんとし、

薩長兩藩銘々の境遇、各々の立場の相違によりて、自から異同あるを免れず。特に木戸其人の如きは、慶應二年正月廿日京都に於て、小松帶刀、西郷吉之助等と、薩長同盟の約を結びし以來、在昔今日に到り、如何にも齒痒き憾が多かつたものと察せらるゝ。されば長は毎度拍車の役目を努め、薩は動もすればブレーキの用を爲し、互ひに緩急相補ふて、遂ひに維新回天の至功を收むるに到つたのだ。

【三】 時局に對する木戸の書簡 (二)

玉を抱へ奉る要

○至其期に先じて、甘く玉を我方へ奉抱候御儀、千載之一大事にて、自然萬々一も、彼手に被奪候ては、たとへいか様之覺悟仕候とも、現場之處、四方志士壯士之心も亂れ、芝居大崩れと相成、三藩長、斷絶之亡滅は不及、申終に皇國は德賊之有と相成、再不可復之形勢に立至り候儀は、鏡に照すよりも明了に御坐候間、此處は詰度、乍此上岩西大(岩下佐次右衛門、西郷吉之助、大久保一藏)先生達ちへも御論じ、一步一厘御拔り無之様御盡誠、尤肝要第一之御事に御座候。

主上御坐處の大局的關係

當時京都に於ては、物情恟々、人心定らず、而して朝廷の真相も、勤皇諸藩には、頗る明瞭を缺き、その爲めに多大の掛念を要したることは、薩長兩藩が、彌よ戦争に際して、主上の御安泰を、專一の問題としたことにて判知る。而して木戸は此の一事に就ては、殆んど神經的とも云ふ可き程に心配した。而して彼等は主上の御坐處如何を以て、其の勝敗の徹底的解決と認めてゐた。德賊とあるは、固より德川氏の事だ。即ち若し萬一德川氏が、恐れ多くも主上を擁し奉るが如きこととならば、萬事休矣と云ふ意味だ。

眞の大眼目

諸子よりも西翁(西郷吉之助)などへも得と相論じ置、世君(毛利元德)よりも、西翁へ御直々に被仰聞、何分にも此儀眞之大眼目に付返す、も御丹誠、御盡力、千禱萬祈之至に御座候。ちら／＼と風説書上など一見候處にても、彼(德川方)も餘程こゝへは、惣に心を用ひ、氣を著け居候趣相顯れ、懸念に堪へ不申候。暫て御拔り無之様、蒼生舉て奉祈候。

如何にも丁寧懇切である。木戸は幕府方にても、足利尊氏の故智に超乗して、主上を奪ひ奉らんとするの模様がある様だから、別してそれに氣をつけ、手ぬかりが

備地へ御
動坐の策

無き様にとのことであつた。

一旦奉抱候上にて、其御地近邊にて、御守護御六ツク敷ときは、是非〱三藩之力を以、備と足も手も、束ね合せ、備地へ一應御とゞめ仕、備をして大義滅親之大節を爲立、四方之方向を相立候儀、尤可然と奉存候。

備とは備前を云ふ。備前藩主池田茂政は、徳川齊昭の九男にて、徳川慶喜の弟であるから、大義親を滅すとは云ふのだ。

急速片付
けの要

備より此大節を相立、四方へ相示し候ときは、速に御大旨趣御貫徹にも至り可申、此大事に付、一應勝を占め候とも、餘り長引終に世間大に疑惑を生じ、紛亂を醸し候ては、其決局必然外夷之術中に陥り候儀は、眼前之事に御座候間、迅速に成丈け片付不申ては、不相濟、此間至當之所致、皇國御興敗之尤大關係と奉存候。何分にも細密に諸先生へ被相談、御盡誠此時に御座候。

此れは曠日彌久にては、天下の疑惑を生じ、國內の紛争を擴大し、遂ひに外人の術中に陥ることゝなるから、一氣呵成にやりつけねばならぬとの意味だ。

先は爲其態と得御意申上度、一書差出し候。其中別て御自愛肝要に御座候。世良

(修憲其外諸氏へも可然御致意可被下奉願、勿々頓首。

十一月廿二日夜半

毛ほども
油斷の不
可

尙々藝之處は、十分御拔り無之御手を被盡度、毛ほども油斷は相成不申候。態々御注意肝要に御座候。第一、第二之事件返す〱御盡誠、千禱萬祈、千載之大成敗は、只々此處に有之申候。不。

竿

鈴

春 狂 盟 兄

密 呈 至 急

第一、第二の事件とは、第一は主上を敵に奪ひ奉らしめざる様、萬一餘儀なき場合には、長、薩、藝三藩の力を以て、備前へ御遷幸を願ひ奉り、備前にて姑らく御駐紮あらせられ、天下の望を繋ぐ可しとのことであらう。

思慮周密

要するに木戸は、實に思慮周密、一重にも、二重にも、先の先迄研究もし、考慮もし、從つて掛念、心配もしたものだ。

【二四】薩土の交渉

大號令
發の進行

長藩の兵士は、既に西宮まで繰り込んだ。此上は只だ土佐だ。容堂の上京だ。大久保は既に中山忠能の因循論を説破して、大號令發の意見に同意せしめた。彼は其旨を在京の品川彌二郎、山田市之允に告げた。山田はその報を齎らして、西宮の長兵本營に致したることは、既記の通りだ（參照 二〇二二）。大久保日記に曰く、

大久保等
後藤訪問

二日（慶應三年十二月）今朝正三卿（正親町三條實愛）に參殿、云々相談す。○北岡公（岩倉具親）に參候處、中御門（經之）御出、云々申上る。一時より西郷同道、後藤に參、示談之上、大に雷同。依て八日之期日相立、則北岡公に言上、亦々後藤に參り、其由を告ぐ。後藤云々、夜八字歸る。

とある。今ま此の日記の掲ぐる所を以て、寺村左膳手記と對照すれば、自からその事情が判明する。

一 過日象二郎著京以來、永井侯（若年寄玄蕃頭尙志）薩州、藝州等に頻に出會有之、

大久保
明の箇條

格別の事も無之處、或日西郷、大久保兩人象二郎方へ參り、第一に老公容堂之御遲著を責、扱申述候は、今日は極密を以、御内談申候。此度大御變革の儀に付、唯今の二條攝政、尹宮等御政務にては、所詮大條理相行はれ申間敷に付、此度正親町三條公、中山卿、岩倉卿、中御門卿の四公卿方、大御憤發御盡力に相成候。來る五日に御發顯の筈に付、順序大略申述るとの事、ヶ條は左の如し。

- 一 二條攝政、賀陽宮並に傳奏議奏を廢す。
 - 一 征夷大將軍は兼て大樹公より御拜辭之處、勅許に相成。
 - 一 會津守護職、桑名等も退職、蛤御門御固め御免。
 - 一 幕府の探地を御滅石にて、議事院之給とす。
 - 一 有栖川親王御大政御惣宰とす。
 - 一 議定と云職を置く、門地を不撰、拔擢す。是下院也。
 - 一 土州、薩州、藝州、尾州、越前等を以、諸御門御警衛とし、其の日に成、異論を起す者を討す。
- 象二郎相驚き、大義の處に於ては、御同意に候得共、左程に事迫に御發に成候て

後藤差延
申出

は、甚以不安次第、第一寡君(容堂)近々上京の筈に付、何卒今暫時右等の御決議御差延に相成、寡君の御議論をも爲御盡被下度段、段々日延の儀申述置、類に奔走致候て、四卿へも出、歎願致候處、漸々四五日の日延に相成候て、老公を待合せ無之との事。

但此義に付ては、極密事にて、吾藩(土佐)四五人の外、知者なしと雖ども、議論紛々蕭牆之中に在り。

故に日々御著京を相待計之事。

とある。此れは尤も事實を得たるもの、乃ち土佐側からの觀察として、尙ほ大久保日記に曰く。

大久保後
藤會談後
正三訪問

一 三日今朝北岡公に參殿、後藤に就御逢云々御談申上候處、則正三(正親町三條實愛)に今朝中山(忠熊)中卿(中御門經之)御參集之賦候付、早々差越候様御沙汰にて、則三卿に參殿候得共、兩卿御引取後、正三卿御逢相成、云々申上る。

藝櫻井與四郎、西之宮云々に付入來、新納(嘉藤次)内田(仲之助)入來、今晚稅所(長藏)上京。

とある。之を嵯峨(正親町三條實愛)手記に對照すれば、

十二月一日

大久保中
山意見一
致

一 固(中山忠熊)談。

一 大く(大久保)固面、何分如組立願旨、固承知、盡力のこと。
とある。此れにて大久保の意見に中山が賛成したる旨を、中山が正親町三條に語りたる事が判知る。

大久保類
に奔走

二日 大く(大久保)來談。

三日 一 山中(中山、中御門)兩人來談。

一 容堂著之上、九日比のこと。

一 後藤全同意、主人上京願のこと。

一 大久保來談。

一 昨日西郷と兩人、後藤談、後藤感激、同意のこと。

一 同上に付主人促のこと。

二四 薩土の交渉

一 期日八日と決定。依時宜又々曳縮のこと。
 一 山(中山)予(正親町三條)或中(中御門)等三人、後藤談のこと。
 一 山(中山)予は是非面のこと。(下略)

とある。如何に大久保が此間に於て、一方には土佐を控へ、他方には改革派の諸卿を控へ、其間に周旋盡力しつゝ、あつたかゞ判知る。

第六章 朝廷の長防處分問題評議

【二五】 朝廷、幕府及び長防處分 (一)

長州家老
上阪に付
慶喜届出

長藩の出兵は、異常の衝動を朝廷及び幕府と其の與黨とに與へた。大政返上以後、徳川慶喜は、十月廿四日、左の一書を、攝政二條齊敬に上つた。

長防之儀、寛大之御處置可取計旨、當五月被仰出候に付、家老並末家吉川監物上阪候様、松平安藝守を以申達候處、末家監物には不快に付、家老壹人上阪可致段、届出候間、少にても快候はゞ、家老一同上阪可仕旨、猶又相達置候處、右は重大之事件に付、改て衆諸侯と公議之上、從朝廷御沙汰被爲、在候儀と奉存候。此段奉申上候。

十月廿四日

朝廷批答 此の如く幕府にては、長州處分を白紙となし、改めて衆議により、朝廷の御處分を仰ぐことを申出た。而して十一月九日には、朝廷より左の如く批答あらせられた。

二五 朝廷幕府及び長防處分(一)

家老以下上阪之事、從幕府沙汰有之候處、尙從朝廷御沙汰有之候迄、上阪可見合旨、可被相達候事。

朝旨を毛利氏に傳

長藩聲言

と此の如く前議は取消となり、當分上阪見合となつた。而して慶喜は十日藝藩主淺野茂長をして、朝旨を毛利敬親に達せしめ、十九日藝藩よりは吉田兼次郎、永田權助を長藩に遣はし、之を傳へしめた。然も薩長出兵の約束は既に成立し、今更ら變更す可くもなく、長藩では強て藝藩を督勵し、朝旨を聞かざる以前に出發したりと聲言し、御手洗港に到り、此處にて承りたるも、今更ら引返すは士氣を沮喪すると稱して、遂ひに西宮に到り、而して西宮に於て、藝藩世子淺野茂勳(淺野長勳)によりて、其旨を上奏し、且つ長藩楫取素彦、國貞直人の名によりて、薩藝二藩に托して、其の衷情を披瀝し、而して更らに藝藩世子淺野茂勳によりて、其の眞意は、兵庫開港時期切迫に付、萬一の變を慮かり、朝廷緩急の御用に立つ可く出兵したる旨をも、二條攝政に内報せしめたる次第は、既記の通りだ。(參照 一四一—一九)

會桑憤慨

長兵退去發令を迫る正三等の阻止策

登阪許容

慶喜の容保諒告

を以て、彼等に退去を命せんことを以てした。然も議奏正親町三條實愛は、岩倉具視、中山忠能、中御門經之と相議し、會桑二藩主の強請を阻止せんとして謀る所あり、遂ひに實愛、經之兩人更らに二條攝政に謁して説く所あり、而して徳川慶喜亦た戸田大和守に命じて、其事を奏せしめたれば、二條攝政も亦た悟る所あり、十一月廿九日淺野茂勳の奏狀に、十二月二日の夜、左の批答を與へた。

可被仰出儀、茂被爲在候間、各登阪御沙汰可相待事。
と、然も長兵は依然西宮に止まりて、大阪には入らなかつた次第は、既記の通りだ。

十二月五日には、徳川慶喜は松平容保に、左の一書を授け、濫りに長防問題に容喙する莫らしめた。

長防御所置之儀に付而者、妄に堂上へ立入、周旋ケ間敷事有之候而者、此後御處置之品、從朝廷出候共、御眞意に無之候様相當り、恐入候儀に付、朝廷之聖斷を可奉仰事。

而して併せて容保をして、此意を紀州、桑名、津、其他譜代の諸藩へ傳へしめた。尙ほ

藤堂氏の
伺書

十二月四日山崎關門の守衛、藤堂和泉守家臣深井半左衛門は、幕府へ左の伺書を呈した。

防長御處置、兼て寛大の御沙汰は被爲在候へ共、長人入京の義は、勅許にも相成居不申、山崎關門筋罷登候はゞ、無論戰爭の覺悟に相心得可然哉。此段奉伺候事と。而して幕府は長人若し入京せんとせば、朝命を請う可き旨を諭して之を遏め、強ひて通らんとするに至らば、之を討伐す可き旨を内示した。尙ほ徳川慶喜が、松平容保に與へたる長防問題に關する諭書は、松平春嶽が、會桑二藩が二條攝政、賀陽宮などに立ち廻りて、強運動を逞うしたる旨を告げたるによりて、然かしたるものと云ふ。

【二六】 朝廷、幕府及び長防處分 (二)

中根梅澤
問に眞相實

長藩の出兵に付ては、第三者にも異常の衝動を與へたに相違ない。乃ち越前の要人中根雪江が、此事に付幕府目付梅澤孫太郎との問答の如きは、能く其の消息を

漏らしてゐる。

慶應三年丁卯十二月朔日、此頃長州多勢上阪、遂に入京も可致趣風聞有之、朝野之人心不穩に付、今朝被命、雪江(中根梅澤殿目付孫太郎)を訪ひ、長人上阪之虛實承調候處。

此れは松平春嶽の命を承け、其の親臣中根が梅澤を訪ひ、長人東上に付、質問したのだ。以下は梅澤の語る所だ。

梅澤答辯

大分之人數、攝州西宮邊迄罷越候由、右は御指留之朝命と行違ひに相成り、上り來る由なり。藝より奏聞も有之、猶歸國之上諸侯會議之評決を待候様降命之處、國情無據、譯合有之に付、其儘滯阪之義を願出たる趣、藝より再達有之。

此れは事實に就て語る。

長藝の不
義

元來長州は、近來自ら正義之國と誇稱致しながら、如此の朝命を拒み、國情申立候義、第一之不義なり。藝は左様之不義を隣國之好みに説得は不致、其の願書取次たるも亦不屈なり。諭告の上にも歸らず、願書指出候とも不受取候へば、事濟むべきを、不義之取次は相聞えず、其儀及詰問度、辻將曹呼出候得共、不快之由に

て、いまだ出不申との事故。

以上は長の不義を責め、併せて其の不義の幫助者たる藝を責む。幕人の立場としては、尤の論だ。此に於て中根は、

上京抑留
問題

押て上京せば、是非とも抑留せんと風の説は、實事に候やと問ふに、

以下は此の間に對して梅澤の語るところ。

抑留勿論

畢竟夫は朝廷之御取計ひに有事なり。急度歸國候様被命而可相濟事なるを、御捨置被成候は、如何成不法を働き候半も難計。素々謀反之國なる事は、先年堺町之一亂將に發せんとする際、於伏見表、福原越後之反狀を推究し、嚴敷及詰問陰謀無相違趣を吐かせたる事あり。此度も其節の轍跡なれば、不法は元より的事なり。押登るに當て、過路關門守衛に手向など致候は、指留るは勿論にて、時宜により騒動にも可相成と被申に付。

此れは梅澤自身が、元治甲子禁門の役に於ける實驗に付て、語りたるもの。以下は更らに中根の問ふところだ。

總而朝廷
思召次第

夫は守衛之向なれば不及是非候へ共、自然會(會津)等出懸候勢には相成間敷歟

と申候へば、長人洛中に入れ不申様兼而命令も有之候へば、會連も相手になり申問敷とも難計。元來押登るといふが、長之不義候へば、法之通りに取扱ふが、公正之道にて、更に指支無之、勿論幕府に而は、進退共に聊關係無之、傍觀する迄、總而朝廷之思召次第なりとの事に付。

思ひきや、一個月の後には、攻守其勢を殊にし、幕兵が押て上京し、長兵がそれを指留むるの位置に變せんとは、

幕に而も彼是御指綺ひ之事に候は、一言可獻と存候得共、朝廷へ御任せと拜承候而は、安心之至にて、別に可申條無之と答へたり。

春嶽二條
登城

此れは中根の梅澤に告げたるもの。尙ほ松平春嶽は、三日召命に應じて、二條城に上り、彼是評議に預つた。

一 四時御供揃にて御登城之處、長人一件之御評議種々之内、先づ諸侯會集迄、大阪に罷在候様、朝命に相成可然とは被決候得共、右を朝へ被仰上方之御意味、色々御斟酌有之、眞に御心付之様子無之ては、矢張幕意に歸する故、板倉殿(伊賀)守考按にて、戸田大和守殿より、正三卿(正親町三條實愛)へ入説之御手續に相成由。

在京薩人
運動の便

とあれば、朝議の出處も、自から此れにて分明する。然も朝議それ自身も、恐らくは此の如くであつて、云はゞ暗合であつたかも知れない(參照 二五)。此の如く長州處分問題は、今や焦眉の急となり、その爲めに却て在京中の薩人の運動には、何人も多くの注意を拂ふものなく、大久保、岩倉等に取りては、此れが偶然の僥倖となつて来たことは、宛も彼の神符下降の爲め、京都を中心として、近畿附近の民衆が狂するが如く、騒ぎ廻りたる爲めに、其の秘密往來を便にしたると同一であつたと察せらるゝ、要するに長州は其の出兵によりて、意外の副産物を、其の與黨に提供したと云ふ可きであらう。

【二七】 生温るき朝廷の態度 (一)

朝廷皆碌
健派

當時の朝廷には、殆んど人無しと云ふ可き姿であつた。而して先づ攝政二條齊敬と、國事掛の賀陽宮久通宮朝彥親王の聯立内閣とでも云ふ可き情態であつた。而して二條攝政は、本來の公武合體者にして、賀陽宮の如きは、其の上半は、激烈なる幕

府排斥派であつたが、幽閉より再起せられたる文久以來は、其の態度全く一變して、尤も熱心なる公武合體者となり、殊に徳川慶喜とは、概して良好の間柄であつた。されば此の兩者に取りては、幕府の大政返上は、單だに當惑と云ふばかりでなく、正直のところ、寧ろ不得心の趣きがあつた。而して其他前關白近衛忠熙、左大臣近衛忠房、右大臣一條實良、大納言九條道孝の如き、何れも公武合體と云はずんば、穩健派にして、概して二條攝政と、其の步趨を一にするの傾向があつた。但だ正親町三條實愛、中山忠能、中御門經之の如き、岩倉具視と互ひに相ひ結托し、潜行的運動を逞うしつゝ、あつたが、然も其の鋒鏑を現はし來りたるは、才かに慶應三年秋冬の比よりして、あつた。

二條攝政
と賀陽宮
の態度

元來二條攝政は、徳川慶喜の大政返上に際して、其の許可に遲疑し、漸く小松、後藤等の遊説によりて、之を聽納せる程なれば、固より新政扶植の大任を彼に期待す可くもなく、彼も亦た決して自から之を其の任務とは做さなかつた。而して賀陽宮に至りては、寧ろ更らに政權を幕府に返還せざるまでも、全く幕府を政權より絶縁するを不可とするの一人であつた。乃ち現状維持派と云はざるまでも、それ

に庶き傾向の一人であつた。

賀陽宮御見込

廿四日(慶應三年十一月)仙臺藩公用人某、急用歸國せんとしけるが、行て賀陽宮に謁せしに、宮の曰く、王政の事たる三四藩の建言に出で、從て大樹亦之を奏せしより、勅許あるに至れり。此上公明正大の處置を云はゞ、攝家、清華宮、門跡の如きも、今日の形勢を存すること能はざるべし。果して然らば、各自の身上に係れるを以て、復古の議を厭ふ者半數以上と成るべく、又太政官八省等の如きも、先大凡を調査し、評議に付せらるべし。其の結局今日の政務の如くならずとも、徳川氏を總括するに非ざれば、治平を見ること難かるべしと、攝家邊には内察あり。薩土、藝の如きも、兵端を開かば、即ち朝敵たるべきを以て、暴舉を爲さざるべしと。(七年史)

攝家邊多くは現状維持派

恐らくは此れは賀陽宮の本音を吐露せられたるものであらう。攝家邊とあるは、近衛二條、一條、九條等の諸家を斥すものであらう。或は鷹司家の如きも、其内に數ふ可きやも知る可からず。公家中にても、攝籙の高き門閥では、現状維持を利益とし、安全としたる者あつたことは間違あるまい。

依然幕府の鼻息を覗ふ

斯る傾向の人々に向つて、大改革の出來得可き様もなく、又た自から出來せしめんとすることも無く、されば大政返上の後の如きも、舊に仍りて幕府の鼻息を覗ひ、而して後其の政務を決するに過ぎなかつた。而して所謂大政改革に就ての諮問案なるものも、極めて生溫きものにして、十一月十七日付にて、

大樹並各藩へ

朝廷諮問案

政權之儀、武家へ御委任以來數百年、於朝廷廢絶之舊典、即今難被爲行屆儀者、十日之所視に候、乍去被聞食候上は、神祇官を始、太政官夫々舊儀御再興之思召に候間、何れは八省、其外寮司之内へ、諸藩を被爲召加、年々交代可有勤仕細目之儀者、追々可被仰出、朝廷御基本に被爲在候間、右に基き、見込言上可有之思召候事。

- 一 何れ往古郡縣之通には難相成に付、封建之儘、名分明に相立候様被遊度候。
- 一 御政務筋、往古之通に者、逆も難相運被思召候得共、總而新法而已之御政務に相成候而者、甚不宜候間、可成儀者、舊儀に基き候様、被思食候事。

十一月十七日

此れは維新回天の皇謨などは、千里の外にありと云はねばならぬ。然も此れが當

時の朝廷に於ては、精一杯の憤發と見る可きものであつたと信せられた。

【二八】 生温るき朝廷の態度 (二)

慶喜慶勝
慶永への
下問書

尙ほ十一月十七日前記参照ニセ大樹並に各藩への下問書に先ち、同十五日には、徳川慶喜、徳川慶勝、松平慶永に、左の如き下問書が頒たれた。

方今字内の形勢を考察し、建白の旨趣、殊に外國交際日に盛んなるにより、愈朝權一途に於、不出は、綱紀難立、舊習を改め、政權を朝廷に奉歸の趣、時勢難默、止旨を以て言上有之、則被聞食候。然る上は、自王制一途の綱紀可相立時勢に候。然るに王政復古の儀に至候ては、諸事班々曖昧の儀にては、綱紀も難相立、假令ば當今諸藩封建の義、杯、逆も往古郡縣の儀にも難相成哉にも被思召候。左候得ば、朝廷の綱紀何邊一途に奉置候見込に有之候哉。過日言上の大意は、被聞食候得共、(尾張、越前への下問書には、過日以下の十四字を削り、本文の首に徳川内大臣の五字を加ふ。右封郡の事に、不限、諸事見込の處、被尋下候間、朝權一途の見込可有言上候事。)

朝廷憤々
焉

と。凡そ自己に成案無くして、他に諮問するほど愚なるものは無し。原案無き評定は、到底落著す可き點は見出され難きものだ。是等の下問書を見ても、當時の朝廷が憤々焉たることは、以て想ひ見る可きであつた。而して安んぞ知らむ、他方に於ては、岩倉等の大改革案は、既に推敲を経て、立派に出来上り、何時にても之を大號令として、天下に發表す可き準備が出来てゐたことを、而して朝廷の當局者達は、恐らくは夢にも其事は、氣附かなかつたであらう。

左右大臣
の變更

然も十一月晦日に至りて、左大臣近衛忠房、右大臣一條實良は、其官を罷め、國事掛だけは故の如しとし、權大納言九條道孝を左大臣兼左近衛大將、左馬寮御監と爲し、内大臣大炊御門家信を右大臣となし、隨身兵仗を賜ひ、權大納言廣幡忠禮を、内大臣兼右近衛大將、右馬寮御監と爲した。尙ほ近衛忠房は、辭職の前三日、賀陽宮に呈したる書中に、

近衛忠房
の不平

攝關一列の沈淪、口惜しき次第なり。此末は誰か三公に昇進せんも計り難し。朝威衰頹して、強き者の勝つべき世の中となりて、規則條理の立たざるは、歎すべく、此先の形勢、深く案せられぬ。定めて中山、正親町三條は、勿論、山階宮、帥宮(有栖

中山正三等の前途

川宮熾仁親王など大出頭せん。恐るべし。恐るべし。久通宮文書
されば近衛忠房などは、何は兎もあれ、其の攝家の特例特權が漸次削減せられんとする傾向に憤慨したるの狀想ひ見る可し。朝威衰頹とは、寧ろ攝籙の威と云ふが適當であらう。而して之を見れば、當時中山、正親町三條等が如何に岩倉や薩藩を背景として、朝廷の上に、其幅を利せつゝあつたかが思ひやらるゝ。されば二條攝政も亦た窃かに辭意を漏らしつゝあつたことも、必らずしも理由無しでは無かつた。

公卿居措に惑ふ

朝廷の情態上の如くであつたから、長藩出兵問題に付て、朝議が紛々決する所なく、左支右吾徒らに時間を遷延したるも、亦た餘儀なき次第であつた。則ち一方では薩藩より督勵せられ、他方から會桑より壓迫せられ、滿廷の公卿は、其の居措に惑うの窮地に立つたのは、是亦已むを得ざる情勢であつた。

長兵入京に關する二派

要するに薩藩では、一日も速かに長藩の兵士を、首尾克く入京せしめんと欲し、會桑にては、一兵一卒たりとも、決して山崎關門を通過せしめざらんと欲し、長兵の入京問題に就て、端なく兩派の暗闘を來たした。而してそれを裁決す可き朝廷は、

殆んど茫然自失の姿にて、其の最後には、近衛忠房の所謂、強き者の勝つべき世の中となりて、遂ひに大改革號令の渙發に先ち、長兵の入京に到れる顛末は、次に開陳するであらう。

【二九】 朝議と長防問題 (一)

長州問題未決遷延

朝廷にては長藩兵士を、歸國せしむる程の決心も無ければ、直ちに入京せしむる程の度胸も無い。心配は只だ彼等を如何に取り扱ふ可き乎であつた。滿廷の評議はその問題に貴重なる日時を徒費し、却て岩倉、大久保等の地雷火が、やがて爆發するさへも閑却した。而して幕府側にては、前將軍慶喜は、偏へに此事を朝廷の所措に一任し、而して會桑一味の面々は、長人を歸國せしめんと敦圉き、遂ひに何等の決著を見るに及ばずして遷延し去つた。返すくも長州問題は、實に大號令渙發の爲めには、反對者を牽掣する上に、尋常ならざる便宜を提供した。

防長寛大論

三日午時、近衛前殿下(忠照)之櫻木之亭へ被爲入たり。左府公(忠房)も御同席、廣幡

殿下尹宮
御不承知

内府公御來會なり。……長州を唯今之處にて、寛大に被處候ては如何あらんと
の御談。廣幡公は、朝廷御處置決して彼是は申間敷と御申に付、公（松平春憲は天
下之大事を議せられんと被召寄し諸大名如何可存哉。是程之大事と相成有之
儀を、朝廷計に而御決に相成候程之事候は、諸侯之會議も無用、上京にも及ば
ざりしと申事には相成申間敷かと被仰上候よし。此件も諸卿大抵御同論候得
共、殿下（三條攝政、尹宮（賀陽宮）御不承知之由、會津、桑名兩藩より御同意無之様迫
つて入説有之故之事にて、外之公卿方も迫りに來らんかと、御恐怖甚敷由、了卯
日記

此れは松平春嶽側の記事だが、春嶽の意見が、公論に幾しと云はねばならぬ。然も
朝廷側では、一方では薩藩に迫られ、衆議評定を待たず、寛典に處せんと云ひ、他方
にては會桑兩藩に迫られて、斷じてそれを許す可からすと云ふ。朝廷に一定の主
張無きばかりでなく、滿廷無人と云ふも、敢て過言でなき有様だ。

春嶽の配
慮

松平春嶽は翌四日、櫻木亭（近衛忠照邸）會同の顛末を、關老板倉伊賀守に報じ、且つ曰
く、

會藤懸念

扱又今日長州より薩藝へ差出候書付（參照一九）以所司代、攝政殿へ御差出し相
成候由、寫前殿下（近衛忠照）にて小生竊に拜見仕候。乍極密前左府公（近衛忠房）へ、
藤堂留守居より御内々申上、右書付出候に付而は、上（慶喜を斥す）御始、在京之諸
侯、朝廷へ被爲召、衆議有之様、御盡力可被成旨申上候由に御座候。且又會藤（會津
藤堂）萬一事を誤候て、長を防禦する等之一戰、會藤（會津藤堂）より相始候ては不
相濟と、甚御懸念候由に御座候。不取留風聞之事候得共、今日承込候儘、有體及陳
啓候。

と申遣してゐる。春嶽等の心配は、再び元治甲子の變を、京都にて繰り返しはせざ
る乎とのことであつた。

會藩鎮撫

一 五日午時（正午）御供揃にて御登城有之、御談之次第は、會藩之妄動鎮撫一條
之由、會藩へ通達之御書面出來、會藩へ御渡に相成、如左。
長防禦所置之義に付ては、妄に堂上へ立入周旋ク間敷事有之候ては、此後御所
置之品、從朝廷出候共、御眞意に無之様相當、恐入候義に付、朝廷之聖斷を可奉仰
事。

此れは既記の通りにて(参照 二五)幕府も會津の猛運動には、頗る難有迷惑を覺えたものと察せらるる。而して松平春嶽杯の眼中から見れば、會津の猛運動は、幕府の爲めにせんと欲して、却つて幕府を傷くるものとしたのであらう。而して會津の眼中からすれば、松平春嶽杯の周旋奔走は、幕府の爲めにも、朝廷の爲めにも、寧ろ有害無益にして、却て薩人の爲めに、其の大なる野心を逞くせしむる所以に外ならずとして、憤慨してゐたのであらう。要は銘々の立場によつて、其の見様も自から相違するのだ。

【三〇】 朝議と長防問題 (二)

寛典決定
工作

朝廷に於ては、愈よ長州に對して、寛典の御沙汰に決せらる可き評定の順序と成つた。

一 五日櫻木御殿(近衛邸)より、御呼出に付、雪江(中根雪江)參上之處、長人頼りに迫り入る風説有之、山崎關門に而抑留之儀、津藩より伺書出、時機甚御懸念之次

第に付、三公(左右大臣、内大臣等)之御方々御内談、唯今之内、寛大之御所置被仰出候はゞ、鎮靜可相成との御評議候得共、攝政(三條齊敬)尹宮(朝彦親王)御承引無之、會建よりも專致入説候故、今日三公より御發しに而、俄に攝政家へ御會集、御席にて御決評、入説之間隙無之様に、御發評(表)之御積り、右御決議之上に而、戸田和州を以、幕へ御相談相成筈に付、其節幕に而異議無之様、公(春嶽)にて御周旋有之様被成度候へば、其段可申上との仰なりし故、幸ひ登城致居候へば、從是直様可申聞と及御請、登營之上申上之。

然るに此の五日の集會は、翌六日に延引した。而して其の六日の集會の結果は、左記の通りであつた。

二條邸評議

十二月六日、攝政二條齊敬は、朝彦親王(賀陽宮)、晃親王(山階宮)、九條道孝、大炊御門家信、近衛忠熙(前關白)、鷹司輔熙(前關白)、廣幡忠禮、正親町三條實愛、柳原光愛、葉室長順、長谷信篤、日野資宗、飛鳥井雅典等を其の本邸に會集して、長防の處置を議す。齊敬乃ち、戸田忠至(天和守)を召し、朝議は敬親父子及末家三人を赦宥せんと欲するを以て、二條城に使し、徳川慶喜の意見を問ふべしと命ず。忠至二條城に抵

慶喜の意見
を問ふ

三〇 朝議と長防問題(一)

慶喜奉答

り、齊敬の命を傳ふ。翌七日に至り、忠至は慶喜の奉答書を上つる。其文に曰く、
防長御處置之儀に付、御内尋之趣、拜承仕候。右は私へ御尋に御坐候儀に候得
者、兼而被仰出候通、衆議を被爲、盡候上、被仰出候方に可有御坐、眞之御英斷を
以、被仰出候儀に候はゞ、別段存寄無御坐候。以上。

十二月六日

慶

喜

此れは極めて短簡ではあるが、辭令の妙を極めてゐる。當時の慶喜としては、此れ
以外の返答も、此れ以上の返答も、出来まい。

戸田御使
状況

尙ほ攝政邸より二條城に使したる戸田大和守忠至の家記に據れば、曰く、

六日、二條攝政殿へ忠至被爲召、舊長州入京參朝可被免一條に付、舊幕府慶喜存
意御尋御使、御同人於御宅舊宮方、並傳議奏列坐にて、被仰付候に付、忠至即刻二
條城へ相越候處、用部屋には、舊老中、若年寄、並會津、桑名、並居、御使之趣意等申出
候へば、忽ち議論沸騰、不穩事に立至り候半と存候形勢に付、萬一朝意不貫様に
ては、御爲不相成義と深く心配、是非朝意貫き、天下有志喜悅仕候様にと相考、舊
老中板倉伊賀守を別席に招き、御尋之義申談候處、何れにも慶喜へ篤と可申聞

城中衆議
紛々

旨、同人答に依て、則慶喜へ能々申談候處、於同人は入京參朝共被爲免候義、強て
存意無之様子に候へ共、何分會津、桑名、其外衆吏之議論に深致心配候體にて、夫
より會津、桑名、舊老中を始、舊幕吏評議有之候。其節忠至愚存申述候には、政權返
上之上は、都て朝議遵奉可致義、至當に有之。然ば右入京參朝共、朝議次第被仰出
候様にと、御答申上候て可然旨、及議論候。其後舊幕吏紛々之評議、爭論同様之體
も御坐候へ共、忠至に於ては、右之處に決心仕、衆議一決を待ち、二條城へ相控返
答有之様にと、度々及催促候得共、六日夜は遂に決せず復古記。

此處に舊字が紛々出で来るは、政權返上以後のことであるからだ。而して其の翌
曉に至りて之を決したる次第は、戸田忠至家記に曰く、

戸田復命

翌七日曉に至り、朝議次第にて、可然旨、慶喜より御返答申上候。即刻二條殿へ罷
出、右之段復命仕、無滯相動候事。

朝廷津藩
への批答

忠至が齎らしたる慶喜の答書は、前記の通りであつた。而して七日に至り、朝廷は
津藩士よりの稟狀に左の批答を與へられた。

批 紙

登坂御沙汰可相待旨、過日相達候間、押懸入京有之間敷、強て入京申立候はば、鎮靜申諭、差留置、御沙汰可相伺事。
と、而して遂ひに撃退せよとの嚴命には及ばなかつた。

第七章 大號令換發期日決定經緯

【三一】 大號令換發の期日問題

大號令換發期日打合せ

此れより眼を朝臣内の改革派及び薩藩の運動に轉せんに、改革の獻立は、愈よ出來上り、剩すところは只だ其の實行如何にあつた。今ま其の顛末を語らんに、十二月二日岩倉具視は、其の本邸に大久保一藏を招きて曰く、皇政復古大號令換發の議は、既に御裁可を経た。就ては其の期日を定めて、上奏することとなつた。その方面の薩、藝、長、土の準備全く成るの日を計りて、之を告げよと。大久保は旨を領して去り、少時を経て又來りて申す様、本月八日を以て、大號令換發の期と致されたしと。岩倉曰く可矣。但だ事宜によりて之を伸縮することあらん、豫じめ此意を領知せよと。

後藤の延期申入

斯くて十二月五日大久保は後藤象二郎と與に中山忠能の邸に至る。正親町三條實愛亦た來り會す。後藤は兩卿に懇請して曰く、本月八日までには、吾が主人容堂

大久保八
日固執

恐らくは上京する能はざらん。希くは十日まで延期せられよと、中山、正親町三條は之を熟思せんと答へた。翌六日岩倉は其子具定を中山邸に遣はし、前日後藤と應對の顛末を訊はしめた。中山は其の詳細を語つた。既にして大久保又來りて岩倉に見え、切に八日を以て期日とせんことを請うた。此に於て岩倉は左の書を中山に與へて、此事を商議した。

岩倉中山
商議

昨日後印(後藤)御談合之次第愚孫岩倉具定、實は岩倉の實子、但だ彼に養子具嗣ありたる爲め、孫と稱したより何も拜承。又大(天久保)よりも傳承候。八九の處後印はどふか類に容(容堂)上著之上と願申事に候得共、大には是非〳〵八と申居候。兎角御三卿之御決答可奉待筈に候間、明朝は尊家へ大(天久保)參上、万々可申上候との咄し也。小子今日後印出會候。尤八の方ならでは、都合悪く不得止件々も、御三卿(中山、正親町三條、中御門)より伺居候旨申聞候心得に候。約り今夕にも御三卿より後印に懇々八と申事を、御直に御申聞に相成候歟。又は御兩卿(中山、正親町三條)より御書中にて、段々と一同へ商談又は上(主上)の御都合の御次第も有之云々に付、無據やはり、八と御申遣に相成候而も宜敷と存候。左候へば小子より後印に右懇

懇可申傳と存候。此應對は彼が氣を損せぬ様、いからさぬ様致さねば相成不申、實に御大事と存候。只々朝廷に於て不得止に出ると申事を會得致さねば不相成、一大事之事に存候。萬々御熟考宜敷希上候。

但今夕にも明朝にも容(山内)容堂著坂の様子分り候へば、著京御待可然と存候へども、船の事故、空談にては不可頼事に候。且外に種々危き咄しも有之、眞に一日千秋之思とは今日之事に有之候。

會津不容
易

昨日林左(林左門)尾藩士來り、會(會津)津にて不容易咄しを承り候。迎拂曉に來り、其噂申居候。

已刻頃彼の幕中へ入置候佐倉なるもの來り、是も會桑之奸計を頼に申居、御互に餘程注意せねばならぬ御大事と申居候。實に存外の事に候。併當方の秘事は少しも知れ居り不申、只これこれか、何か大に賊藩と結び居り、必ず事を企つる抔申居候由に候。然るに幕には眞に心配致し、會桑の暴動なき様、苦心之事は、無相違様申居候。右早々如此候也。

十二月六日

固 大 人

追申、御達書類、又御心覺書等は、午後には夫々出來候へ共、今晚拜顔にて可差出と存候。參上候而不苦候哉、何度候也。

岩倉大久保に同意

此れを見れば、如何に大久保と後藤とが、其の期日の遲速に就て、互に其の主張を殊にし、特に大久保が固く八日説を執りて、動かかなかつたかが判知る。而して岩倉も亦た此れに同意して、八日説にて斷行せんことを中山等に慫慂したることが判知る。當方の秘事は、少しも知れ居り不申の一句が、千鈞の強味がある。會桑の連中は、全く此の大芝居の仕組まれつつあるに氣付か無かつた。

【三三】 期日に關する大久保日記の數節

讀て大久保日記を案するに、

大久保中山を説く

一 四日 今朝北岡公岩倉に參殿、中卿、中御門經之も御出、八日期日云々言上候

八日に決定

處、山卿に申上候様承知、晚景參殿及言上候處、大に御異論有之、反覆申上候て、八日に御決定、内實は九日迄之處に御決し、今夕岩下家に西郷、伊地知、吉井參集會議、今日後藤參る。

此れにて、八日に期日は確定したが、或はそれが九日となるやも料り難しとの融通がつけてあつたことが判知る。而して其の期日に就て、中山卿も、大に御異論有之とあれば、如何に中山が頑強に異論を申し張つたか、而してそれを反覆説破の上、遂ひに大久保の八日説に同意せしむるに到りたるかが判知る。

周旋來往頻繁

一 五日 今朝北岡公岩倉に參殿、後藤拜謁被仰付、義に付、云々申上る。則正三卿(正親町三條實愛)に參殿候様に付、早々參殿候處、中御門卿御出付、一同拜謁被仰付、後藤に御答振云々申上る。小子にも山卿(中山忠能)に參殿候様被仰付、一應北岡公に參殿、形行申上、午刻山卿に參殿候處、後藤も參殿致居、山卿、正三卿一同にて、御拜謁被仰付候云々。

御内諭共に退出、直様出殿、形行及言上候。

如何に運動、周旋、來往が頻繁であつた乎。如上の乾燥なる文字の裏面を玩味すれ

執中九日
となす

ば、自から分明だ。

一 六日 今朝岩邸に參殿、昨日中山卿參殿之形行、且今日晝後、後藤岩卿に參殿之一條申上る。亦々中山卿に參殿云々申上る。今晚北岡公(岩倉御出、岩下君、西郷、吉井、伊地知參集及談話候。明後八日期日に候處、後藤嘆願に付、九日に延引可相成と之有無、段々御苦心にて、山卿云々付、八日之所、六ヶ敷とのことなり。此の如く岩倉は自から大久保寓所に出掛け、岩下、西郷、吉井、伊地知の徒と共に、協議に及んだ。後藤は十日と云ひ、大久保等は八日と云うたが、今や其中を執りて、九日を以て、其の期日とした。

今日長防之事件、朝議にて、會云々、戸田云々、梅澤云々。

此れは前記と參照 二九三〇 對照すれば、意義自然に分明だ。即ち對長措置に付ても、漸く大久保等の目論見通りに行はれ來りつつあつたことが判知る。

一 七日 今朝山卿に參殿致候處、八日期日云々、甚六ヶ敷、出殿之上、北岡公(岩倉)に參る。是非八日と思召候得共、就御内議、無御據次第も有之、被延候。於二條家、防長御所置一條、段々六ヶ敷、藤堂藩等、大に論じ候由。

岩倉齒痒
がり

元來岩倉は入洛の勅許を得ただけにて、云はば今尙ほ日蔭の身である。固より自から朝に立つて周旋することは不可能だ。されば彼は同志の公卿を刺戟し、督勵し、指導し、諭曉し、彼等をして自己の志を行はしむる他に方便は無かつた。されば彼が如何に他の優柔不斷を齒痒く覺えたかは、十一月廿八日付、大久保への書簡の中に、

實に餘日も無之候事、個様重大之義、今日に決定なく、主謀二三人之公卿、ウロウロにては、不相濟義、十分御談じ可給候也。

との一節を見ても、想ふ可しだ。而して大久保が十一月廿七日付、岩倉に與へたる書中にも、

大久保の
岩倉激勵

今朝正卿(正親町三條實愛)に參殿奉言上候處、何も御異論無御座候。……就ては御前今晚御出被爲、在候義は、是非私よりも奉願度奉存候間、何卒御確定に相成候様、萬々御盡力之程奉伏冀候。今朝之處、御異論は無御座候得共、幾重にも打込め不申候て、乍恐十分之處にいたり兼可申奉懸念候。

大久保岩

と云うてゐる。此の如く岩倉は大久保の力を藉り、大久保は岩倉の力を藉り、與に

倉互に依 俱に朝議を確定し、之を徹底せしめんと焦慮苦心したる模様は、この寥々たる書簡中の一句一節に隠躍してゐる。此の如くして彼等は漸く大號令換發の期限までに漕ぎ付けたのである。

【三】 大號令換發に關する大久保、岩倉、中山の交渉

大久保一藏が、岩倉具視當十二月(慶應三年)五日付の書簡は、極めて乾燥なれども、其中には容易ならざる驚天動地の企畫が標識せられてゐる。

十二月五日

- 一 帥宮、仁和寺宮、山階宮密告御引受可申上候事。
- 一 四藩召之御書附前夜御渡云々之儀可然、藝は當朝之方。
- 一 會桑御達。

御沙汰之品も被爲在候間、早々歸國可奉待命云々にて可然か。但蛤御門等固場所被免、人數早々可引取。

帥宮は有栖川宮熾仁親王、仁和寺宮は東伏見宮嘉彰親王、後に小松宮彰仁親王と改稱せらる。四藩とあるは、薩、土、尾、越、藝は當朝之方とあるは、藝藩より機密の漏洩を慮りて、其の實行間際に、召命を下せとのことであらう。自餘の方策は、殆んど摠て文久三年八月十八日、大改革の故智を襲うたもの。

攝關兩役
國事掛
廢止

一 二條家賀陽宮以下、兩役國事掛御達之儀、攝關兩役、國事掛被廢候付ては、被免役儀と之御文言には及間舖哉。

兩役は傳奏、議奏だ。一切諸官廢止なれば、此れと共に、其官に在るものは、二條攝政、國事掛賀陽宮以下皆な廢官となる譯合だ。されば別段罷免を朝廷より申渡さるるにも及ぶまいとの譯合だ。

兵士戎服
參入の事

一 召諸藩參朝之日、兵士戎服之儘、九門内は勿論、御内參入被免候事。
右評議之形行、不憚恐奉申上候。中山卿之方先宜敷方には御坐候得共、色々六ヶ敷、中御門卿御一同之事も、御見合と之事御坐候間、左様御通被下候様奉願候。逆も私誘引三條も御許容被爲在候處、無覺束奉存候付、只今より正三卿(正親町三條實重)に參殿、尙亦可奉申上置と奉存候。委曲は歸懸參殿可奉申候付、其内右之趣

三三 大號令換發に關する大久保岩倉中山の交渉

御披露奉願候以上。

十二月五日

大久保一藏

北岡(岩倉)様

執事 中様

中山苦情

此れにて見れば、中山忠能には、流石の大久保も當惑し果てたものと察せらる。彼は斯る問題に付て、相談するのには、頗る難物であつたらしい。尙ほ本文中「評議之形行」とあるは、西郷等、薩藩諸僚等と申合せたことであらう。此の如く五日には、一切の順序は、大久保、岩倉等の間に出来上つた。但だ實行に就ては、下に後藤の其主容堂の入京を待つ可く、延引説があり、上には中山忠能が、兎角の苦情があつたものと察せらる。今ま岩倉具視が、十二月六日付にて、中山忠能へ與へたる一書を見れば、

期日に關し岩倉中山宛狀

先刻愚孫(岩倉具定)へ御沙汰之條謹承仕候。眞に小子にも苦心極りなく、十方に暮れ候。今夕刻より薩客へ出會候筈。大久(天久保一藏)には大決斷、何を申ても八ならでは、百事去り可申との事申出。且又今日土にも後藤より折角申出候邊も有

之候へば、是非く八と申候。尤大久は兼て九にてもと申上候由に候へ共、西郷始め右にては決して不相叶、兵勢にも關係候次第有之、且會桑之様子も實に不容易との事にて、困り入候旨に有之候。亦外にも色々不容易咄しも承候事に候。何分今晚拜顔萬々御相談申上度候ま、御用濟候は、如何におそくとも參上篤と御咄し申上度候。天明頃に相成候ても宜敷。小子は此に至候ては、何事も顧慮不仕事に候。大久が九にてもと申上候一言は、軍法に背くとか、兵氣に關するとか、何とか申し、やかましく申居り、筆紙に不被盡條々も有之候。若し是非とも九と申候事に候は、大に御相談申度候。御返事希上候也。

十二月六日

對

岳

中山殿

中山の勢

如何にも八日、九日のたゞ一日だけの差にても、大なる物論を來たしたるものと察せらる。而して岩倉が七重の膝を八重に折りても、中山をして八日説に同意せしめんとしたるは、如何に當時中山が、今上天皇の畏れながら外祖父たる位置に於て、有力であり、何事も彼の手を藉らざれば、宮中筋の運動の出来かねたる事

三三 大號令渡發に關する大久保岩倉中山の交渉

一二七

情が推察せらるる。

【三四】 大久保の京狀報告 (一)

要領よき
京狀報告

左に掲ぐるは十二月五日付にて、大久保が在鹿兒島の養田傳兵衛に與へたる書簡にして、薩藩側より見たる當時の京都の情勢を、尤も要領善く示したるものである。而して本書は養田を透して、島津久光へ報告したるものなれば、其の要領を得たることも當然である。

新撰組の
静さ

中將様(島津久光)益御機嫌克被爲遊御座、追日御順快(脚氣病)被爲成候筈と奉大慶候。於御當地、太守様(島津忠義)益御機嫌克被爲遊御座、御同慶奉存候。爾後何も相變候儀無御座候。三邦丸より飛脚被差立候付、其節形勢申上置候處、其後追々釋之模様罷成申候。新撰組之暴舉も其後は何事も無之、近藤勇も幕之方より手も相付候由、當分は何方にか潜伏候哉に聞得申候。大嵐の前の静けさであらう。

紀州大垣
漸次屏息

一 紀州三浦休太郎(三浦安)藤堂、深井等よほど幕權復古之論相立、專巨魁と相見得候處、頃日にいたり説を立替候由に御坐候。大垣井田五藏(男爵井田蓮)と申者同斷之向に被聞候處、是以相反し候由にて、當今にいたり候ては、專獨立之姿と相見得、下之處、中々居合不申、過半は進て倒る外無之と之論に決居候由、要路も一定ならず、内々奔走もいたし候由に御坐候。君侯は實に反正ならでは、逆も此上被成、様も無之と、別而御心配之由に候得共、統御に御困り、此上は歸國之朝命にても有之候得ば、御幸と之御趣意に被聞、尾老公(徳川慶勝)には内實御書通等も被爲、在候由に承申候。誠に頑愚固陋、不臣之極に御坐候。

熊本藩の
現狀

以上は紀州大垣の佐幕黨が、漸次屏息に赴きつつある事情を云ふ。熊本藩も津田山三郎(津田信弘)留守居に出先日も西郷方に參、是迄之處を慨嘆し、御國(薩藩)に依頼と之嘶にて、全く論も變り、淺井新九郎なる者、此内歸國之由に御坐候。假令十分之勤王は出來ざるとも、尊幕は止め候向に御坐候。其後何方も上京無御坐候。

此れは熊本藩の現狀を叙したるもの。最後の一句、假令十分之勤王は出來ざると

も尊幕は止め候向に御坐候は、正さに當時の熊本藩を評斷し得て、的確と云ふ可きである。

山内容堂
引の上京延

一 御盡力之御手順も、容堂公御上京無之故未拱手して、被爲待候御都合御坐候。例之御遅寛に、甚私共にも心痛御事に御坐候。公卿之處に於ても、無遺策御大策被爲立、五日迄之御期日相立、御發動之御決御坐候處、後藤歎願之趣有之、八日迄と御遷延被爲在候。全體當月(慶應三年十二月二日)御上京と申事にて、五日に御取究相成候得共、八日に御上京と相成、右通旁御延引相成申候。此節之處は、萬々無相違御上京には相成申向にて、人數等も凡て上坂、且御小姓邊も、御先番等は、盡く參居候由に御坐候。

土佐に對
する協調

山内容堂の上京延引には、大久保なども別して當惑し、且つ不快を覺えたであらう。大久保其人の如きは、折角容堂上京打合せの使者として、鹿兒島より高知を経て、上京したるものである。然るに如何に病氣とは申せ、斯く延引に、延引を重ねては、仲間中の相場崩しとなるは必然である。されど當時土佐は、薩長に次で、尤も有力なる雄藩の一であつた。されば土佐を除外しては、此の大改革を成就するに甚

だ困難である。故に薩藩側に於ても、土佐に對しては、極めて寛裕の態度を取り、彼をして我に協調せしめん爲めには、我よりして先づ彼に協調するの方策をとり、遂ひに一步一步、彼を我側に引ずり込むの方便を取つた。其の辛抱力も決して容易ではなかつた。

【三五】 大久保の京狀報告 (二)

漢發期日
確定不動

大號令漢發の期日に關しては左の如く明言してある。

如何様しても、八日(慶應三年十二月)は相延不申、御確定に御坐候間、十日迄發動無相違御納得可被下候。此度は段々能機會と相成、是程之事を、期日延に相成、若敗を取候ては、最早皇國夫限と可申、譯御坐候間、此上は遷延不相成候様盡力仕事に御坐候。未漏洩之憂は無御坐付、其段は御安心可被下候。後藤には御密策打合申候處、別而同意にて、少も異存無之、大幸に御坐候。輕忽に談合も恐れ有之候付、見合居候處、頓と外に策之立様無之、困究之處に持込候間、大に大慶いたし候事

に御坐候。就て歎願之趣承り、有志公卿に情實申上。吳候て、八日に御延引相成たる事に御坐候。

此れにて後藤との打合、後藤が二つ返事で直ちに同意したること、その爲め後藤の歎願を容れて、八日まで延期したること、而して今尙ほ一切漏洩せざることが判知る。然も此間に處して、大久保の苦心の尋常でなかつたことは、猶更ら想像に餘るものがある。

改革要領

一 御手順は攝關議傳國事掛を被廢、太政官を設け、三職被置總督議定參與人材御登庸賢侯有志公卿官武無差別所謂衆議粹出議事院の法に倣而參與の職には、堂上地下之差別なく、陪臣艸莽といへども、人傑を以、御拔擢相成候由、即日其根本御治定、然して命を傳へらる之御運に御座候。

慶喜に對する處置

實に當時に於ては、此れ以上の驚天動地の大改革なるものは、實行は勿論、恐らくは考案さへしたる者もあるまい程のものだ。

慶喜公之處は、五藩土、藝尾、越、御國、應召之上、尾越に命せられ、十分反正謝罪之道を御内諭有之、官一等を降領地返上、侯列に下、罪を罰下に奉待等、將軍職辭表は、既に過日差出相

成無異議朝廷御趣意通、斷然訴出候得ば、始而眞の反正實行顯ると可申候得ば、其上は公平寛大之御處置被爲在、御至當なるべしと之御事。

會桑處理

此れは徳川慶喜に對する御處置だ、惟ふに此點に關しては、其の實行上、寛猛如何に就て、今後幾多の問題、幾多の異見は出で來るであらう。されど概括的、總體論としては、後藤等も同意したものと察せらる。實のところ、後藤等は只だ公議政體を主張したるまでにて、其の成案は無かつたので、岩倉、大久保等の改革案を得て、渡りに船の心地もて、欣然それに合流したのだ。

一戰準備の要

會桑に至つては、于今周旋もいたし、反正之廉無之、宗藩に對しては、無道を助くると申道理、故守護職所司代を被廢候付、早々歸國御沙汰奉待様、御達之賦、長防御處置、即日寛大を以、上京迄も被命候御賦、各國御布告は、不及申、列藩御布告、農工商諸人等に至る迄、夫々安堵相成候様、御示諭等、無殘處、御内定被爲在候。

期し不申候ては、中々以右御大策被行候儀無覺東、尤反命する者は、直に御追討とは申、朝廷之御兵力は無御坐候ては、御威光相立候場にいたり兼申候。當日朝命を以、九門内御警衛は、五藩に被仰出候筋に御坐候。後藤にも彌決心、藝におひては、其期に臨み、兩藩より談じ候得ば、子細無御座候。

五藩とあるは、薩、土、藝、尾、越を斥すもの。

即今状況の良好

一 長兵も西之宮に出張候處、去る二日晚被仰渡趣も被爲在候付、致上阪、奉待御沙汰候様、從朝廷御沙汰相成、別而安心仕候。正義之勢よほど相立候て、自然列藩も、朝威に服從仕候様之向に成立、即今之處にては、無此上都合に御座候。併何分大事之御場合、太守公(島津忠義)にも別而御配慮被遊、從て私共に於て、苦心仕候。此上は從來勤王無二之御誠意貫徹仕候様、萬々盡力可仕、決て輕舉之事は無御座候付、其段は御安心可被下候。

右大略之形行奉申上候。以御賢慮、達御聽候儀、可然奉願候。以上。

十二月五日

大久保 一藏

養田 傳兵衛殿

小松上京希望

此れは島津久光に、其の侍臣養田を透して告ぐるものであるから、其の輕舉妄動せざる點を、故らに丁寧反覆陳述してあるのだ。

追て今日は公卿方に、後藤同道參殿、只今罷歸、達方相成候て、委曲認得、不申、大綱之形行迄、亂筆を以申上候付、宜舖不惣候は、桂大夫(右衛門)、小大夫(小松帶刀)に、右様次第にて、別段不申上付、本文之形行宜舖御傳被下度候。乍自由奉願候。小大夫(小松帶刀)には、少々御快方に候は、御勉強にて御上京相成候様、御盡力被成下度、萬々奉願候。十分無事相遂候得ば、勿論、事あれば、殊更跡之處、大事に御座候付、幾重にも御盡力早々之處、奉伏冀候。以上。

此れにて一切の仕組が、殆んど遺漏なく五日迄に出来上つてゐたことが判知る。此の芝居も、大抵の事ではなかつた。而して其の作者が、役者をも兼ねつつあつたから、彼等の苦心は、殊更多大のものであつた。

【三六】 西郷の京狀報告 (一)

西郷養田宛状

西郷吉之助も亦た大久保と同月同日同人(十二月五日、養田傳兵衛)當にて、京都より一書を送つてゐる。此れも勿論在鹿兒島なる島津久光に、養田を透して、京狀を報告せんが爲めであつた。當時大久保は専ら岩倉其他公卿方面に運動し、西郷は諸藩士及び内輪の取纏めに往來し、自から分業の姿になつてゐた。従つて其の報告も、互ひに出入ありて、兩書相照らすの必要がある。

容堂未著

中將様(島津久光)益御快方被遊候半、恐悅の御義奉存候。於_二爰許_一も太守様(島津忠義)益御機嫌能被遊御座、御同慶此事に御座候。陳ば御著京相成候處、尾越の兩侯御著相成居候迄にて、其外いまだ何方も御著無御座候處、藝州世子近日御著容堂侯の御著、日々御待申上居候事に御座候。

西郷等が島津忠義に従ふて鹿兒島灣より出帆したのは、十一月十三日にして、忠義の入京は十一月二十三日。當時は徳川慶勝、松平慶永(春憲)は既に著京、自餘は未だしであつた。爾後淺野茂勳は入京したが、容堂は遷延、其の理由は下記の通りだ。土州においても俗論大に沸騰いたし、後藤杯罷歸候時節は、甚難澁の趣に被_レ相聞申候。夫故廿三日御約定の期限も相延、又候廿七日の御發船の處、是以俗論再

其理由

發の譯も有之候由、乍然京地の模様も相變候のみならず、坂本龍馬、石川誠之助の兩人暗殺に逢、土邸大に憤激いたし、廿七日の御發船は、今一運槽御人數御操出相成候て、早々御迎に乘戻候時機に御座候。御側廻等も都て著阪相成居、只容堂侯御一人迄に相成居候間、此上は決して間違有之間敷と奉_レ存候。土佐の事情、全くその通りであつた。西郷も鹿兒島に於ける俗論の沸騰に惱されたる近き經驗の持主であつたから、土佐に於ける俗論の沸騰には、定めて諒察もし、同情もしたであらう。

後藤の立場

後藤にも俗論よりは怨を受け、既に危き場にも陥候次第にて、逆も此上は、正義の堂上結合不申候ては無_レ致方次第にて、乾、小笠原の徒と相結び、有志中とも一體の場合立至り、土州に取りては、不幸中之大幸と相成、天下の大慶に御座候。後藤も周邊の事情に餘儀なくせられ、今や板垣(苞)退助、小笠原唯八などの西郷等一味の有志者と相結ばねばならぬ始末に立到つた。

後藤正論に復す

乾(板垣)よりも別段私共えも申遣、此上は後藤にも正論に復し、同一體と相成候付、乾杯と相心得、何篇談合いたし、吳候様承、私方へも後藤差越、議論承候處、此以

前とは大に相違、大慶此事に御坐候。餘程案じ當り候向と相見得申候。如何に西郷が板垣からの先容によりて、後藤に對し、虚心坦懐もて應接し、而して後藤の言説に満足を表したるかゞ判知る。但だ西郷の満足したるほど、後藤が果して中心より西郷等の同志であつた乎、否乎は、尙ほ考慮の餘地がある。然も後藤が兎も角も途中までの同行者であつたことは間違ない。

藝藩状況

藝藩は全體の居り無之哉、いまだよろめき居候得共、此藩は格別處も無之義と相考居申候。辻將曹はいまだ疑迷不醒ものと相見得申候。

藝藩は殆んど西郷の眼中には、問題にしてゐない様だ。辻將曹其人に對しては猶更のことだ。

尾張越前
状況

尾張越前の處も、初より此度は政權返上相成、於朝廷被聞食、王政復古の御基本天下の公義を以被召立度處より、御召の事候へば、是迄と違、幕府に付て盡力の道は全く無之、是非王政復古の御趣意不相反處は、御親藩より御盡一成、御專任と申事、如何にも御振はまりの次第に御座候。

此れは尾州越前など、徳川幕府と親藩であり、御家門である、特別の關係ある兩藩

も、愈よ皇政復古の大旨趣を奉體し、その爲めに盡瘁する氣分を發揮しつゝ、あると云ふことだ。事實亦た此れに庶かつた。

【三七】 西郷の京狀報告 (二)

紀州反正

御著京被遊候時分は、親藩譜代の面々、幕府復古と申俗論喧敷事に御座候處、近來に相成、紀州邊も大に反正の姿、國中に於ては勤幕の魁首を刎、專權の家老津田某を退け、國論を立替候評判に御座候。

此れは忠義著京——十一月廿三日——當時は、佐幕論猖獗したが、今や頓に屏息したと云ふこと。而して紀州に就て其例を示してゐる。勤幕の魁首とあるは、田中善一郎、津田某とは、津田出のこと。

安藤帶刀
正論

全體安藤帶刀正論にて、是より手を付け、右等の勢と相變候趣に御座候。京地にても三浦休太郎と申す紀人、餘程勤幕主張いたし居候處、右等の次第にて、俄に勤王の論を相觸候由御座候。

三浦休太郎は、三浦安だ。彼は十二月七日の夜、海援隊、十津川——此中には陸奥宗光も在り——其他の有志より、坂本、中岡刺殺の主謀者と猜定せられ、その復讐として、寓所に斫り込まれたが、小疵を負ふたのみで、幸ひにして免れた。

諸藩勤幕者屏息

只今の處にては、會桑に限り俗論持定いたし居申候。外には大垣藩井田五藏と申者、勤幕の力者に御座候。此一人は今に主張の向に被相聞申候。藤堂藩の勤幕先生は、早々國え打下し、幽閉被致候話に御座候。肥後藩も大に相變、津田山三郎京都御留守居を被命、取合候處、彌勤王の筋は不取違との趣申居候。肥後議論相變候故、隨て柳川、久留米も相變候向に被相聞申候。近々良之助公子(肥後藩主弟、後に子爵長岡護美)上奏の由に御座候。此節は餘程勤王論の勢ひ盛大に罷成申候。只今の處にては、正論被相行候氣運かと、雀躍此事に御座候。

彌よ皇政復古の曙光を認め、西郷等の快心事、思ふ可しだ。以上は専ら京地に於ける政況を鳥瞰圖的に指示したるものだ。

會桑失望

長州も去月廿九日、西之宮へ著船相成候處、朝廷え御届等、藝藩より申立相成候處、殿下(攝政二條齊敬)尹宮(朝彦親王)邊は、會桑の説を御聞込相成、歸國いたし候て、

御沙汰相待候御達相成度との御論に御座候處、議奏衆には上阪いたし、御沙汰迄は、相控居候様との兩議不相決候處、御朝議の日に到り、幕府よりは、早長州の御處置、關係不致策にて、至當御沙汰相成度、若顛倒いたし候ては、必變を生じ可申、大樹慶喜も心配いたし居候段、全相離反正の姿、相顯はれ候處、初て殿下杯被思召付候て、會桑の論は、幕府の趣意に相反し候議を被御存付、議奏衆の御論に相決し、其通の御達に相成申候。藝藩の御届書御付紙を以被相下、大に會桑は失謀(望)の體に御座候。

二條攝政、尹宮は、會津、桑名の意見に動かされ、大に硬論を主張せられたが、それが徳川慶喜の意志ならざるを知つて、忽ち滯阪の上、御沙汰を待つ可しとの御沙汰を下され、それにて會桑は失望したとのことだ。事實全く此の通りだ。

會桑不安

此上は十分王政復古の御基本は罷立可申勢にて、太政官御取起の一條も、細々御手順相立、八月迄の御期限相定申候。只今の模様にて、幕府におひては、彌反正の姿にて、決して動揺いたす勢は、不相見得候へ共、會桑の處は如何にも安心は出來申間敷、動くものならば、此兩藩かと被相察申候。

此れも事實に庶き觀察だ。

實に此節の處にて、幕府も難有がり候事と被相察候儀に御座候、當分は實に寸暇無之、多忙中不能詳悉、甚恐入候得共、大略迄如此御座候、恐々謹言。

十二月五日

西郷吉之助

養田傳兵衛様

西郷大久保著眼點の相違

此れを大久保の報告書と對照すれば、當時京都に於ける政局の内外表裡、殆んど舉げて漏らす所なしと云ふも過言であるまい。而して其の銘々の書簡の上に、銘銘の個性が極めて鮮明に發現せられ、西郷の著眼點と、大久保の著眼點とが、如何に同一事相に對しても、差別あるかゞ會得せらるる。

【三八】 期日に關する岩倉、中山の交渉 (一)

後藤換發期日延期懇願

扱も十二月六日午後、後藤象二郎は、岩倉具視に來り謁し、十日を以て大號令換發の日とせんことを懇請した。岩倉は是非とも八日の期日を延ぶる能はざる事情

岩倉後藤約定

を曉諭した。而して岩倉は更らに又た書簡を中山忠能、正親町三條實愛に贈つて、其の旨を告げ、打合はする所あつた。尙ほ同日既に岩倉より中山へ書を贈りたるは、既記の通りだ(參照 三二)

當用而已言上候。今日後藤出會、段々之議論、終に朝廷上不得已之内情を申諭し、彌八日發表に決し申候。併明日にも容堂著坂候はゞ、時宜にて一日之延期可願申旨申置候。若し一日延引候て、異變も出來候はゞ、干戈を以てする事有べしと約し申候。餘程論談も候へ共、約り右之通治定候。然るに尾越は、早早御内意有之可然と、段々懇談にて、實に情實を盡し申候間、其儀に候はゞ、早々三卿(中山、正親町三條、中御門)へ申入、是より禁中にて相談を遂げ、尾越丈の事は、急々取計相成候様、可取扱旨申聞置候。

尾越へ大改革を内報するは、後藤の尤も希望したるところであつた。此れには岩倉等も、聊か危険は感じつゝも、遂ひに同意した。

尾越へ早々御打合有之候はゞ、十分之事に至るべく、昨日も越前登城云々と咄しも有之、成程よろしそふな咄に有之候。小子云く、長州事件に付、兩卿(中山、正親町

尾越へ沙汰の時刻

三條も参仕、今日の退出は夕刻、又は入夜に至る可く候間、是より宮中へ申入れ、
兩卿より上の思召を伺候上之事にて、明朝ならでは、尾越へ御沙汰有間敷と申
聞置候。兩日御延引を願候ため、今朝正三卿へ参上、夫より中山卿へ参上の處御
参朝後ゆへ、小子方へ來り候との事に候。

此れは岩倉と後藤との應對の次第である。

斷然八日
と申切

右は十分御據なき御内儀之御様子を申聞、八日と決し申候。今朝も申上候通、
照三二餘程會桑新撰組にて、六ヶ敷も、恐敷暴論有之候に付、斷然と八日と
申切候。併容堂著坂ならば、一日位はどうか可成と、前書之通申聞置候。後藤云く、
明朝極早天御三卿之御亭へ参上、萬事伺申度。
三卿列坐にて

- 薩にて 大久保、西郷
- 土にて 後藤、神山、左多衛
- 越にて 中根、靱負、酒井、十之丞
- 尾にて 田宮、如雲、林、左門

右丈被召候様との事に候。此相談之旨は、後藤より早々薩へ申入候との事に、
同人は直に大久保へ行向候。

以上は後藤との問答の次第。

右御決定に候はゞ、中御門へは小子より今夕可申入候。御家又は御三卿の中、何
れとも御定め希上候。中御門にても宜敷と存候。明日の御刻限と、何れの方と申
處を伺度候。

御決定の御沙汰有之候上は、小子より四藩へ通し候。薩より尾へ申通し、土より越へ申
通し候約定にて候。

右賢考伺度候。今日は小子も餘程苦心にて、右之通漸々決し申候。大久保如何に
可申哉と存候得共、期日午早々位に御沙汰ならば、重疊と存候へども、せめて是
丈は後藤の願通り、朝の中もよろしくと存候。尙今晚大久保にも可申談と存候
也。

十二月六日

對 岳(岩倉)

固大人(中山)

三八 期日に關する岩倉中山の交渉(一)

成大人(正親町三條)

追申、中山卿へ申入候。今晚は參上御止に希上候。書類丈爲持上候事と存候也。而して岩倉は更らに又た一書を中山に與へて、大久保來談によりて、愈よ八日に願ひたしとの事を申し送つた。

延日不可能

別紙認候處へ、大久保來り申候には、右様後藤へ之御咄に候へば、實々八日に御決し願度、自分方にも、夫々手當致候との事に候。

後藤に朝廷上に於て不得止之御事情有之、八日の處は、半日も延引ならぬ所申聞候て、今日は餘程得心の事に付、何卒〱御兩卿之中御書にて、扱八日之所、段熟考之上、伺換度候得共、色々不得已義追々出來、八日にてさへ六ヶ敷勢にて、中々延日などは不存寄御時宜に候云々。

斷乎決定要望

箇様の御工合にて、もはや斷乎として八日と御治定願上候。右御書にて萬事都合致候。

又尾越之處、後藤申出候儀、尤に存候。元々七日入夜まねぎと御申合申置候得共、後藤へ左様申聞候へば、明日午早々殿下之亭へ參上候様云々、箇様の工合に希

上候。八日の事もれ候ては大變ゆへ、日を指すして明日午早々と云ふ方可然哉と大久保申居候。

何分早々御答希上候。右御決定次第にて、薩も手廻り始、手配との事。小子方も非藏人召寄、夫々書類相調候都合之事有之候。會桑始餘程々々掛念之事柄出來、眞に一日千秋之思に付、早々御返事希上候也。

十二月六日

對

岳

岩倉念入 如何にも老婆心切にて、嚙んで含める様、中山、正親町三條への報告と云はんよりは、指圖書を與へてゐる。岩倉としては、念に念を入れた譯合であるは勿論のことだ。

【三九】 期日に關する岩倉、中山の交渉 (二)

中山九日固執

中山忠能は、上記岩倉の來書(參照 三八)に接し、岩倉が獨斷もて八日と期日を定めたるものと思ひ、意甚だ憚ばず、岩倉具定を招き、之に告げて曰く、九日でなければ、

三九

期日に關する岩倉、中山の交渉(二)

發令の期日は不可能である。須らくその旨を具視卿に傳へよと。岩倉は之を聞き、中山に一書を與へて、期日の變更し難き所以を陳べ、面會商議せんことを謀つた。
〔參照三三〕然も中山は頑として之を聽かず、更らに具定を招き、發令の期日は九日に非らざれば、内廷御準備整ひ難きを以て、其旨を薩人に商らんことを具視卿に傳へよと告げた。具定本邸に還れば、父(表面上では祖父)具視は已に出でて大久保一藏の寓に赴くの後であつた。此に於て具定は其旨を中山に報じて、其の指揮を請ふた。

具定何書

過刻者參殿、御懇諭之趣、祖父へ可申聞、心得之處、最早大久保の寓宅へ行向候に付、如何可仕哉、家來に承候へば、大久保より西郷伊地知、吉井等待居候由にて、寸刻も早く入來を待つとの事申來り、即刻出門致候由に御座候、私行向可申哉、一寸相伺候也。

十二月六日

具定

中山殿

此に於て中山は更らに左の通り申向けた。

中山答書

承候書中にて、先刻申入候通、御達可給候、何れにても九日ならでは運び相付き不申候、明朝正三(正親町三條)と熟議、明夜は岳公(岩倉)と熟談之積に候、期日は九日と一決候、其外は無致方候、斯る重大之事件、岳公御一身にて御決定有之候ては、實以當惑に候、前文の通、一決の外は無之候、以上。

即時

固(中山)

如何にも岩倉の專横に對する憤慨の語氣、紙表に躍つてゐる。

岩倉釋明

此に於て岩倉も今は詮方なく、翌日左の一書を中山に與へて、其の釋明をなし、更らに面商せんことを請ふた。

昨夜歸宅早々別紙書認、酒氣も有之候上、大に草臥居、存付候まま、むさと書認、失禮の事共も有之、何共く恐入候へ共、書改候間合も無之、其儘入高覽候、大事之前之儀、多罪に候へ共、眞平高免可給候、扱九の方に御決し、夫にて大久へ可然申聞度存候に付而も、何分拜顔之上ならでは、萬事御分り兼と存候へ共、如何にも致方なし、若し晝間にても參上の義相叶候は、重疊と存候へども、夫は逆も御六ヶ敷哉、若し萬々一にも、御立寄給候様の御序も被爲在候哉、右御六ヶ敷候は

ば、愚孫可差出候。否御回示希上候。九に相成候はゞ、土は十分と存候。早々以上。
十二月七日

對 岳

固 大 人

岩倉融通

如何にも岩倉の方は融通が利く。中山が是非とも九日を固執するからには、今更それに反對せざるのみか、却つて九に相成候はば、土は十分と存候とて、九日に延ばしたことを、土佐側に取りては仕合であらうとの事を申向けてゐる。而して事實亦た土佐としては其通りである。

一身取計にあらす

追申、吳々も一身にて取計と申譯には無之、薩土よほど見込違有之候。此れが破れ候而はと深く苦心の事より、長にも大に激し居り、度々長より薩は責められ候次第も有之候。旁色々申上度事柄も有之、拜面不仕より、情實の不通もの有之候間、吳々も御斷申上候。不惡御聞取希上候也。

岩倉苦心

薩は一日も速かに、土は一日も遅く、而して長は更に薩よりも急。三藩の足並は、決して容易に一致するものでは無い。それを強めて一致せしめんとする岩倉等の苦心、亦た察するに餘りありだ。然も亦た没分曉漢の中山等を相手として之を行

はんとする、其の苦心更らに想ふ可しだ。

【四〇】 岩倉の中山に與へたる釋明書

中山に手こすり

所謂る岩倉が夜來の酒氣に乗じて認めたと云ふ別紙は參照 三八、既記の如くである。元來中山忠能は、全く難物であつた。彼は畏れながら今上の外祖父である立場にあり、彼を除いては朝廷筋の運動六ヶ敷、然も彼は寄合仕事の相手としては、頗る困難なる性格の持主であり、その爲め岩倉具視の如きも、彼に對しては、一方ならず手こすつた。本書は中山の來書に對して、大いに釋明し、陳謝し、強めて中山を慰諭して、面會商議を遂げしめんとしたるものだ。

中山に薩土直接交渉要望

昨夕兩度御報書謹承、俱に只臣一身私心に決し、申上候様御賢考、蒙譴責、恐怖此事に候得共、實に百事不得止に出候而已、決して私情には無之候得ども、何分拜上も不相成、かゝる大事、人傳文通にて、素よりなるべき道理無之、所詮小子氣儘と被思召候はゞ、萬々致し方無之候。昨夕御書狀にては、詰り御手切之事と敬承

四〇 岩倉の中山に與へたる釋明書

候間、此れより薩土何れも御直談被遊候様希上候。

之を見れば中山が岩倉の専斷を憤激し、岩倉に向つて絶交狀とも云ふ可きものを差しつけたことが判知る。それで岩倉も手を引くから、中山に直接に薩土何れへも直接談判せよと申送つたのであらう。

總督短慮の遺憾

しかし只二三四卿之間にてすら異論生じ候様之事にては、宇内は申迄なく内地之事も無覺東事に候間、右御總督尊卿御短慮にては、頗る遺憾之事に候。

流石に老獯と云はずんば、老巧なる岩倉だ。中山忠能に、大改革の御總督などの尊號を上りつゝ、彼の自負心を刺戟し、斯くて彼を慰諭し、其の平正の本體に立ち復らせんと試みた。忠告の方法、釋明の手段、至れり盡せりだ。

薩土兩藩宜しき様

薩にも今斗折角朝命を奉じ、爰に至り候所失望之事に至り候も殘心。且は去去月之件も十月十四日討幕の密勅を斥す被爲、在候事、よろしく冀上候。尙又是非九日との御事に候へば、夫に致し候とも、薩は申取、土は申取之所は、如何可仕候哉。是等も得と御談合、兩藩共に程能申度ものに候。

此れにて中山が終始九日論者であつたことが判知る。彼は朝廷の御都合にて、九

薩土へ申就辭令に就き

日ならではとの意見を、最後まで申し張つたものと察せらるる。

薩には不得止旨にて、九日と御申、土には段々之願により、九日早天と申すものにては如何候哉、すでに越尾云々之事も、後藤寸刻も早くと申居候事、是も云々に付、八日午後と、ほどよく申度ものに候。

此れは薩へは薩の得心する様、土には土の満足する様、其の九日に治定のことを申通ずる辭令だ。後藤は此の大改革に付、其事を尾と越に成る可く速かに通報せよと迫るから、八日午後に然す可しと同人に返答す可しとのこと。

直接面談要望

兎角今朝拜上之道無之哉。左候へば賢慮伺候次第に御談じ申入、薩土之所、双方程能可申入言取方、きつと御談じ申度候。

此の如く岩倉は直接中山に面談を希望したので。

大久保等落膽の様

昨夜御答書、元より大久保始へ見せ不申、只々今日いまだ正三(正親町三條)出會なく、朝廷上も相計不相成、八とも九とも決し難く候へども、多分九ならでは、玉の所六ヶ敷様子有之候事と申入候事に候。いづれも、落膽の様子、明曉西郷、大久(天久保)出頭之様申候得ども、夫は何分正卿御出會之上ならでは、幾度出會に

ても萬無益に候間、何れとも巳刻(午前十時迄)小子より否可申入、漸々相濟申候。何卒細敷御書か、亦は不苦候はば、參上不相叶候哉。兩様御報奉祈候。右早々如此候也。

十二 六

對

言 上

決定難餘
情なき事

岩倉は中山よりの來書は、大久保等には見せしめず、只だ主上のところ、九日ならでは困難のことありと申し通したところ、何れも落膽の様子であつた。而して明曉、西郷、大久保等、中山卿に出頭すると申したが、それには及ばぬ。此方より通知すると、其場は引取つたと云ふことだ。斯る大事件に於ては、一日の差は、時として千載の機を失ふ虞れがある。されば八日論と九日論とが、容易に纏らなかつたのも、餘儀なき事情あつたものと察せらるゝ。

尙ほ本書は六日付として、岩倉具視關係文書によりて掲げたるものなるが、別に七日付として、本書と同一にして、只だ一二字句の異同あるものがある。此れは恐らくは本書に據りて、字句を修補したるものと察せらるゝ。何れにもせよ岩倉の

原文は、前掲のものであらう。

【四一】 中山より岩倉への返書

中山や、
釋然

中山忠能は、岩倉具視よりの陳謝と釋明と、更らに忠告とを兼ねたる書面を受取り、や、釋然となりたる様であるが、然も九日説を斷乎として執り、飽くまでそれを固守した。然も岩倉と面談の一件には全く同意した。

中山返書

御兩封畏入拜承仕候。御安全恐悦存候。扱昨鳥(十二月六日)御細書畏入候。甚むいき失敬之申條恐入候。御理千萬申上候。實に如貴命大事之前十分穩談專要、偏可被免候。

此れにて兩人間の感情の蟠りは、一掃せられた様だ。

面談承知

扱八九の條件御苦勞令恐縮候。實愚存を押付申上候儀には一切無之候へ共、何分正三卿(正親町三條實愛)に、今日得と申合、貴君にも今夜拜晤仕度、吳々念願に候。此れにて岩倉の注文通り、面談の件は、中山も承諾した。

實以恐入候へ共、九の方に偏に希上候。今朝參上致度候へ共、實は省中も人目多く候に付、辰刻(午前八時)過、正三卿亭へ參入之義申合置、且生憎諒闡明傳奏被仰附、今日は伺事有之、退出之刻限も難計、扱々色々差支有之、實に當惑千萬に候。右之次第に候儘、恐入候へ共、薩土之處、御書中之御文意にて、九の方に何卒不立腹様に、御示命之儀、伏而奉希上候。

何故に九日であらねばならぬかの理由は十分明白でない。但だ中山其人が多忙繁務であるが爲めと云ふだけのことは、此れにて判知る。そは兎も角も最後の鍵を握るは、中山其人なれば、此上彼と争ふても詮なきことだ。

外の件々
賛成

外々之件は、御書中之御趣意通之事に而、於小子は尤宜敷と存候。正三卿へも其段委細申置候ま、宜奉希上候。越尾之處は、何卒前日八日之方、御命之通、午後と相成候は、重疊と存候。且貴君拜顔之義、どうも晝間は六個敷き上、參内候ま、無寸暇、恐入候へども、酉半過(午後七時過)に御入來希上度候。御受迄早々頓首。

即時(慶應三年十二月七日)

固(中山忠能)

御受

尙ほ嵯峨實受(正親町三條)の日記によれば、

追伸、吳々も當惑之餘り、存付の儘申上恐入候。御宥免希上候。晚刻拜面萬々可奉謝候也。

- 一 後藤來談。
- 一 薩土見込のこと。
- 一 尾へ薩、越へ土より談のこと。昨日岩岩倉へ申合、薩へも同上無異義。昨夜にも可被示之處、無音のこと。
- 一 長早々御免、容堂より申合のこと。
- 一 昨日は評決以下のこと示候。
- 一 期日尋候故、九日と申來由示候。
- 一 昨日のこと、岩、大く(天久保)へ傳言示候。
- 一 今日尾越のこと、可被行可申合示置候。
- 一 同上、爲、使、可行由申候。
- 一 同上、昨日岩薩同心のこと。